

指定介護保険事業者のための運営の手引き

通所リハビリテーション／

介護予防通所リハビリテーション

横須賀市民生局福祉こども部指導監査課

介護保険制度は、更新や新しい解釈が出ることが大変多い制度です。この手引きは作成時点でまとめていますが、今後変更も予想されますので、常に最新情報を入手するようにしてください。

横須賀が好き!



YOKOSUKA CITY SINCE 1907

令和8年8月改訂

目 次

項目	頁
I 条例の性格等	1
II サービスの提供の方法について	4
1 単位についての考え方	4
2 通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの一体的運営	4
(1) 人員基準・設備基準	4
(2) 運営の方法	5
III 人員基準について	6
1 基本的な基準	6
(1) 医師	6
(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員	6
2 診療所の緩和基準	7
(1) 医師	7
(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員	7
3 用語の定義	8
IV 設備基準について	10
(1) 設備等	10
V 運営基準について	11
1 サービス開始の前に	11
(1) 内容及び手続きの説明及び同意	11
(2) 提供拒否の禁止	11
(3) サービス提供困難時の対応	11
(4) 受給資格等の確認	12
(5) 要介護(要支援)認定の申請に係る援助	12
2 サービス開始に当たって	12
(1) 心身の状況等の把握	12
(2) 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等との連携	12
(3) 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に沿ったサービスの提供	12
(4) 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)等の変更の援助	13
(5) 基本取扱方針	13
(6) 具体的取扱方針	13
(7) 通所リハビリテーション計画の作成	18
(8) 介護予防通所リハビリテーション計画とモニタリング	22
3 サービス提供時	22

項目	頁
(1) サービス提供の記録	2 2
(2) 利用料等の受領	2 2
(3) 保険給付の請求のための証明書の交付	2 4
(4) 利用者に関する市町村への通知	2 4
(5) 緊急時等の対応	2 4
4 事業運営	2 4
(1) 管理者の責務	2 4
(2) 運営規程	2 4
(3) 勤務体制の確保等	2 5
(4) 定員の厳守	2 6
(5) 非常災害対策	2 7
(6) 業務継続計画の策定等	2 7
(7) 衛生管理等	2 8
(8) 掲示	2 9
(9) 秘密保持等	3 0
(10) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止	3 0
(11) 苦情処理等	3 0
(12) 事故発生時の対応	3 1
(13) 虐待の防止	3 2
(14) 会計の区分	3 3
(15) 記録の整備	3 3
VI 介護報酬請求上の注意点について	3 5
1 通所リハビリテーション	3 5
(1) 指定通所リハビリテーションの提供について	3 5
(2) 事業所規模による通所リハビリテーション費	3 5
(3) 所要時間について	3 9
(4) 利用者の体調不良等のやむを得ない事由によるサービス提供時間の短縮	4 1
(5) サービス提供時間中の中断	4 2
(6) 他のサービスとの関係	4 2
2 介護予防通所リハビリテーション	4 2
(1) 算定の基準について	4 2
(2) 定額制	4 3
(3) 他のサービスとの関係	4 4
3 減算	4 5
(1) 定員超過による減算	4 5

項目	頁
(2) 職員の人員欠如による減算	4 8
(3) 高齢者虐待防止措置未実施減算	4 9
(4) 業務継続計画未策定減算	5 0
(5) 利用者の住居と同一建物に所在する事業所に対する減算	5 1
(6) 送迎を行わない場合の減算	5 1
(7) 12月を超えて指定介護予防リハビリテーションを行う場合の減算	5 3
4 加算	5 4
(1) 感染症又は災害の発生を理由とする利用者の減少が一定以上生じている場合の対応	5 5
(2) 理学療法士等体制強化加算	5 6
(3) 時間延長サービス加算	5 6
(4) リハビリテーション提供体制加算	5 7
(5) 入浴介助加算	5 7
(6) リハビリテーションマネジメント加算	6 0
(7) 短期集中個別リハビリテーション実施加算	6 4
(8) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	6 5
(9) 生活行為向上リハビリテーション加算	6 8
(10) 若年性認知症利用者受入加算	7 0
(11) 栄養アセスメント加算	7 1
(12) 栄養改善加算	7 2
(13) 口腔・栄養スクリーニング加算	7 4
(14) 口腔機能向上加算	7 6
(15) 重度療養管理加算	7 9
(16) 中重度者ケア体制加算	8 0
(17) 科学的介護推進体制加算	8 3
(18) 退院時共同指導加算	8 4
(19) 移行支援加算	8 5
(20) 一体的サービス提供加算	8 7
(21) サービス提供体制強化加算	8 8
(22) 介護職員等処遇改善加算	8 9
5 所要時間1時間以上2時間未満のサービスの提供について	9 4
6 医療保険と介護保険のリハビリテーションの給付調整について	9 4
[資料] 個人情報保護について	9 5
[資料] 勤務形態一覧表の作成方法・常勤換算の算出方法	9 6

I 条例の性格等

基準条例の制定

- 従前、指定居宅サービス及び指定介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準等については、厚生省令及び厚生労働省令により全国一律の基準等が定められていましたが、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年法律第 37 号。いわゆる「第 1 次一括法」)及び「介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、「介護保険法」が改正され、各地方自治体において、当該基準等の内容を条例で定めることとなりました。横須賀市でも当該基準等を定める条例を制定し、平成 25 年 4 月 1 日から施行しました。

基準条例の改正

- 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号)及び介護保険法の規定に基づき、各基準省令が改正されたことに伴い、平成 27 年 4 月 1 日に各基準条例・基準条例施行規則・解釈通知を改正しました。
- その後、平成 30 年 4 月 1 日に各基準条例を改正し、本市が独自に定めている基準以外は、厚生省及び厚生労働省で定める基準の例によることとし、併せて制定方法を、基準省令に準拠する旨の条文と、市独自基準の条文を表記する省令準拠方式に改正しました。また併せて基準条例施行規則も改正しました。

【指定通所リハビリテーションに関する基準】

- 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例
(平成 30 年横須賀市条例第 28 号。以下「居宅条例」という。)
- 指定居宅サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則
(平成 25 年横須賀市規則第 43 号)

【指定介護予防通所リハビリテーションに関する基準】

- 指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例
(平成 30 年横須賀市条例第 29 号。以下「予防条例」という。)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員等に関する基準等を定める条例施行規則
(平成 25 年横須賀市規則第 44 号)

【指定通所リハビリテーションに関する基準及び指定介護予防通所リハビリテーションに関する基準(国の省令)等】

- 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準
(平成 11 年厚生省令第 37 号。以下「居宅省令」という。)
- 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
(平成 18 年厚生労働省令第 35 号。以下「予防省令」という。)
- 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について
(平成 11 年 9 月 17 日老企第 25 号。以下「解釈通知」という。)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成 12 年厚生省告示第 19 号。以下「厚告 19」という。)
- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の

制定に伴う実施上の留意事項について

(平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号。以下「老企 36」という。)

- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準
(平成 18 年厚生労働省告示第 127 号。以下「厚労告 127」という。)
- 指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成 18 年 3 月 17 日老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号：別紙 1。
以下「老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号」という。)

(参考)居宅条例及び予防条例の掲載場所

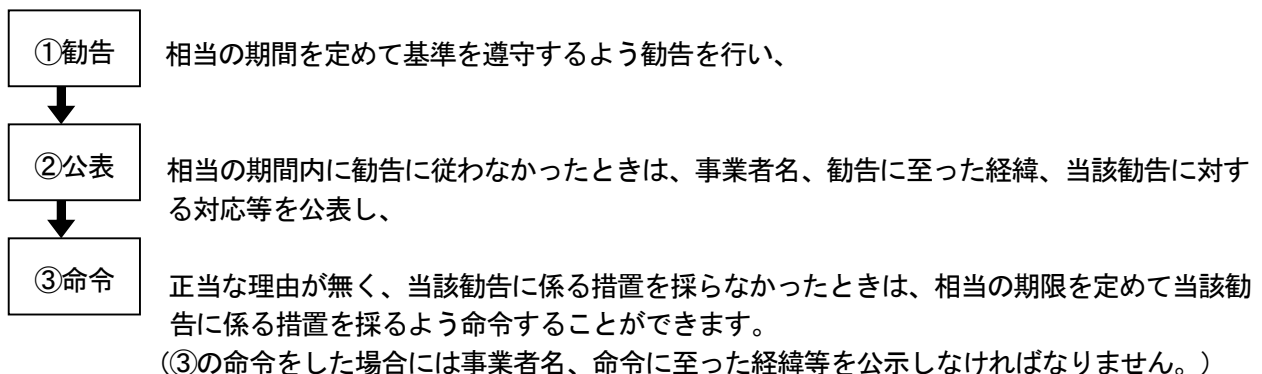
- 「横須賀市ホームページ(<http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/index.html>)」
 - 総合案内
 - 健康福祉・子育て教育
 - 福祉
 - 介護・高齢者福祉
 - 介護保険サービス事業者
 - 条例・規則・解釈

(http://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2615/kaigo-osirase/20130401_jourei.html)
→横須賀市の基準条例等

条例の性格

- ◎ 条例は、指定居宅サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅サービス事業者は、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

- 指定居宅サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定居宅サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、



なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができます。

- ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

- ① 次に掲げるとき、その他事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき
 - イ 指定居宅サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
 - ロ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品、その他財産上の利益を供与したとき

- ② 利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき
- ③ その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

- 運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとする、とされています。
- 特に、居宅サービスの事業の多くの分野においては、基準に合致することを前提に自由に事業への参入を認めていること等にかんがみ、基準違反に対しては、厳正に対応すべきであるとされています。

指定居宅サービスの事業の一般原則

居宅省令第3条

- ◎ 指定居宅サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければなりません。
- ◎ 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければなりません。
- ◎ 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければなりません。
- ◎ 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

【ポイント】

【介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について】

- ・ 居宅省令第3条第4項は、指定居宅サービスを行うに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければなりません。

Ⅱ サービスの提供の方法について

1 単位についての考え方（解釈通知 第3の7 （1））

◆ 単位とは

指定通所リハビリテーションの「単位」とは、通所リハビリテーションの提供が同時に、一体的に行われるものをいいます。

例えば、次のような場合は、2単位として扱われます。

- ① 同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているとはいえない場合
- ② 午前と午後とで別の利用者に対してサービスを提供する場合

◆ 従業者の配置

単位ごとに必要な従業者を確保し、配置しなければなりません。

◆ 減算との関係

通所リハビリテーションの報酬の定員超過減算、職員の人員欠如減算は、単位ごとに判断するため、単位ごとに、利用者の数・配置した職員について記録することが必要です。

→ 「2単位」としていても、

- ① 単位ごとに利用者グループが分かれていない
- ② 従業者が一体的にサービス提供を行っている（単位ごとに配置されていない）
場合には、2単位としては認められず、1単位として扱われることになります。

【指導事例】

- 1 単位目 利用定員 10 人
2 単位目 利用定員 10 人 の2単位で指定を受けていたが、

実態として、

- ・明確に単位ごとに利用者グループが分かれていなかった。
- ・従業者も単位ごとに固定されておらず、利用者20人を従業者全員で介護していた。
- ・サービスの提供内容も1単位目の利用者と2単位目の利用者が同じ時間帯に一緒にリハビリテーションを行うなど一体的にサービスが提供されていた。

→ 1単位・利用定員20人のサービス提供と考えられます。

→ 変更届が必要となります。

2 通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの一体的運営

（1）人員基準・設備基準 居宅省令第111条、112条 予防省令第117条、118条

通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションは、同一の事業所において一体的に運営されている場合には、

- ① 設備・備品は共通で使うことができます。
- ② 面積要件（P10 参照）の算定については、通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを合計した利用定員に応じた面積の確保が必要となります。
- ③ 職員の人員配置については、通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの利用者を合計した数に応じて必要な人員が配置される必要があります。

【注意】

なお、居宅サービスと介護予防サービスを同一の拠点において運営されている場合であっても**完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合**にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があります。（解釈通知第2の3）

(2) 運営の方法

① 定 員

一体的に行う事業所は、要介護者と要支援者の合計で定員を定めます。

② 共通サービス(日常生活の支援等)

サービス提供を物理的に分ける必要はありません。

③ 加算に係るサービス、選択的サービス

原則として物理的に区分してサービスを提供しなければなりません。ただし、同時かつ一体的に行うとしても、特段の支障がないものについては、必ずしも物理的に区分する必要はありません。

【ポイント】

【国Q A】（平成18年4月改定関係Q & A（vol.1））

（問9） 介護予防通所系サービスの提供に当たり、利用者を午前と午後に分けてサービス提供を行うことは可能か。

（答） 介護予防通所系サービスに係る介護報酬は包括化されていることから、事業者が、個々の利用者の希望、心身の状態等を踏まえ、利用者に対してわかりやすく説明し、その同意が得られれば、提供回数、提供時間について自由に設定を行うことが可能である。

（問14） 予防給付の通所系サービスと介護給付の通所系サービスの提供に当たっては物理的（空間的・時間的）にグループを分けて行う必要があるのか。

（答） 通所系サービスは、ケアマネジメントにおいて、利用者一人一人の心身の状況やニーズ等を勘案して作成されるケアプランに基づき、いずれにしても個別的なサービス提供が念頭に置かれているものであり、したがって、予防給付の通所系サービスと介護給付の通所系サービスの指定を併せて受ける場合についても個別のニーズ等を考慮する必要がある。

具体的には、指定基準上、サービスが一体的に提供されている場合には、指定基準上のサービス提供単位を分ける必要はないこととしているところであるが、両者のサービス内容を明確化する観点から、サービス提供に当たっては、非効率とならない範囲で一定の区分を設ける必要があると考えており、具体的には、以下のとおりの取扱いとする。

①日常生活上の支援(世話)等の共通サービス(入浴サービスを含む。)については、サービス提供に当たり、物理的に分ける必要はないこととする。

②選択的サービス(介護給付の通所系サービスについては、各加算に係るサービス)については、要支援者と要介護者でサービス内容がそもそも異なり、サービスの提供は、時間やグループを区分して行うことが効果的・効率的と考えられることから、原則として、物理的に区分してサービスを提供することとする。ただし、例えば、口腔機能向上のための口・舌の体操など、内容的に同様のサービスであって、かつ、当該体操の指導を要支援者・要介護者に同時かつ一体的に行うこととしても、特段の支障がないものについては、必ずしも物理的に区分する必要はないものとする。

③なお、介護予防通所介護におけるアクティビティについては、要支援者に対する場合と要介護者に対する場合とで内容を区分する必要があるが、必ずしも物理的に区分して提供しなければならないものではない。(必ずしも部屋を分ける等する必要はないが、サービス内容は異なるのでその意味では区分する。時間帯、場所まで区分することはない。)

Ⅲ 人員基準について

1 基本的な基準

(居宅省令第111条、予防省令第117条)

(1) 医師

- 専任の常勤医師が1人以上勤務していなければなりません。

ただし、病院又は診療所と併設されている介護老人保健施設（以下「老健」という。）又は介護医療院が行う通所リハビリテーション事業所については、当該病院又は診療所の常勤医師との兼務でかまいません。（医師について、老健又は介護医療院の人員基準を満たす余力がある場合に限る。）病院又は診療所と併設されていない老健又は介護医療院に常勤医師として勤務している場合には、当該医師をもって常勤の要件として足りるものとされています。

※ 指定通所リハビリテーション事業所が法72条第1項の規定により指定があったとみなされた介護老人保健施設又は指定介護医療院である場合については、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準又は介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準に規定する人員に関する基準の医師の配置基準を満たすことをもって、通所リハビリテーション事業所の医師の常勤配置に係る基準を満たしているものとみなすことができます。

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師・准看護師）、介護職員

- 従事者1人が1日に行うことができる指定通所リハビリテーションは2単位までです。ただし、1時間から2時間までの通所リハビリテーションについては、0.5単位として扱います。

ア 全体での配置

単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら提供に当たる上記のいずれかの職種の職員を1以上配置することとし、利用者が10人を超える場合は、利用者の数を10で除した数以上確保しなければなりません。

イ 専門職（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）の配置

アに掲げる人員のうち専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を、利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上確保しなければなりません。

- ※ サービス提供時間の中でリハビリテーションの提供を行う時間帯は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のいずれかのリハビリ専門職を配置する必要があります。

【ポイント】

- ・ アとイの両方を満たさなくてはなりません。
- ・ 専門職は単位ごとに配置するようにしてください。

注1 上記人員基準は、最低限の基準です。実際のサービス提供に当たっては、加算算定その他も勘案し、必要な人員の配置を行ってください。

注2 保険医療機関において、脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーション（以下、疾患別リハビリテーション）と1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを同時に行う場合、理学療法士等は同日に疾患別リハビリテーションと通所リハビリテーションを提供することができます。

【国QA】平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1)

- (問58) 保険医療機関において、脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーション（以下、疾患別リハビリテーション）と1時間以上2時間未満の通所リハビリテーション又は訪問リハビリテーションを同時に行う場合、理学療法士等は同日に疾患別リハビリテーション、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーションを提供することができるのか。

(答) 次の4つの条件を全て満たす場合は可能である。

1. 訪問リハビリテーションにおける20分の個別リハビリテーションに従事した時間を、疾患別リハビリテーションの1単位とみなし、理学療法士等1人当たり1日18単位を標準、1日24単位を上限とし、週108単位以内であること。
2. 1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションにおける20分の個別リハビリテーションに従事した時間を、疾患別リハビリテーションの1単位とみなし、理学療法士等1人あたり1日18単位を基準、1日24単位を上限とし、週108単位以内であること。
3. 疾患別リハビリテーション1単位を訪問リハビリテーション又は通所リハビリテーションの20分としてみなし、理学療法士等1人当たり1日合計8時間以内、週36時間以内であること。
4. 理学療法士等の疾患別リハビリテーション、通所リハビリテーション及び訪問リハビリテーションにおけるリハビリテーションに従事する状況が、勤務簿等に記載されていること。
〔通所リハビリテーション・事業〕

注3 人員欠如については、減算しなくてはならない場合があります。

減算については、Ⅵ「介護報酬請求上の注意点について」で確認してください。

2 診療所の緩和基準（居宅省令第111条、予防省令第117条）

(1) 医師

○ 利用者が同時に10人を超える場合

- ・ 専任の常勤医師が1人以上勤務していなければなりません。ただし、診療所と併設されている通所リハビリテーション事業所については、当該診療所の常勤医師との兼務でかまいません。

○ 利用者が同時に10人以下の場合

- ・ 専任の医師が1人以上勤務していなければなりません。
- ・ 利用者数は、専任の医師一人に対し1日48人以内でなければなりません。

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師・准看護師）、介護職員

- 従事者1人が1日に行うことができる指定通所リハビリテーションは2単位までです。ただし、1時間から2時間までの通所リハビリテーションについては、0.5単位として扱います。

ア 全体での配置

単位ごとに、提供時間帯を通じて、専ら提供に当たる上記のいずれかの職種の職員を1以上配置することとし、利用者が10人を超える場合は、利用者の数を10で除した数以上確保しなければなりません。

イ 専門職（理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士）の配置

- ・ 単位ごとに、専ら当該通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は通所リハビリテーション若しくはこれに類するサービスに1年以上従事した経験を有する看護師が、常勤換算方法で0.1以上確保されていること。

【ポイント】

- ・ アとイの両方を満たさなくてはなりません。
- ・ イの経験を有する看護師とは、
 - ① 重度認知症患者デイケア、精神科デイケア、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料に係る施設基準の届出を行った保険医療機関等
 - ② 指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション事業所
 - ③ 「厚生労働大臣が定める特定診療費及び特別診療費に係る指導管理等及び単位数」に定める理学療法、作業療法に係る施設基準の届出を行った介護保険施設において、それらに1年以上従事した看護師です。（准看護師は該当しません）
- ・ 専門職は、サービス提供日ごとに配置するように努めてください。

注1 上記人員基準は、最低限の基準です。実際のサービス提供に当たっては、加算算定の要件等も勘案し、必要な人員の配置を行ってください。

注2 保険医療機関において、脳血管疾患等リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーション（以下、疾患別リハビリテーション）と1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを同時に行う場合、一定の条件を満たした場合、理学療法士等は同日に疾患別リハビリテーションと通所リハビリテーションを提供することができます。

注3 人員欠如については、減算しなくてはならない場合があります。

減算については、「Ⅵ 介護報酬請求上の注意点について」で確認してください。

3 用語の定義 （解釈通知第2の2）

① 単位ごとに

指定通所リハビリテーションの単位とは、指定通所リハビリテーションが同時に、一体的に提供されるグループをいいます。

単位が複数ある場合、それぞれの単位ごとに職員を配置しなくてはなりません。

【ポイント】

- ・ 通所リハビリテーションの提供記録において、職員の配置については、単位ごとに記録しましょう。（単位ごとに記載がないと、場合によっては、人員欠如として報酬返還となる可能性があります。）

② 提供時間帯を通じて

「サービスを提供する時間の間はいつでも」の意味です。

③ 専ら従事する・専ら提供に当たる

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。

この場合のサービス提供時間帯とは、サービスの単位ごとの提供時間をいうものであり、常勤・非常勤の別を問いません。

ただし、通所系サービスについては、あらかじめ計画された勤務表に従って、サービス提供時間帯の途中で同一職種の従業者と交代する場合には、それぞれのサービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをもって足りるとされています。

⇒ つまり、「提供時間帯を通じて専らサービス提供に当たる従業員を確保する」とは、「提供時間帯に当該職種の従業者が常に確保されるよう必要な配置を行わなくてはならない」ということです。

（人は交代しても構わないが、単位ごとに、提供時間帯には常に、それぞれの職種の従業者が必要数必ずいなければならない、ということです。）

④ 常勤

当該通所リハビリテーション事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする）に達していることをいいます。

ただし、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第13条第1項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）第23条第1項、同条第3項又は同法第24条に規定する所定労働時間の短縮等の措置若しくは厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける所定労働時間の短縮措置（以下「育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間として取り扱うことを可能とする。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所（同一敷地内に所在する又は道路を隔てて隣接する事業所をいう。ただし、管理上支障がない場合は、その他の事業所を含む。）の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるもの（例：管理者が訪問介護の管理者も兼務する場合）については、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものとします。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第2条第1号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第2号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第23条第2項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定により同項第2号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとします。

⑤ 常勤換算方法

従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、その員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。（勤務時間の合計が常勤の職員の何人分かということ）この場合の勤務延時間数は当該通所リハビリテーションに従事する勤務時間の延べ数であり、例えば、老健で施設と通所リハビリテーションの職種を兼務する場合、当該従事者の勤務延時間数は通所リハビリテーションサービスに係る時間数だけを算入します。

ただし、母性健康管理措置又は育児、介護及び治療のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、30時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、1として取り扱うことを可能とします。

【ポイント】

- ・ 併設する病院・診療所・老健等との兼務について
通所リハビリテーションに従事している時間は、老健本体や病院での勤務時間としてカウントすることはできません。

IV 設備基準について

(1) 設備等 居宅省令第112条、予防省令第118条

指定通所リハビリテーション事業所は、

指定通所リハビリテーション事業所を行うにふさわしい専用の部屋等であって、3平方メートルに利用定員(同時に指定通所リハビ

また、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければなりません。

<疾患別リハビリテーション届出の保険医療機関の特例>

- ・ 保険医療機関が医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションの届出を行っており、当該保険医療機関において、指定通所リハビリテーション（1時間以上2時間未満に限る）又は指定介護予防通所リハビリテーションを実施する場合には、医療保険の脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料を算定すべきリハビリテーションを受けている患者と介護保険の指定通所リハビリテーション又は指定介護予防通所リハビリテーションの利用者に対するサービス提供に支障が生じない場合に限り、同一のスペースにおいて行うことも差し支えありません。（必要な機器及び器具の利用についても同様です）。
- ・ この場合の指定通所リハビリテーションを行うために必要なスペースは、医療保険のリハビリテーションの患者数に関わらず、常時、3平方メートルに指定通所リハビリテーションの利用者数（指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定通所リハビリテーションの利用者数と指定介護予防通所リハビリテーションの利用者数の合計数）を乗じた面積以上とするとされています。
- ・ 機器及び機具は、サービス提供時間に関わらず、各サービスの提供に支障が生じない場合に限り、共用して差し支えないとされています。

<共生型・基準該当サービスにおける障害系リハビリの留意事項>

- ・ 共生型サービス又は基準該当サービスとして障害福祉サービスにおける機能訓練（自立訓練）を行う場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び関係規定に基づき適切に実施することとされています。
なお、施設基準を満たすにあたっては、通所リハビリテーションの利用者数に、障害福祉サービスの利用者数を合算することとし、利用者に対するサービス提供が適切に行われると認められる場合において、設備を共有することは差し支えありません。

<老健併設の場合>

別途、面積要件について、補助金に係る規定が別途定められています。詳細は介護老人保健施設を所管する横須賀市の担当部局にご確認ください。

- ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備（解釈通知第3の7の2(4)）
消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければなりません。

V 運営基準について

- * 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーションで内容が基本的に同じものは1つにまとめ、通所リハビリテーションの文言で記載しています。介護予防通所リハビリテーションについては適宜読み替えてください。

例：通所リハビリテーション計画 → 介護予防通所リハビリテーション計画、
居宅介護支援事業者 → 介護予防支援事業者、
要介護 → 要支援

1 サービス開始の前に

(1) 内容及び手続の説明及び同意 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第119条(第8条準用)、予防省令第123条(第49条の2準用)

指定通所リハビリテーションの提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要などを、説明書やパンフレットなど重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービス提供開始についての同意を得なければなりません。この場合において、当該利用申込者の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）により同意を得ることができます。

【ポイント】

○重要事項を記した文書に記載すべきと考えられる事項は、以下のとおりです。

- ア 法人、事業所の概要（法人名、事業所名、事業所番号、併設サービスなど）
- イ 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間
- ウ 利用料その他費用の額
- エ 従業員の勤務体制（単位ごと）
- オ 事故発生時の対応
- カ 苦情相談窓口（事業所担当、市町村、国民健康保険団体連合会などの相談・苦情の窓口も記載）
- キ 利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項

※ 重要事項を記した文書を説明した際は、内容に同意した旨及び交付したことがわかる旨の署名を得てください。

※ 重要事項説明書の内容と運営規程の内容に齟齬がないようにしてください。

サービス提供開始についての同意は重要事項説明書の交付のほか、利用申込者及びサービス事業者双方を保護する観点から、書面（契約書等）により確認することが望ましいと考えます。

(2) 提供拒否の禁止 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第119条(第9条準用)、予防省令第123条(第49条の3準用)

正当な理由なく通所リハビリテーションの提供を拒んではなりません。

【ポイント】

原則として、利用申し込みに対して応じなければなりません。

特に要介護度や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することは禁じられています。

提供を拒むことのできる正当な理由とは、

- ア 事業所の現員では、利用申し込みに応じきれない。
 - イ 利用申込者の居住地が実施地域外である。
- 等があげられます。

(3) サービス提供困難時の対応 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第119条(第10条準用)、予防省令第123条(第49条の4準用)

(2) のア、イなどの理由で利用申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所リハビリテーション事業者等を紹介するなどの必要な措置を速やかに講じなければなりません。

(4) 受給資格等の確認 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第 119 条(第 11 条準用)、予防省令第 123 条(第 49 条の 5 準用)

利用の申込みがあった場合は、その者の被保険者証（介護保険）によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認します。

被保険者証に、認定審査会の意見が記載されているときは、これに配慮して指定通所リハビリテーションを提供するよう努めなければなりません。

(5) 要介護(要支援)認定の申請に係る援助 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第 119 条(第 12 条準用)、予防省令第 123 条(第 49 条の 6 準用)

要介護認定を受けていない者から利用申込があった場合には、要介護認定の申請が、既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければなりません。

また、居宅介護支援事業者を利用していない利用者に対しては、継続して保険給付を受けるためには、要介護認定の更新が必要となりますので、遅くとも要介護認定の有効期間終了日の 30 日前には更新申請が行われるよう、必要な援助を行わなければなりません。

2 サービス開始に当たって

(1) 心身の状況等の把握 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第 119 条(第 13 条準用)、予防省令第 123 条(第 49 条の 7 準用)

利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議、本人・家族との面談等を通じて、利用者の心身の状況・病歴、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければなりません。

【ポイント】

【注意！】通所リハビリテーションの提供開始に当たっての診断書の提出

通所リハビリテーションの提供開始にあたり、利用者の健康状態を把握することは重要ですが、利用者にとって診断書の提出は義務ではありません。

利用者から任意に提出していただける場合には構いませんが、「診断書の提出がなければ一切サービス提供できない」とすることは不適切です。

(利用者の健康状態を把握するためには、担当のケアマネジャーや主治医に利用者の状態を確認するといった方法も考えられます。)

(2) 居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)等との連携

[通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第 119 条(第 64 条準用)、予防条例第 123 条(第 67 条準用)

サービスを提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。また、サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治の医師及び居宅介護支援事業者に情報の提供並びに保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければなりません。

(3) 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に沿ったサービスの提供

[通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第 119 条(第 16 条準用)、予防省令第 123 条(第 49 条の 10 準用)

居宅サービス計画(介護予防サービス計画)が作成されている場合は、当該計画に沿った通所リハビリテーションを提供しなければなりません。

(4) 居宅サービス計画(介護予防サービス計画)等の変更の援助

[通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第119条(第17条準用)、予防省令第123条(第49条の11準用)

利用者が居宅サービス計画(介護予防サービス計画)の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者(介護予防支援事業者)への連絡その他の必要な援助を行わなければなりません。

(1)～(4)の【ポイント】

(1)～(4)までは、他のサービス事業者、特にケアマネジャーとの密接な連携が必要となります。

○ サービス担当者会議の出席

居宅サービス計画を変更する場合等に、ケアマネジャーは通所リハビリテーション事業者等の居宅サービス事業者等を集めてサービス担当者会議を開催することになっています。通所リハビリテーション事業者はこの会議に出席しなくてはなりません。

(5) 基本取扱方針 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第113条、予防省令第124条

○ 通所リハビリテーション

- ① 利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
- ② 自らその提供する指定通所リハビリテーションの質の評価を行い、常にその改善を図らなければなりません。

○ 介護予防通所リハビリテーション

- ① 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければなりません。
- ② 主治の医師又は歯科医師と連携を図りつつ、自らその提供する指定介護予防通所リハビリテーションの質の評価を行うとともに、常にその改善を図らなければなりません。
- ③ 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするのではなく、当該心身の機能の改善等を通じて、利用者が出来る限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければなりません。
- ④ 利用者がその有する能力を最大限に活用することができるような方法によるサービスの提供に努めなければなりません。
- ⑤ 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ること、その他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加することができるよう適切な働きかけに努めなければなりません。

(6) 具体的取扱方針 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第114条、予防省令第125条

○ 通所リハビリテーション

- ① 医師の指示及び通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立に資するよう、妥当適切に行います。
- ② 通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
- ③ 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。
- ④ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。
- ⑤ 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供します。認知症である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えます。

- ⑥ リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。

【ポイント】

- ・ 指定通所リハビリテーションは、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、個々の利用者に応じて作成された通所リハビリテーション計画に基づいて行われるものであるが、グループごとにサービス提供が行われることを妨げるものではないこと。
- ・ 指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行うこと。
- ・ 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものです。
また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要です。
なお、当該記録は、5年間保存しなければなりません。
- ・ 指定通所リハビリテーションをより効果的に実施するため、介護支援専門員や医療ソーシャルワーカー等の協力を得て実施することが望ましいこと。
- ・ 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していること。
- ・ 主として認知症等の精神障害を有する利用者を対象とした指定通所リハビリテーションにあっては、作業療法士等の従業者により、主として脳血管疾患等に起因する運動障害を有する利用者に対しては、理学療法士等の従業者により効果的に実施されるべきものです。
- ・ リハビリテーション会議の構成員は、利用者及びその家族を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とすること。また、必要に応じて歯科医師、管理栄養士、歯科衛生士等が参加すること。
なお、利用者の家族について、家庭内暴力等によりその参加が望ましくない場合や、遠方に住んでいる等のやむを得ない事情がある場合においては、必ずしもその参加を求めるものではないこと。
また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。
リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、テレビ電話装置等の活用にあたっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ・ 指定通所リハビリテーションは、事業所内でサービスを提供することが原則であるが、次に掲げる条件を満たす場合においては、事業所の屋外でサービスを提供することができるものです。
 - イ あらかじめ通所リハビリテーション計画に位置付けられていること。
 - ロ 効果的なリハビリテーションのサービスが提供できること。

○ 介護予防通所リハビリテーション

- ① 主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護予防支援事業所の担当職員及び介護支援専門員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等の担当者その他の関係者を構成員とする会議）を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行います。
- ② 医師等の介護予防通所リハビリテーション従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等に基づき、共同して、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスを行う期間等を記載した介護予防通所リハビリテーション計画を作成します。
- ③ 医師等の従業者は、既に介護予防サービス計画が作成されている場合には、当該計画の内容に沿って介護予防通所リハビリテーション計画を作成します。
- ④ 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- ⑤ 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければなりません。
- ⑥ 医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該計画を利用者に交付します。
- ⑦ 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合には、予防省令第86条（指定介護予防訪問リハビリテーションの具体的取扱方針）第2号から第6号までに規定する介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を満たすことをもって、予防省令第125条第2号から第6号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができます。
- ⑧ 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防通所リハビリテーション計画に基づき、利用者が日常生活を営むために必要な支援を行います。
- ⑨ 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、リハビリテーションの観点から療養上必要とされる事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。
- ⑩ 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはなりません。
- ⑪ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければなりません。
- ⑫ 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行います。
- ⑬ 医師等の従業者は、利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業所に、毎月1回以上報告するとともに、サービスを行う期間の終了までに、計画の実施状況の把握（モニタリング）を1回以上行います。
- ⑭ 医師等の従業者は、モニタリングの結果を記録し、介護予防サービス計画を作成した指定介護予防支援事業所に報告します。
- ⑮ 医師等の従業者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行います。

【ポイント】

- ・ 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護予防通所リハビリテーション計画を作成しなければならないこととしたものです。介護予防通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の病状、心身の状況、置かれている環境等を把握・分析し、介護予防通所リハビリテー

ションの提供によって解決すべき問題状況を明らかにし(アセスメント)、これに基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、期間等を定めるものとします。また、進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直すこと。なお、介護予防通所リハビリテーション計画の様式については、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」に示す様式を参考に作成すること。

- ・ 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師が、指定介護予防通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等の指示を行うこと。
- ・ 介護予防通所リハビリテーション計画は、介護予防サービス計画に沿って作成されなければならないことから、介護予防通所リハビリテーション計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該介護予防通所リハビリテーション計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものです。
- ・ 介護予防通所リハビリテーション計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務づけるものである。医師等の従業者は、介護予防通所リハビリテーション計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとします。
- ・ 医療機関から退院した利用者に対し介護予防通所リハビリテーション計画を作成する場合には、医療と介護の連携を図り、連続的で質の高いリハビリテーションを行う観点から、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければなりません。

その際、リハビリテーション実施計画書以外の退院時の情報提供に係る文書を用いる場合には、当該文書にリハビリテーション実施計画書の内容(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式2-2-1の項目である「本人・家族等の希望」「健康状態、経過」「心身機能・構造」「活動」「リハビリテーションの短期目標」「リハビリテーションの長期目標」「リハビリテーションの方針」「本人・家族への生活指導の内容(自主トレ指導含む)」「リハビリテーション実施上の留意点」「リハビリテーションの見直し・継続理由」「リハビリテーションの終了目安」)が含まれていなければなりません。

ただし、当該医療機関からリハビリテーション実施計画書等が提供されない場合には、当該医療機関の名称及び提供を依頼した日付を記録に残すこと。

- ・ 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、指定介護予防通所リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、介護予防訪問リハビリテーション計画に係る基準を満たすことによって、介護予防通所リハビリテーション計画に係る基準を満たしているとみなすことができるものです。

当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえたうえで、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの計画として分かりやすく記載するよう留意すること。

- ・ 指定介護予防通所リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、診療記録を一括して管理しても差し支えないものです。
- ・ 指定介護予防通所リハビリテーションの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものとしたものです。
- ・ 事業者に対して介護予防サービスの提供状況等について介護予防支援事業者に対する報告及び介護予防通所リハビリテーション計画の実施状況の把握(モニタリング)を義務づけるものです。介護予防支援事業者に対する報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこと。

また、併せて、事業者は介護予防通所リハビリテーション計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の介護予防通所リハビリテーション計画に定める目標の達成状況の把握等を行うとともに、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する介護予防支援事業者等とも相談の上、必要に応じて当該介護予防通所リハビリテーション計画の変更を行うこと。

- ・ 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防支援事業者等を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達していること。

【国Q A】平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)

(問81) リハビリテーション会議への参加は、誰でも良いのか。

(答) 利用者及びその家族を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者が構成員となって実施される必要がある。

(問82) 介護支援専門員が開催する「サービス担当者会議」に参加し、リハビリテーション会議同等の構成員の参加とリハビリテーション計画に関する検討が行われた場合は、リハビリテーション会議を開催したものと考えてよいのか。

(答) サービス担当者会議からの一連の流れで、リハビリテーション会議と同様の構成員によって、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を共有した場合は、リハビリテーション会議を行ったとして差し支えない。

(問83) リハビリテーション会議に欠席した構成員がいる場合、サービス担当者会議と同様に照会という形をとるのか。

(答) 照会は不要だが、会議を欠席した居宅サービス担当者等には、速やかに情報の共有を図ることが必要である。

【国Q A】平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2)

(問6) 地域ケア会議とリハビリテーション会議が同時期に開催される場合であって、地域ケア会議の検討内容の1つが、通所リハビリテーションの利用者に関する今後のリハビリテーションの提供内容についての事項で、当該会議の出席者が当該利用者のリハビリテーション会議の構成員と同様であり、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有した場合、リハビリテーション会議を開催したものと考えてよいのか。

(答) 貴見のとおりである。

【国Q A】平成3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 2)

(問28) 通所リハビリテーションの提供時間中にリハビリテーション会議を開催する場合、当該会議に要する時間は人員基準の算定に含めてよいのか。

また、リハビリテーション会議を事業所以外の場所で開催する場合も人員基準の算定に含めてよいのか。

(答) 通所リハビリテーションの提供時間中に事業所内でリハビリテーション会議を開催する場合は、人員基準の算定に含めることができる。

リハビリテーション会議の実施場所が事業所外の場合は、人員基準の算定に含めない。

リハビリテーション提供体制加算に定める理学療法士等の配置についても同様に扱う。

また、利用者のサービス提供時間中にリハビリテーション会議を実施して差し支えない。

(7) 通所リハビリテーション計画の作成 【通所リハビリテーション】 居宅省令第 115 条

- ① 医師及び理学療法士、作業療法士その他専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる通所リハビリテーション従業者は、診療又は運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所リハビリテーション計画を作成します。
- ② 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。
- ③ 通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。
- ④ リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければなりません。
- ⑤ 通所リハビリテーション計画を作成したときは、当該計画を利用者に交付します。
- ⑥ 通所リハビリテーション従業者は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価を診療記録に記載します。
- ⑦ 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合には、居宅省令第 81 条第 1 項から第 5 項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、居宅省令第 115 条第 1 項から第 5 項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができます。

【ポイント】

- ・ 通所リハビリテーション計画は、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、利用者ごとに作成すること。記載内容については別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）の様式例及び記載方法を参照すること。また、通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。
- ・ 通所リハビリテーション計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならないことから、通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該通所リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとします。
- ・ 医療機関から退院した利用者に対し通所リハビリテーション計画を作成する場合には、医療と介護の連携を図り、連続的で質の高いリハビリテーションを行う観点から、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等を入手し、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければなりません。

その際、リハビリテーション実施計画書以外の退院時の情報提供に係る文書を用いる場合においては、当該文書にリハビリテーション実施計画書の内容（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式 2-2-1 の項目である「本人・家族等の希望」「健康状態、経過」「心身機能・構造」「活動」「リハビリテーションの短期目標」「リハビリテーションの長期目標」「リハビリテーションの方針」「本人・家族への生活指導の内容（自主トレ指導含む）」「リハビリテーション実施上の留意点」「リハビリテーションの見直し・継続理由」「リハビリテーションの終了目安」）が含まれていなければなりません。

ただし、当該医療機関からリハビリテーション実施計画書等が提供されない場合においては、当該医療機関の名称及び提供を依頼した日付を記録に残すこと。
- ・ 通所リハビリテーション計画は医師の診療に基づき、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、指定通所リハビリテーション事業所の医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該計画の作成に当たっては、その目標や内容等について、利用者及びその家族に理解しやすい方法で説明を行った上で利用者の同意を得なければならない、また、リハビリテーシ

ョン計画書を利用者に交付しなければなりません。なお、その実施状況や評価等についても説明を行うこと。

- ・ 指定通所リハビリテーション事業者が、指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、指定通所リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションの目標並びに当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、訪問リハビリテーション計画に係る基準を満たすことによって、通所リハビリテーション計画に係る基準を満たしているとみなすことができます。

当該計画の作成に当たっては、各々の事業の目標を踏まえた上で、共通目標を設定すること。また、その達成に向けて各々の事業の役割を明確にした上で、利用者に対して一連のサービスとして提供できるよう、個々のリハビリテーションの実施主体、目的及び具体的な提供内容等を1つの目標として分かりやすく記載するよう留意すること。

指定通所リハビリテーション及び指定訪問リハビリテーションにおいて整合性のとれた計画に従いリハビリテーションを実施した場合には、診療記録を一括して管理しても差し支えないものです。

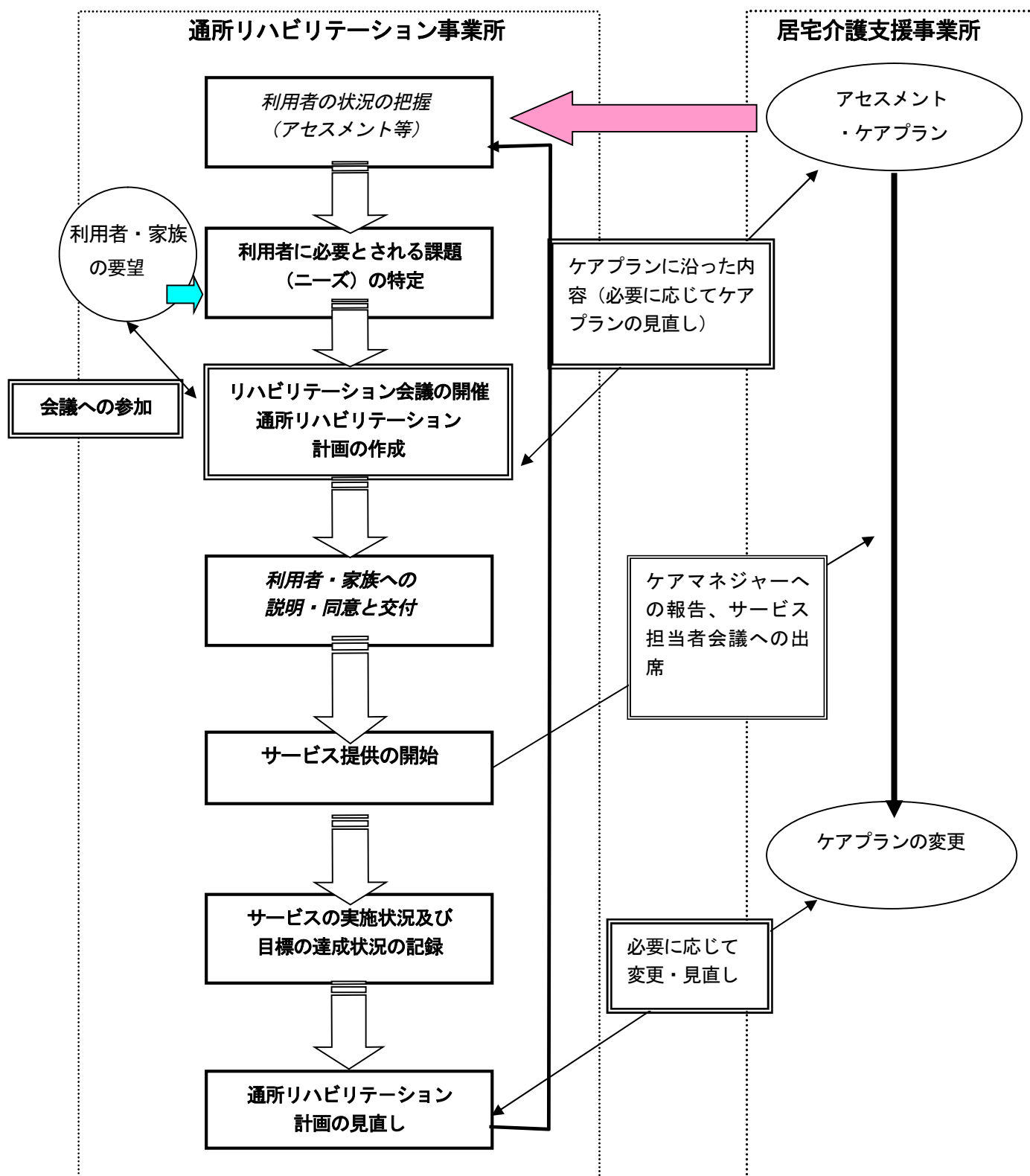
- ・ 居宅サービス計画に基づきサービスを提供している指定通所リハビリテーション事業者については、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から通所リハビリテーション計画の提供の求めがあった際には、当該通所リハビリテーション計画を提供することに協力するよう努めるものとする。

【ポイント】通所リハビリテーション計画作成の流れ

通所リハビリテーションの基本方針（居宅省令第110条）

通所リハビリテーションは、要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければなりません。

従って、アクティビティや趣味活動のみの提供は通所リハビリテーションとは言えませんし、加算の算定の有無に関わらず、利用者には個別リハビリテーションを含め必要なリハビリテーションが提供される必要があります。



【ポイント】通所リハビリテーション計画の作成について

《通所リハビリテーション計画の作成までの流れ》

1 利用者の状況の把握（アセスメント）

利用者の心身の状況・日常生活全般状況の把握（アセスメント）を行います。

ポイント

- ① 通所サービスに対する利用者の希望の把握（利用者本人は何をしたいのか、してもらいたいのか、通所サービスに対する不安、抵抗感等）
- ② 全体の状況から利用者の隠された可能性の発見
- ③ 隠れたニーズの把握
- ④ 通所時の状況（活動プログラムへの参加状況、利用者との交流、集団への適応、休憩等）

2 課題の特定

1のアセスメントに基づき、居宅サービス計画及び利用者の希望を勘案しながら、通所サービスとしての課題を特定します。

ポイント

- ① 自立支援という観点から課題を把握
- ② 居宅サービス計画との整合を図りながら、利用者の希望する生活達成のために、通所サービスとして何を援助・介護すべきかを検討

3 通所リハビリテーション計画の作成（居宅省令第115条）

2で特定した課題の優先順位をつけ、解決すべき課題・援助目標を記載し、その達成に必要なサービス内容を記載します。また、サービス内容の実施状況、具体的な対応方法等の適否について定期的に評価し、その結果を記入します。

ポイント

- ① 医師等の従業者は診察内容又は運動機能検査、作業能力検査等の結果を基に、共同して、個々の利用者ごとに作成します。
- ② 抽象的でなく、利用者のニーズを踏まえ、具体的に記載します。（課題・援助目標が居宅サービス計画の丸写しではなく、通所施設としての目標を設定してください。）
- ③ 居宅サービス計画の課題の具体的内容がわかりにくい場合、他の課題を発見した場合等には、居宅介護支援事業所に確認・提案します。
- ④ 定期的に評価を実施し、援助目標の変更等について検討します。

● 盛り込むべき項目

- ① 計画作成者・作成日
- ② 利用者名・要介護度
- ③ 解決すべき課題
- ④ 援助目標
- ⑤ 提供するサービス内容
- ⑥ 上記に係る留意事項
- ⑦ サービス提供に要する標準的な時間
- ⑧ 通所サービスの実施状況、効果の評価
- ⑨ 利用者・家族への説明者名、説明・同意・交付日、同意者名、同意に関する署名欄

【加算に関する計画書との関係】

各加算に関する計画書とは別に、通所リハビリテーション計画を作成する必要があります。なお、各加算の計画書と通所リハビリテーション計画等を一体的に作成することも可能ですが、その場合は加算に係る部分を明確に判断できることが必要です。

(8) 介護予防通所リハビリテーション計画とモニタリング [介護予防通所リハビリテーション]

予防省令第 125 条

【ポイント】

介護予防の場合は、計画にサービス提供期間を定め、その期間内に実施状況の把握（モニタリング）を行い、その結果について介護予防支援事業者に報告しなくてはなりません。

⇒ 介護予防通所リハビリテーション計画の作成については、P13「(6) 具体的取扱方針」に記載しています。

3 サービス提供時

(1) サービス提供の記録 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第 119 条（第 19 条準用）、予防省令第 123 条（第 49 条の 13 準用）

通所リハビリテーションサービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録しなければなりません。

記録の整備 → P33 参照

【ポイント】

- ・ 「サービスの提供内容」や「適正な職員配置がされていたか」をきちんと記録に残していないと介護報酬の返還、減算となることがあります。
- ・ 記録の様式は特に定まっていますが、次の点を参考にして作成・見直しをしてください。

＜勤務体制について＞

- ・ 提供日ごと、単位ごとにどの職種にどの職員が勤務したか分かるようにしてください。
（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員、その他加算の算定基準に配置が定められた職員等）

＜利用者に対するサービス内容について＞

- ・ サービスの提供開始時刻、終了時刻
- ・ 送迎（片道か往復か）の有無、入浴の有無等に関する記録
- ・ 送迎の記録（事業所の発着時間、利用者名、運転車、運転者名等）

(2) 利用料等の受領 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第 119 条（第 96 条準用）、予防省令第 118 条の 2

運営基準で定められた費用	介護報酬に係るもの （利用者負担）	基本額	[通所リハビリテーション] [介護予防通所リハビリテーション] 月定額報酬
		加算額	
	その他の費用（自己負担）	特別なサービス等の費用	実施地域外の交通費
			通常の提供時間を超えるサービス提供に伴う費用 [通所リハビリテーションのみ]
		日常生活費	食費（※1）、おむつ代
		その他の日常生活費 （※2）	身の回り品の費用 教養娯楽費

※ 1 食費については、「居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針」（H17.9.7 厚労省告示第 419 号）に基づき、料金を設定し、手続きを行う必要があります。

※ 2 その他の日常生活費 費用を画一的に徴収することは認められません。

→ H12.3.30 厚生省通知 老企 54「通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて」

	どんな場合？	具体的には？	注意点
身の回り品の費用	・ <u>利用者の希望によって</u> 、身の回り品として日常生活に必要なものを提供する場合	一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）	すべての利用者に対して一律に提供し、すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められません
教養娯楽費	・ <u>利用者の希望によって</u> 、教養娯楽として日常生活に必要なものを提供する場合	サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等	すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用について徴収することは認められません

【ポイント】

【国QA】（平成 18 年 4 月改定関係 Q&A（vol. 1））

（問 15） これまで急なキャンセルの場合又は連絡がない不在の場合はキャンセル料を徴収することができたが、月単位の介護報酬となった後もキャンセル料を徴収することは可能か。また、キャンセルがあった場合においても、報酬は定額どおりの算定が行われるのか。

（答） キャンセルがあった場合においても、介護報酬上は定額どおりの算定がなされることを踏まえると、キャンセル料を設定することは想定しがたい。

※ 利用者のキャンセルにより結果的に月に 1 回の利用もなくなり介護報酬を算定できない場合や、介護保険外の費用（食費等）についてはキャンセル料を徴収できます。ただし、運営規程、重要事項説明書、契約書、料金表等にキャンセル料の徴収要件や金額を記載するとともに、事前に利用者に説明し、同意を得ていることが前提です。

【指導事例】

- ・ 利用者全員が希望したとして、利用者全員が一律に使用するシャンプー・石けんやタオルのリネン費用を身の回り品の費用として徴収していた。
→ すべての利用者に対して一律に提供するものについては、その他日常生活費として徴収することはできません。入浴に通常付随する費用は入浴加算の報酬中に組み込まれています。
- ・ プログラムの一環として利用者全員が参加する機能訓練で使用する材料費について、利用者から一律に徴収していた。
→ すべての利用者に対して一律に提供するものについては、その他日常生活費として徴収することはできません。

＜介護報酬の利用者負担分＞

- ・ 利用者負担として、支払いを受けなければなりません。

＜領収書＞

- ・ 通所リハビリテーションの提供に要した費用について、利用者から支払いを受けたものについては、それぞれ個別の費用に区分した上で、領収書を交付しなければなりません。

* 領収書の様式例：

「介護保険制度下での居宅サービス等の対価に係る医療費控除等の取扱いについて」（平成 28 年 10 月 3 日改正 厚生労働省老健局振興課事務連絡）別紙 参照

【ポイント】

- ア 利用者負担を免除することは、指定の取消等を直ちに検討すべきとされる重大な基準違反です。
- イ 当該サービスの内容及び費用について、利用者又は家族に対し、あらかじめ説明を行い、利用者の同意を得なければなりません。（この場合も、同意は文書により行います。）
- ウ 領収書又は請求書には、サービスを提供した日や利用者負担の算出根拠である請求単位等、利用者が支払う利用料、日常生活費、通所リハビリテーションサービスの提供範囲外の費用等の内訳がわかるように区分してください。

(3) 保険給付の請求のための証明書の交付 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

居宅省令第 119 条(第 21 条準用)、予防省令第 123 条(第 50 条の 2 準用)

法定代理受領サービスに該当しない指定（介護予防）通所リハビリテーションに係る利用料の支払いを受けた場合には、提供した指定（介護予防）通所リハビリテーションサービスの内容、費用の額その他利用者が保険給付を保険者に対して請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければなりません。

(4) 利用者に関する市町村への通知 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

居宅省令第 119 条(第 26 条準用)、予防省令第 123 条(第 50 条の 3 準用)

利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければなりません。

- ① 正当な理由なしに指定（介護予防）通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護（支援）状態の程度を増進させたと認められるとき。
- ② 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(5) 緊急時等の対応 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

居宅省令第 119 条(第 27 条準用)、予防省令第 118 条の 3

サービス提供時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡その他の必要な措置を講じなくてはなりません。

【ポイント】

- ・ 緊急時の主治医等の連絡先を把握している必要があります。

(関連) 4 事業運営 (12) 事故発生時の対応 (P31)

4 事業運営

(1) 管理者等の責務 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

居宅省令第 116 条、予防省令第 119 条

管理者は、医師、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士又は専ら指定通所リハビリテーションの提供に当たる看護師のうちから選任した者に必要な管理の代行をさせることができます。

管理者又は管理を代行する者は、従業者に対して運営に関する基準を遵守させるため、必要な指揮命令を行うものとします。

【ポイント】

＜従業者の勤務管理＞

- ・ タイムカード等によって出勤状況を確認できるようにしてください。
- ・ 基準以上の人員配置になるよう、勤務ローテーションを組んでください。
- ・ 従業者との雇用関係が確認できるよう雇用契約書等を事業所に保管してください。
- ・ 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員等資格が必要な職種については、資格を確認し、資格証等の写しを事業所で保管してください。

＜労働関係法令の遵守＞

- ・ 労働関係法令については、労働基準監督署等に相談するなどして適正な事業運営を行ってください。

(2) 運営規程 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

居宅省令第 117 条、予防省令第 120 条

次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければなりません。

- ア 事業所の名称、事業所の所在地、事業の目的及び運営の方針
- イ 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ウ 営業日及び営業時間、サービス提供日、サービス提供時間

- エ 利用定員（単位数、単位ごとの定員）
- オ 内容及び利用料その他の費用の額
- カ 通常の事業の実施地域
- キ サービスの利用に当たっての留意事項
- ク 非常災害対策
- ケ 虐待の防止のための措置に関する事項
- コ その他運営に関する重要事項
（「事故発生時の対応」「従業員及び退職後の秘密保持」「苦情・相談体制」「従業員の研修」等）

【ポイント】

- ・ 運営規程は事業所の指定申請の際に作成します。
- ・ **指定後は、事業所名称、所在地、営業日、営業時間、従業員の職種、員数、利用料等の内容の変更の都度、運営規程も修正しておく必要があります。**（修正した年月日、内容を最後尾の附則に記載することで、いつ、どのように変更されたか分かるようになります。）
- ・ 員数は、日々変わりうるものであるため、事業所ごとに置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。

（３）勤務体制の確保等 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

居宅省令第 119 条(第 101 条準用)、予防省令第 120 条の 2

- ・ 利用者に対して、適切な指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定め、当該事業所の従業員によって指定（介護予防）通所リハビリテーションを提供しなければなりません。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。
- ・ 従業員の資質向上のため、研修の機会を確保しなければなりません。その際、当該指定通所リハビリテーション事業者は、全ての指定通所リハビリテーション従業員に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければなりません。
- ・ 指定通所リハビリテーション事業者は、適切な指定通所リハビリテーションの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所リハビリテーション従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければなりません。

【ポイント】

- ・ 勤務体制を勤務表（月ごと）により明確にしてください。
- ・ 事業所ごとに、雇用契約の締結等により、事業所の指揮命令下にある従業員によりサービス提供を行ってください。ただし、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認められています。
- ・ 従業員の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものです。また、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修 1 級課程・2 級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等になります。
- ・ 事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務付けられています。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりです。なお、

セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれていることに留意してください。

イ 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりですが、特に留意されたい内容は以下のとおりです。

a 事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業員に周知・啓発すること。

b 相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めること等により、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。なお、パワーハラスメント防止のための事業主の方針の明確化等の措置義務については、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（令和元年法律第24号）附則第3条の規定により読み替えられた労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第30条の2第1項の規定により、中小企業（資本金が5,000万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下の企業）は、令和4年4月1日から義務化となり、それまでの間は努力義務とされているが、適切な勤務体制の確保等の観点から、必要な措置を講じてください。

ロ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されています。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、イ（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるにあたっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましいとされています。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省のホームページに掲載されていますので、参考にしてください。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)

（４）定員の厳守 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

居宅省令第119条(第102条準用)、予防省令第120条の3

利用定員を超えて指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供を行ってはなりません。

ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。

【ポイント】

【国Q A】（平成18年4月改定関係Q&A（vol.1））

（問 39） 通所サービスと介護予防通所サービスについて、それぞれの定員を定めるのか、それとも全体の定員の枠内で、介護と予防が適時振り分けられれば良いものか。

（答） 通所サービスと介護予防通所サービスを一体的に行う事業所の定員については、介護給付の対象となる利用者（要介護者）と予防給付の対象となる利用者（要支援者）との合算で利用定員を定めるとしている。例えば、定員20人という場合、要介護者と要支援者とを合わせて20人という意味であり、利用日によって、要介護者が10人、要支援者が10人であっても、要介護者が15人、要支援者が5人であっても、差し支えない。

➡ 定員の超過の減算については、「VI 3 （１）定員超過による減算」（P45）参照。

(5) 非常災害対策 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第119条(第103条準用)、予防省令第120条の4

非常災害に関する具体的計画を定め、非常災害時における関係機関への通報体制及び関係機関との連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければなりません。なお、訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう、連携に努めなければなりません。

【ポイント】

- ア 非常災害に関する具体的計画とは、消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画のことです。
 - イ 防火管理の責任者を決め、消防計画等を策定し、地域の消防機関へ速やかに通報する体制を従業員に周知してください。
 - ウ 消防法に基づき、消火設備の設置や避難訓練を実施してください。
 - エ 日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制を構築してください。
- 消防機関と連携・相談し、適切な措置を講じてください。

(6) 業務継続計画の策定等 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第119条(第30条の2準用)、予防省令第123条(第53条の2の2準用)

- ・ 指定通所リハビリテーション事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければなりません。
- ・ 指定通所リハビリテーション事業者は、通所リハビリテーション従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければなりません。
- ・ 指定通所リハビリテーション事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

【ポイント】

- ① 業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、研修及び訓練の実施にあたっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましいです。
 - ② 業務継続計画には、以下の項目等を記載してください。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照してください。また、想定される災害等は地域によって異なっていることから、項目については実態に応じて設定してください。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではありません。さらに、感染症に係る業務継続計画、感染症の予防及びまん延の防止のための指針、災害に係る業務継続計画並びに非常災害に関する具体的計画については、それぞれに対応する項目を適切に設定している場合には、一体的に策定することとして差し支えありません。
- イ 感染症に係る業務継続計画
- a 平時からの備え(体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
 - b 初動対応
 - c 感染拡大防止体制の確立(保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)
- ロ 災害に係る業務継続計画
- a 平常時の対応(建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
 - b 緊急時の対応(業務継続計画発動基準、対応体制等)
 - c 他施設及び地域との連携

- ③ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的な内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとします。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的(年1回以上)な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録してください。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することも差し支えありません。

- ④ 訓練(シミュレーション)においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的(年1回以上)に実施するものとします。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えありません。

また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えありません。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問いませんが、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

(7) 衛生管理等 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

居宅省令第118条、予防省令第121条

- ・ 利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用機器の管理を適正に行わなければなりません。
- ・ 指定通所リハビリテーション事業者は、当該指定通所リハビリテーション事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければなりません。次に掲げる各措置は、事業所に実施が求められるものですが、他のサービスの事業者との連携等により行うことも差し支えありません。
 - ① 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
 - ② 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
 - ③ 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

【ポイント】

- ア 従業員に対し健康診断等を実施し、健康状態について把握してください。
- イ 食事の提供を行う場合には、食中毒対策が必要です。
- ウ 入浴を行う場合には、レジオネラ症等の感染症対策が必要です。
- ※ 定期的な教育を行うとともに、新規採用時には必ず感染症対策研修を実施すること等が重要です。また、研修の実施内容については記録が必要です。
- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会
当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましいです。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要です。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要があります。
感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

● 感染症の予防及びまん延の防止のための指針

当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定します。

平常時の対策としては、事業所内の衛生管理(環境の整備等)、ケアにかかる感染対策(手洗い、標準的な予防策)等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定されます。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要です。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照してください。

● 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとします。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育(年1回以上)を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましいです。また、研修の実施内容についても記録することが必要です。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行ってください。

また、平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練(シミュレーション)を定期的(年1回以上)に行うことが必要です。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとします。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切です。

- 食中毒・感染症の発生防止のための措置については、必要に応じ保健所の助言、指導を求めてください。
- インフルエンザ、O-157、レジオネラ症の対策については、別途通知が出ています。
- 医薬品の管理については、当該指定通所リハビリテーション事業所の実情に応じ、地域の薬局の薬剤師の協力を得て行うことも考えられます。
- 空調設備等により施設内の適温の確保に努めてください。

(8) 掲示 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第119条(第32条準用)、予防省令第123条(第53条の4準用)

事業所の見やすい場所に、運営規程、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければなりません。

指定通所リハビリテーション事業者は、重要事項を記載した書面を当該指定通所リハビリテーション事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができます。

なお、通所リハビリテーション事業者事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければなりません。

【ポイント】

- ・ 運営規程、重要事項説明書・苦情処理の概要等を掲示してください。

→ 参考： V1 サービス開始の前に (1) 内容及び手続きの説明及び同意 (P11)

(9) 秘密保持等 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

居宅条例第 119 条(第 33 条準用)、予防条例第 123 条(第 53 条の 5 準用)

従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはなりません。

【ポイント】

ア 過去に従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければなりません。

※「必要な措置」とは

→従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者の雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講ずべきとされています。

イ サービス担当者会議等において、居宅介護支援事業者や他のサービス事業者に対して利用者に関する情報を提供することが想定されます。このことについて、あらかじめ、利用者に対して説明を行い、文書により利用者から同意を得ておかねばなりません。 → 個人情報使用同意書

ウ 個人情報保護法の遵守について

介護保険事業者の個人情報保護法に関するガイドラインが厚生労働省から出されています。

詳細は、インターネットに掲載しています。

かながわ福祉情報コミュニティ

>介護情報サービスかながわ <http://www.rakuraku.or.jp/>

>文書／カテゴリ検索

>5. 国・県の通知

>個人情報の適切な取扱いについて

(10) 居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止

【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

居宅省令第 119 条(第 35 条準用)、予防省令第 123 条(第 53 条の 7 準用)

居宅介護（介護予防）支援事業者による居宅（介護予防）サービス事業者の紹介が公正中立に行われるよう、居宅介護（介護予防）支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与することは禁じられています。

【ポイント】

このような行為は、指定の取消等を直ちに検討すべきとされる重大な基準違反です。

(11) 苦情処理等 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

居宅省令第 119 条(第 36 条準用)、予防省令第 123 条(第 53 条の 8 準用)

提供した（介護予防）通所リハビリテーションサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置その他の必要な措置を講じなければなりません。

＜事業所が苦情を受けた場合＞

利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合は、苦情に対し事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容を記録しなければなりません。

＜市町村に苦情があった場合＞

市町村から文書その他の物件の提出若しくは提示の求めがあった場合又は市町村の職員からの質問若しくは照会があった場合は、その調査に協力しなければなりません。また、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って、必要な改善を行わなければなりません。市町村からの求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を市町村に報告しなければなりません。

＜国保連に苦情があった場合＞

利用者からの苦情に関して、国保連が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従い必要な改善を行わなければなりません。また、国保連から求めがあった場合には、指導又は助言に従って行った改善の内容を国保連に報告しなければなりません。

【ポイント】

＜利用者からの苦情に対応するための必要な措置＞

「必要な措置」とは、苦情を受け付けるための窓口を設置することのほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、これを利用者又はその家族にサービスの内容を説明する文書（重要事項説明書等）に記載するとともに、事業所に掲示し、かつ、ウェブサイトに掲載すること等です。なお、ウェブサイトとは、法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システムのことをいいます。

- V 1 サービス開始の前に（１）内容及び手続きの説明及び同意（P11）、
4 事業所運営（８）掲示（P29）参照

＜苦情に対するその後の措置＞

事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組みを自ら行わなければなりません。

(12) 事故発生時の対応 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

居宅省令第119条(第37条準用)、予防省令第123条(第53条の10準用)

＜実際に事故が起きた場合＞

- ・ 市町村、家族、居宅介護（介護予防）支援事業者へ連絡を行い、必要な措置を講じなければなりません。
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する必要があります。
- ・ 指定（介護予防）通所リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害を賠償しなければなりません。

＜事故になるのを未然に防ぐ＞

- ・ 事故原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。
- ・ 事故に至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いものについて事前に情報を集約し、未然防止対策を講じます。

【ポイント】

ア 事故が起きた場合の連絡先・連絡方法について、事業所で定め、従業員に周知してください。

イ 少なくとも事業所が所在する市町村については、どのような事故が起きた場合に市町村に報告するかについて把握してください。

ウ 事業所における損害賠償の方法（保険に加入している場合にはその内容）について把握してください。

エ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備してください。

具体的に想定されること

- ・ 介護事故等について報告するための様式を整備する。
- ・ 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生、又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、イの様式に従い介護事故等について報告すること。
- ・ 事業所において、報告された事例を集計し、分析すること。
- ・ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
- ・ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- ・ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

→ 事故の報告は、市町村に行うことになっています。事業所所在地の市町村、利用者の保険者である市町村に事故報告の範囲・方法について確認してください。

詳細は、下記に掲載しています。

（要領・様式の掲載場所）

横須賀市ホームページ → 総合案内 → 健康福祉・子育て教育 → 福祉 → 介護・高齢者福祉
→ 介護保険サービス事業者 → 事故報告

(https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/2640/g_info/20121101.html)

(13) 虐待の防止 【通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション】

居宅省令第119条（第37条の2準用）、予防省令第123条（第53条の10の2準用）

指定通所リハビリテーション事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければなりません。

- ① 当該指定通所リハビリテーション事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- ② 当該指定通所リハビリテーション事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ ①～③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【ポイント】

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成します。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的開催することが必要です。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましいです。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要です。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えありません。また、事業所に実施が求められるものですが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えありません。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守してください。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次のような事項について検討することとされています。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要があります。

イ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること

ロ 虐待の防止のための指針の整備に関すること

ハ 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること

ニ 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること

ホ 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること

ヘ 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること

ト 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

② 虐待の防止のための指針

事業者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込んでください。

イ 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方

ロ 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

ハ 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

ニ 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

ホ 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ヘ 成年後見制度の利用支援に関する事項
- ト 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- チ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- リ その他虐待の防止の推進のために必要な事項

③ 虐待の防止のための従業者に対する研修

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとされています。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修(年1回以上)を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要です。

また、研修の実施内容についても記録することが必要です。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えありません。

④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

事業所における虐待を防止するための体制として、①から③までに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要です。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましいです。なお、同一事業所内での複数担当(※)の兼務や他の事業所・施設等との担当(※)の兼務については、担当者としての職務に支障がなければ差し支えありません。ただし、日常的に兼務先の各事業所内の業務に従事しており、利用者や事業所の状況を適切に把握している者など、各担当者としての職務を遂行する上で支障がないと考えられる者を選任してください。

(※) 身体的拘束等適正化担当者、褥瘡予防対策担当者(看護師が望ましい。)、感染対策担当者(看護師が望ましい。)、事故の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を適切に実施するための担当者

(14) 会計の区分 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第119条(第38条準用)、予防省令第123条(第53条の11準用)

指定(介護予防)通所リハビリテーションの事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければなりません。

★具体的な会計処理等の方法について

→「介護保険の給付対象事業における会計の区分について(平成13年3月28日老振発第18号)」参照。

(15) 記録の整備 [通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション]

居宅省令第118条の2、予防省令第122条、居宅条例第19条、予防条例第13条

従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録並びに利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備しておかなければなりません。

- ① (介護予防)通所リハビリテーション計画
- ② 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- ③ 身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- ④ 市町村への通知(利用者が正当な理由なしに指定通所リハビリテーション・指定介護予防通所リハビリテーションの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態・要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は、利用者が偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときに、事業者が市町村に行う通知)に係る記録
- ⑤ 提供した(介護予防)通所リハビリテーションに関する利用者及びその家族からの苦情の内容等の記録
- ⑥ 提供した(介護予防)通所リハビリテーションに関する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

会計に関する記録(指定訪問介護の提供に係る保険給付の請求に関するものに限る。)及び利用者に対する指定(介護予防)通所リハビリテーションの提供に関する記録を、その完結の日から5年間保存しなければなりません。「その完結の日」とは、契約終了により一連のサービスが終了した日を指します。

【ポイント】

- ・ 提供した個々のサービスの内容等の記録として、次の書類を整備しておきましょう。
 - 1 重要事項説明書
 - 2 契約書
 - 3 各種計画書
 - 4 アセスメントの記録
 - 5 居宅サービス計画
 - 6 業務日誌（サービス提供日、サービス提供開始時刻、サービス提供終了時刻、利用者名、サービス提供者名（職種ごとに記載）、サービス提供の状況（送迎、入浴、食事摂取、バイタル、レクリエーションの内容）、その他）
 - 7 記録（利用者の様子、目標等の達成状況、その他）
 - 8 送迎記録
 - 9 請求書・領収書の控え
- ・ 「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指します。

VI 介護報酬請求上の注意点について

通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションとで報酬形態が異なるので、別々に説明します。

1 通所リハビリテーション

(1) 指定通所リハビリテーションの提供について

- ① 指定通所リハビリテーションは、指定通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、通所リハビリテーション計画を作成し、実施することが原則ですが、医療機関において、当該医療機関の医師の診療を受け、当該医療機関の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士からリハビリテーションの提供を受けた利用者に関しては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式2—2—1をもって、当該医療機関から情報提供を受けた上で、当該事業所の医師が利用者を診療し、記載された内容について確認して、指定通所リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、例外として、別紙様式2—2—1をリハビリテーション計画書とみなして通所リハビリテーション費の算定を開始することができます。その場合であっても、算定開始の日が属する月から起算して3月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次回のリハビリテーション計画を作成する必要があります。
- ② 指定通所リハビリテーション事業所の医師が、指定通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか1以上の指示を行ってください。
- ③ ②における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示に基づき行った内容を明確に記録してください。
- ④ 通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直してください。初回の評価は、通所リハビリテーション計画に基づくリハビリテーションの提供の開始からおおむね2週間以内に、その後はおおむね3月ごとに評価を行ってください。その他、必要時に見直しを行ってください。
- ⑤ 指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して3月以上の指定通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に指定通所リハビリテーションの継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、その他指定居宅サービスの併用と移行の見通しを記載し、本人・家族に説明を行ってください。
- ⑥ 新規に通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、当該計画に従い、指定通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して1月以内に、当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行うよう努めることが必要です。
- ⑦ 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員を通じて、指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、利用者及び家族の活動や参加に向けた希望、日常生活上の留意点、介護の工夫などの情報を伝達してください。

(2) 事業所規模による通所リハビリテーション費 厚生労働大臣が定める施設基準（厚告96）

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして、横須賀市に届出を行った指定通所リハビリテーション事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定します。

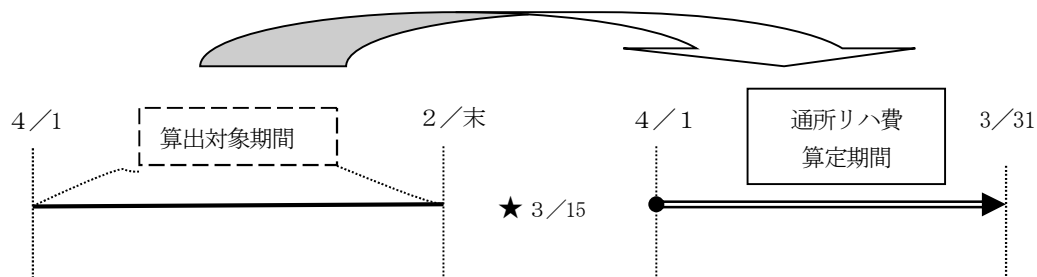
○厚生労働大臣が定める施設基準

- イ 通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準次のいずれかに適合していること。

- (1) 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。
- (一) 前年度の1月当たりの平均利用延人員数（当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業所の指定を併せて受け、かつ、一体的に事業を実施している場合は、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。）が750人以内の指定通所リハビリテーション事業所であること。
- (二) 指定居宅サービス等基準第112条に定める設備に関する基準に適合していること。
- (2) 次に掲げる基準のいずれにも適合していること。
- (一) (1)(一)に該当しない事業所であること。
- (二) (1)(二)に該当する事業所であること。
- (三) 指定通所リハビリテーション事業所における利用者の総数のうち、リハビリテーションマネジメント加算を算定した利用者の占める割合が100分の80以上であること。
- (四) 当該指定通所リハビリテーション事業所の利用者の数が10人以下の場合は、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が1以上確保されていること、又は、利用者の数が10人を超える場合は、専ら当該指定通所リハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、利用者の数を10で除した数以上確保されていること。
- ロ 大規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションの施設基準
- (1) イ(1)(一)に該当しない事業所であること。
- (2) イ(1)(二)に該当する事業所であること。
- (3) イ(2)(三)及び(四)に該当しない事業所であること。



通所リハビリテーション事業所は、毎年3月15日までに、当該年度（3月を除く）の1月当たりの平均利用者延人員数を算出し、翌年度の通所リハビリテーション費についてどの区分を適用するか確認しなくてはなりません。



★3/15までに判定を行い、事業所規模が変更になる場合は市に届け出を行う。

【注意！】

- 区分が変わる場合には、利用料（利用者負担分）も変わるため、事前に利用者に対して説明し、同意を得ることが必要です。
- 事業所規模が変更になる場合については、必ず市に届出が必要です。（毎年3／15 必着）
市に届出がされている事業所規模に対応した請求コード（サービスコード）で報酬を請求する必要があります。

【ポイント】 1月当たりの平均利用延人員数の算出方法（老企 36 第2・8（10））

- 毎年必ず前年度（3月を除く）の利用者数を確認すること

＜算出対象期間＞ 前年度の4月から2月において通所リハビリテーション費を算定している月

◆ 2単位以上の事業所は、すべての単位の合算で算定すること（【平成21年4月改定関係Q&A（vol.1）】問52）

◆ 指定通所リハビリテーション（要介護1～5）と指定介護予防通所リハビリテーション（要支援1、2）のサービス提供を

- ・ 一体的に事業を実施している場合

⇒ 通所リハビリテーション（要介護）人数に介護予防通所リハビリテーション（要支援）の人数を含めて算出（介護予防通所リハビリテーションの平均利用延人数の計算方法については、P38を参照）

- ・ 分離して実施している場合⇒ 介護予防通所リハビリテーション（要支援）の人員は含めずに算出

◆ 6時間以上7時間未満又は7時間以上8時間未満の報酬算定をしていない利用者について

- ・ 1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者

⇒ 利用者数に4分の1を乗じた数を基に計算

- ・ 3時間以上4時間未満（2時間以上3時間未満を含む）の報酬を算定している利用者

⇒ 利用者数に2分の1を乗じた数を基に計算

- ・ 4時間以上5時間未満又は5時間以上6時間未満の報酬を算定している利用者

⇒ 利用者数に4分の3を乗じた数を基に計算

◆ 正月等を除き毎日事業を実施している事業所

⇒ 利用延人員数に6／7を乗じた数を基に計算

【国QA】（平成18年4月改定関係Q&A（vol.1）問43）

＜例外＞

① 前年の実績が6月に満たない事業所（新規開設事業所等を含む）

② 前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業所（年度が変わる際のみ）

⇒ ①、②の事業所については、上記の計算方法は適用せず、利用定員と予定される営業日数を基に計算。

③ 新規に要介護認定を申請中の者が暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合は、平均利用延人員数の計算には含めません。【国QA】（平成18年4月改定関係Q&A（vol.1）問46）

【ポイント】事業所規模の計算方法について

1 基本的な考え方

当該年度の前年度（3月を除く）の1月当たりの平均利用延人員数が、750人以内（通常規模型）か、750人を超える（大規模型）かにより事業所の規模を区分します。

750人を超える場合でも、算定する月の前月において、次の要件を満たす事業所は、通常規模型に区分します。

- 1 リハビリテーションマネジメント加算の算定率が利用者全体の80%を超えていること。利用者の総数とは、前月に当該事業所において通所リハビリテーションを利用することを通所リハビリテーション計画位置づけている者の人数とします。
- 2 リハビリテーションの提供にあたる理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士の配置が利用者の数の10対1以上であること。（要件の算出式は次のとおり）

$$\frac{(\text{通所リハビリテーション計画に位置付けられた利用時間} \times \text{各利用時間の利用人数}) \text{の合計} (\times 1)}{\text{理学療法士等の通所リハビリテーション事業所における勤務時間の合計} (\times 2)} \leq 10$$

（※1） 各利用時間の下限で計算する。（例：2～3時間利用の利用者が4人の場合、2（時間）×4（人）として計算。）

（※2） 所定労働時間のうち通所リハビリテーション事業所の業務に従事することとされている時間とし、必ずしも利用者に対し通所リハビリテーションを提供している時間に限らないことに留意する。

→例えば、令和6年度の報酬請求の際の事業所規模については、令和5年度の利用者の数によって決まることになります。

○ 既存の事業者が各年度の事業所の規模を判断する際には、前年度の4月から2月までのうち通所リハビリテーション費を算定している各月の利用者数の合計を月数（通常は11ヶ月）で割って計算することになります。（老企第36号）

ただし、前年度の実績が6月未満の事業者（新規開設事業者等を含みます）や年度が変わる際に前年度から定員25%以上変更して事業を実施しようとする事業者については、利用定員の90%を一日当たりの利用者数とし営業日数を掛けて計算することになります。（老企36第2の8（10））

（注意）利用者数の計算の際には、「4週間分」ではなく、「暦月（1ヶ月分）」の営業日数を基に計算してください。

Q1：既存の事業者の場合で、前年度から定員は変更しないのですが、営業日数（サービス提供日数）を大幅に変更します。この場合も、前年度の利用者実績に基づく計算方法ではなく利用定員の90%に営業日数を掛けて計算する方法を使用するべきでしょうか。

A1：利用定員の90%に営業日数を掛けて計算する方法は、既存の事業者の場合には、あくまでも「定員」を変更する場合のみ使用するものであり、「営業日数（サービス提供日数）」の変更の場合には、前年度の利用者実績に基づく計算方法を使用してください。

Q2：既存の事業者の場合で、前年度から定員を概ね25%以上変更して事業を実施しようとする事業者とは、年度当初の4月から定員を変更する場合のみ該当するのか、それとも年度途中の例えば9月から利用定員を概ね25%以上変更する場合などについても該当するのでしょうか。

A2：年度が変わる時のみ該当し、年度途中で利用定員を概ね25%以上変更する場合は該当しません。

2 介護予防通所リハビリテーション事業と一体的に行っている場合について

- ① 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定も併せて受けている場合に、これらの事業を一体的に実施しているケースでは、介護予防通所リハビリテーションの

前年度の1月当たりの平均利用延人員数も含めて計算し区分の判断を行います。

- ② ただし、介護予防通所リハビリテーションの利用者数を加える際には、延人員数にサービス提供時間に応じた係数を乗じたものを加えることもできますし、同時にサービスの提供を受けた者の最大数を営業日ごとに加えることもできます。

(※介護予防通所リハビリテーションと一体的に実施されず、実態として両事業が分離されて実施されている場合(人員配置もそれぞれに必要になります。))には、介護予防通所リハビリテーションの利用者数は含めません。)(老企36第2の8(10))

→例えば、ある日の介護予防の利用者が午前中(9:00~12:30)は5名、午後(13:00~16:30)は10名の場合、延人員数にサービス提供時間に応じた係数を乗じて計算するのであれば、 $5 \times 1/2 + 10 \times 1/2 = 7.5$ 名となりますし、同時にサービスの提供を受けた者の最大数で計算すれば10名となり、他の日も同様に計算して合計していくことになります。

3 同一事業所で2単位以上の通所リハビリテーションを行っている場合について

同一事業所で2単位以上の通所リハビリテーションを行っている場合については、全ての単位の利用者数の合計を基に計算します。【国QA】(平成21年4月改定Q&A(vol.1)問52)

4 暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合について

新規に要介護認定を申請中の方が、いわゆる暫定ケアプランによりサービス提供を受けている場合は、月平均延利用者の計算の際には含めません。【国QA】(平成18年4月改定Q&A(vol.1)問46)

5 サービス提供時間別の報酬区分等に応じた計算方法について

- ① 「6時間以上7時間未満又は7時間以上8時間未満の介護報酬を算定している利用者」については、利用者数をそのまま計算します。
- ② 「4時間以上5時間未満又は5時間以上6時間未満の介護報酬を算定している利用者」については、利用者数に4分の3を掛けて(例えば、4人の利用者がいれば3人として扱うことになります。)計算します。
- ③ 「3時間以上4時間未満の報酬を算定している利用者(2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む)」については、利用者数に2分の1を掛けて(例えば、2人の利用者がいれば1人として扱うことになります。)計算します。
- ④ 「1時間以上2時間未満の報酬を算定している利用者」については、利用者数に4分の1を掛けて(例えば、4人の利用者がいれば1人として扱うことになります。)計算します。(老企36第2の8(10))

6 正月等を除き毎日事業を実施している事業所の場合について

正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施している事業所の計算方法については、利用延人員数に7分の6を掛けた人数により、1月当たりの平均延利用者数を計算することになります。(老企36第2の8(10))

(3) 所要時間について

通所リハビリテーション費については、所要時間による区分により算定されるものですが、この「所要時間による区分」については、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の通所リハビリテーションを行うための標準的な時間によることとされており、単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族の出迎え等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合は、通所リハビリテーションのサービスが提供されているとは認められません。したがって、この場合は当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数が算定されます(このような家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えありません。ただし、このような介護保険外サービスの請求に当たっては、事前に重要事項説明書等に記載した上で、利用者又はその家族に説明し、同意を得る必要があります。)。また、ここでいう通所リハビリテーションを行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれません。

送迎時に実施した居宅内での介助等（電気の消灯・点灯、窓の施錠、着替え、ベッドへの移乗等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、通所リハビリテーションを行うのに要する時間に含めることができます。

- ① 居宅サービス計画及び通所リハビリテーション計画に位置付けた上で実施する場合
- ② 送迎時に居宅内の介助を行う者が、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、1級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（2級課程修了者を含む。）又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合

【指導事例】（※時間は、指導当時の時間区分です。）

- ・ サービス提供時間が待ち時間を含めて6時間ちょうどであったが、6－8で請求していた。
→待ち時間を除くと6時間に満たなかったため、4－6の単位となり、過誤調整することになった。
- ・ 朝の渋滞等により送迎に時間がかかり、恒常的に、プログラム開始が遅れサービス提供時間が6時間に満たなかったにも関わらず、6－8の単位で請求していた。→4－6の単位で過誤調整することになった。

ただし、平成24年3月16日国Q&Aにより、

- ① サービス提供の開始・終了について異なってもよいこと
- ② 長い時間の単位が設定されている場合、それより短い単位については必要性があれば算定可能であることが明確にされたため、早く到着した利用者がいた場合などは、基準上必要とされる人員配置を行った上でサービス提供を開始することは可能です。

【ポイント】【国Q&A】（平成24年度介護報酬改定に関するQ&A（vol.1））（※時間はQ&A発出当時まま）

＜サービスの提供時間（通所サービス）＞

（問57） サービスの提供開始や終了は同一単位の利用者について同時に行わなければならないのか。

（答） サービスの提供にあたっては、利用者ごとに定めた通所サービス計画における通所サービスの内容、利用当日のサービスの提供状況、家族の出迎え等の都合で、サービス提供の開始・終了のタイミングが利用者ごとに前後することはあり得るものであり、また、そもそも単位内で提供時間の異なる利用者も存在し得るところである。報酬の対象となるのは実際に事業所にいた時間ではなく、通所サービス計画に定められた標準的な時間であるとしているところであり、サービス提供開始時刻や終了時刻を同時にしなければならないというものではない。

- 長めの時間（例：4時間）のサービス提供時間を設定し、その中で、開始・終了の揃わない一定時間（例：3.5時間）のサービスを行うことは認められます。
ただし送迎については事業所が責任をもって行ってください。

＜通所リハビリテーションの所要時間＞

（問87） 6時間以上8時間未満の単位のみを設定している通所リハビリテーション事業所において、利用者の希望により、4時間以上6時間未満のサービスを提供し、4時間以上6時間未満の通所リハビリテーション費を算定することができるのか。

（答） 適切なケアマネジメントに基づき利用者にとって4時間以上6時間未満のサービス提供が必要な場合であれば算定することができる。

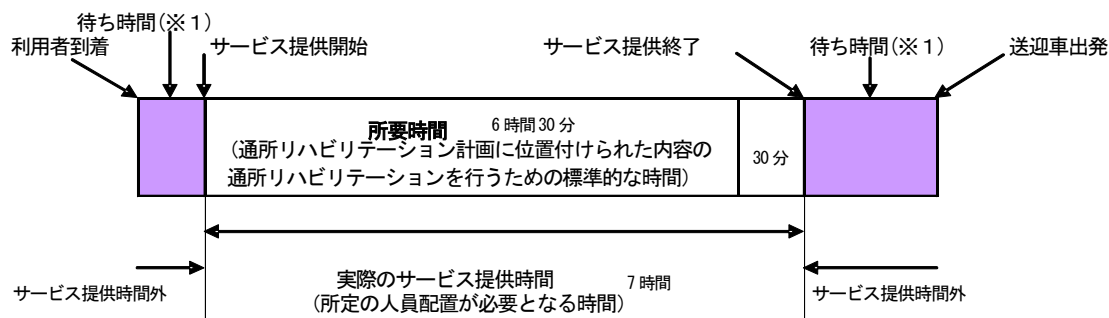
- 長時間（例：6－8）の単位の中でもっと短い単位（3－4、2－3、1－2）を行うことができます。

ただし、利用者の合計が利用定員を超えないようにきちんと管理を行ってください。（予防の利用者の考え方に準じます）。

※なお、疾患別リハビリテーション料を算定する保険医療機関において、医療保険の疾患別リハビリテーションと介護保険の1－2時間の通所リハビリテーションの提供を同時に行なう場合の考え方等については P92「所要時間1時間以上2時間未満のサービス提供について」をご覧ください。

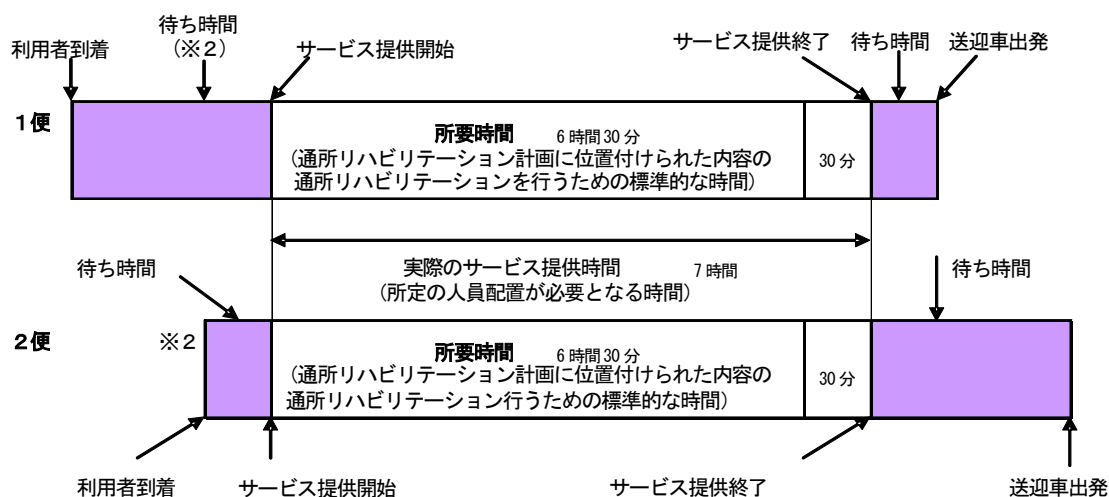
【所要時間の考え方】

(例1) 送迎車が1便体制の場合で、プログラムは6時間30分だが、入浴介助に時間がかかり、実際に全てのプログラムの内容を終了するのに30分超過した場合



※1 サービス提供開始前、終了後の単なる待ち時間は、所要時間に含まれません。

(例2) 1単位で送迎車が2便体制の場合で、プログラムは6時間30分だが、入浴介助に時間がかかり、実際に全てのプログラムの内容を終了するのに30分超過した場合



※2 1便到着後、2便到着前であっても、単なる待ち時間とするのではなく、基準上必要とされる人員配置を行った上でサービス提供を開始することは可能です。

(4) 利用者の体調不良等のやむを得ない事由によるサービス提供時間の短縮

【質問事例】

- 6-7の事業所だが、ある日、利用者の具合が悪くなり、5時間で早退した場合、算定はどうすれば良いか。
 - 当初通所リハビリテーション計画に位置付けられていた時間で算定しても可能です。ただし、利用者の負担を考えて、事業所の判断で、実際の時間分(5-6)で請求することも可能です。
- 利用者が朝事業所に来たところ、具合が悪く、通所リハビリテーションは無理と判断し、早急に帰宅させた。計画通り算定して良いか。
 - 通所リハビリテーションのサービスが提供されたとは言えないため、キャンセル扱いで対応してください。

【ポイント】

- ・ 計画に位置付けられていた時間で算定可能なのは、当日の利用者側のやむを得ない事情がある場合のみでありサービス開始前からサービス提供時間の短縮が決まっている場合は、その時間に応じた所定単位数を算定します。
- ・ 6-7で計画していたが、3-4になってしまった場合には、3-4に応じた所定単位数を算定します。

(5) サービス提供時間中の中断

○ 医療機関の受診について

通所リハビリテーションのサービス提供時間帯における医療機関の受診は、緊急やむを得ない場合を除いてできません。

【ポイント】

緊急やむを得ない場合における医療機関の受診による通所リハビリテーションサービスの利用の中止については、医療機関における保険請求が優先され、通所リハビリテーションサービスについては変更後の所要時間（医療機関での受診時間等を除いた時間）に応じた所定単位数を算定しなければならない。

（平成 15 年介護保険最新情報 vol. 151 介護報酬に係る Q & A）

○ 通所リハビリテーション利用時の理美容サービスの利用について

サービス提供に支障のない短時間の理美容サービスの提供については、通所リハビリテーションの提供時間から当該理美容サービスに要する時間を除外した時間で報酬算定を行ってください。

ただし、その際、利用者に必要なものとして当初から予定されている通所リハビリテーションの提供プログラムに影響しないよう配慮が必要です。

(6) 他のサービスとの関係

○ 利用者が次のサービスを受けている間は算定できません。（厚告 19 別表 7 注 19）

短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは複合型サービス

2 介護予防通所リハビリテーション

(1) 算定の基準について

① 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師は、指定介護予防通所リハビリテーションの実施に当たり、当該事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に対し、利用者に対する当該リハビリテーションの目的に加えて、当該リハビリテーション開始前又は実施中の留意事項、やむを得ず当該リハビリテーションを中止する際の基準、当該リハビリテーションにおける利用者に対する負荷等のうちいずれか 1 以上の指示を行ってください。

② ①における指示を行った医師又は当該指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、当該指示に基づき行った内容を明確に記録してください。

③ 指定介護予防通所リハビリテーションは、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師の診療に基づき、介護予防通所リハビリテーション計画を作成し、実施することが原則であるが、医療機関において、当該医療機関の医師の診療を受け、当該医療機関の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士からリハビリテーションの提供を受けた利用者に関しては、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式 2—2—1 をもって、当該医療機関から情報提供を受けた上で、当該事業所の医師が利用者を診療し、記載された内容について確認して、指定介護予防通所リハビリテーションの提供を開始しても差し支えないと判断した場合には、例外として、別紙様式 2—2—1 をリハビリテーション計画書とみなして介護予防通所リハビリテーション費の算定を開始してもよいこととされています。

なお、その場合であっても、算定開始の日が属する月から起算して 3 月以内に、当該事業所の医師の診療に基づいて、次の介護予防通所リハビリテーション計画を作成してください。

④ 介護予防通所リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直してください。初回の評価は、介護予防通所リハビリテーション計画に基づく介護予防通所リハビリテーションの提供開始からおおむね 2 週間以内に、その後はおおむね 3 月ごとに評価を行ってください。その他、必要時に見直しを行ってください。

⑤ 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師が利用者に対して 3 月以上の指定介護予防通所リハビリテーションの継続利用が必要と判断する場合には、リハビリテーション計画書に指定介護予防通所リハビリテーションの継続利用が必要な理由、具体的な終了目安となる時期、第 1 号通所事業その他指定介護予防サービスの併用と移行の見通しを記載し、本人・家族に説明を行ってください。

- ⑥ 新規に介護予防通所リハビリテーション計画を作成した利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、当該計画に従い、指定介護予防通所リハビリテーションの実施を開始した日から起算して1月以内に、当該利用者の居宅を訪問し、診療、運動機能検査、作業能力検査等を行うよう努めてください。
- ⑦ 指定介護予防通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、介護支援専門員を通じて、第1号訪問事業その他指定介護予防サービスに該当する事業に係る従業者に対し、リハビリテーションの観点から、利用者及び家族の活動や参加に向けた希望、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達してください。
- ⑧ 利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施されるリハビリテーションであって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下、「運動器機能向上サービスという」）を提供してください。
- ⑨ 運動器機能向上サービスについては、以下のアからエまでに掲げるとおり、実施してください。
- ア 利用者の運動器機能、利用者のニーズ、サービスの提供に当たって考慮すべきリスクを利用開始時に把握し、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。また、作成した運動器機能向上計画については、運動器機能向上サービスの提供による効果、リスク、緊急時の対応等と併せて、利用者に分かりやすい形で説明し、その同意を得ること。なお、運動器機能向上計画に相当する内容をリハビリテーション計画書の中にそれぞれ記載する場合は、その記載をもって運動器機能向上計画の作成に代えることができるものとする。
- イ 運動器機能向上計画に基づき、利用者ごとに運動器機能向上サービスを提供すること。その際、提供する運動器機能向上サービスについては、国内外の文献等において介護予防の観点からの有効性が確認されている等の適切なものとする。また、運動器機能向上計画に実施上の問題点（運動の種類の変更の必要性、実施頻度の変更の必要性等）があれば直ちに当該計画を修正すること。
- ウ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士若しくは看護職員が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。ただし、介護予防通所リハビリテーションの提供の記録として、運動器機能を定期的に記載している場合は、当該の記載をもって、本要件を満たしているものとする。
- エ おおむね1月間ごとに、利用者の短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況についてモニタリングを行うとともに、利用者毎の運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて、運動器機能向上計画の修正を行うこと。

（2）定額制

介護予防通所リハビリテーション費については、通所リハビリテーション費とは異なり、サービス提供時間に応じた評価ではなく、月あたりの定額払いです。（厚労告127別表5）

【ポイント】

- ・ 介護予防通所リハビリテーションについては、複数の事業所を利用することはできません。1つの事業所を選択する必要があります。

【国QA】（平成18年4月改定関係Q&A（vol.1））（Q&A発出時のまま掲載しています。）

（問12） 介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションを、それぞれ週1回ずつ利用する等同時に利用することは可能か。

（答） 地域包括支援センターが、利用者のニーズを踏まえ、適切にマネジメントを行って、計画に位置付けることから、基本的には、介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションのいずれか一方が選択されることとなり、両者が同時に提供されることは想定していない。

◆ 介護予防通所リハビリテーションのサービス提供記録について

介護予防通所リハビリテーションについては時間制ではなく月単位の報酬単価が設定されていますが、事業所におけるサービス提供記録には内容とともにその開始時刻、終了時刻は必ず記録してください。

送迎、入浴に関する報酬も基本単位に包括されていますが、実施の記録を必ず残すようにしてください。

○ 報酬の日割り計算について

（指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月17日老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号：別紙1））」

介護予防通所リハビリテーションについては、月額定額報酬であることから、月途中からのサービス開始、月途中でのサービス終了の場合であっても、原則として、それぞれ計画上に位置付けられた単位数を算定することとし、日割り計算は行いません。

ただし、以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定します。

日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数を日割りのサービスコードの単位数に乗じて算定します。

※ サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間。

＜対象事由と起算日＞

月額報酬対象サービス	月途中の事由	起算日※2
介護予防通所リハ（介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む）	区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
	区分変更（要介護→要支援）	契約日
	サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）	
	事業開始（指定有効期間開始）	
	事業所指定効力停止の解除	
	介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日
	介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）	契約解除日の翌日
	介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）	退所日の翌日
	公費適用の有効期間開始	開始日
	生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
	区分変更（要支援→要介護）	契約解除日
	サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）	
	事業廃止（指定有効期間満了）	（廃止・満了日） （開始日）
終了	介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1）	入居日の前日
	介護予防小規模多機能型居宅介護の登録開始（※1）	サービス提供日 （通い、訪問又は 宿泊）の前日
	介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）	入所日の前日
	公費適用の有効期間終了	終了日

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

○ 加算（月額）部分に対する日割り計算は行わない。

（3）他のサービスとの関係

○ 利用者が次のサービスを受けている間は、介護予防通所リハビリテーション費は、算定できません。（厚労告127号別表5注7）

介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護

3 減算 <通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション>

(1) 定員超過による減算

- 単位ごとに、月平均の利用者数が横須賀市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えた場合、通所リハビリテーション費、介護予防通所リハビリテーション費は、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで利用者全員について所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数で算定します。（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 27 ニイ、十六イ））

【ポイント】

通所サービスと介護予防サービスの指定を併せて受け、かつ、通所サービスと介護予防サービスとが同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定通所リハビリテーションの利用者数と指定介護予防通所リハビリテーションの利用者の合算で利用定員を定めることとしています。

【国 Q A】（平成 18 年 4 月改定関係 Q & A (vol. 1) 問 39)

【注意！！】

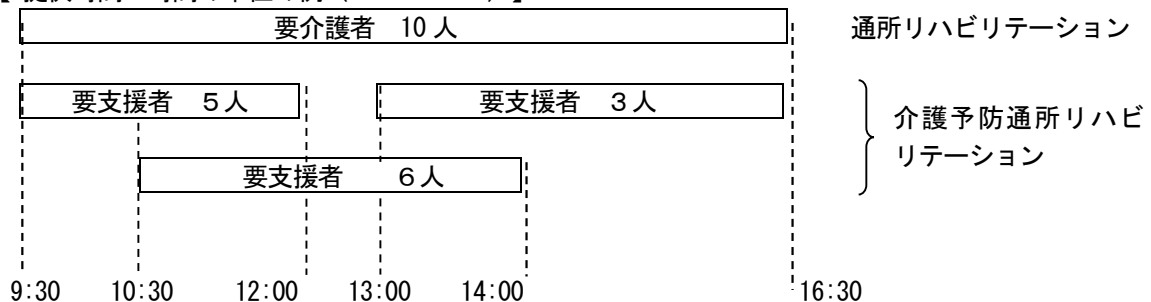
月平均で利用定員を超えなければ減算にはなりませんが、1 日でも利用定員を超えれば運営基準違反です。
「減算にならなければよい」といった考え方で事業所の運営をしないようにしてください。

【ポイント】利用者数の算出方法について

① 日ごとの最大利用者数の算出方法

通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションを 1 単位の中で一体的にサービス提供している場合、「通所リハビリテーションの利用者数＋介護予防通所リハビリテーションの最大利用者数」の合計が、その日の単位としての「最大利用者数」となります。

【提供時間 7 時間の単位の例（9:30～16:30）】



時間帯	要介護者	要支援者	要介護者と要支援者の合計利用者数
9:30~10:30	10 人	5 人	15 人
10:30~12:00		11 人 (5 人 + 6 人)	21 人
12:00~13:00		6 人	16 人
13:00~14:00		9 人 (3 人 + 6 人)	19 人
14:00~16:30		3 人	13 人

➡ この日の「利用者数」は、この日最大利用者数の 21 人となります。

② 平均の利用者数の算出方法

次に、47 ページの表によって、月平均利用者数を算出します。

【ポイント】

- ・毎月ごとに、翌月が減算対象にならないか、事業所自ら確認する必要があります。



最終ページの表の＜チェック！＞で

②に該当すれば定員超過減算に該当することになります。

＜月平均利用者数＞

○ 単位ごとに作成してください。

令和 年 月分 単位目

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	月の 合計
要介護1～5の利用者数 (a)																																
要支援1, 2の利用者で同時にサービスを受けた最大数 (b)																																
利用者合計数 (a)+(b) (c)																																(e)

定員: 名 (d)

月平均利用者数: 月の利用者合計数(e) ÷ 営業日数 日 = 人 (f)

備考: ① 営業していない日については斜線等を引いてください。
② 要支援の利用者については、その日の延べ利用者数か、サービスを受けている要支援の利用者が最も多い時間帯の利用者数で計算します。
※ 要介護者等以外の自費負担による通所リハビリテーションサービスの利用者がある場合については、当該利用者も含め利用者合計数を算出します。

＜チェック！＞

- ① 利用定員の遵守 … 各サービス提供日の利用者合計数(c)が定員(d)を超えていませんか。
② 減算の有無 … 月平均利用者数(f)が定員(d)を超えていませんか？
→ 超えている場合、当該月の次の月の介護報酬について減算する必要があります。

(2) 職員の人員欠如による減算

- ・ 人員基準欠如に対しての介護給付費の減額に関する規定は、適正なサービスの提供を確保するために介護給付費の減額を行うことを明確にしたものであり、新たに、事業所は職員の人員基準欠如の未然防止を図るよう努めなければなりません。（老企 36 第 2 の 8（28））
- ・ 著しい人員基準欠如が継続する場合には、職員の増員、利用定員等の見直し、事業の休止等を指導されます。当該指導に従わない場合には、特別な事情がある場合をのぞき、指定の取消しを検討されます。
- ・ 単位ごとに、月平均で人員基準に定める員数の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員を置いていない状況で行われた場合、通所リハビリテーション費、介護予防通所リハビリテーション費は、所定単位数に 100 分の 70 を乗じて得た単位数で算定します。（厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法（平成 12 年 2 月 10 日 厚生省告示第 27 二〇、十六〇））

<具体的な計算の方法>

イ) 人員基準上必要とされる員数から 1 割を超えて減少した場合には、その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者の全員について所定単位数が減算されます。

(医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員の算定式)

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9 \Rightarrow \text{翌月から所定単位数に 100 分の 70}$$

(介護職員の算定式)

$$\frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 0.9 \Rightarrow \text{翌月から所定単位数に 100 分の 70}$$

ロ) 人員基準上必要とされる員数から 1 割の範囲内で減少した場合には、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、単位ごとに利用者の全員について所定単位数が減算されます（ただし、翌月の末日において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

(医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員の算定式)

$$0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0 \Rightarrow \text{翌々月から所定単位数に 100 分の 70}$$

(介護職員の算定式)

$$0.9 \leq \frac{\text{当該月に配置された職員の勤務延時間数}}{\text{当該月に配置すべき職員の勤務延時間数}} < 1.0 \Rightarrow \text{翌々月から所定単位数に 100 分の 70}$$

(令和 8 年 6 月～)

突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員基準上必要とされる員数から 1 割の範囲内で減少した場合であって、次の a から d までの全てに該当するときは、1 年に 1 回に限り、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月までの間、通所リハビリテーション費等の算定方法に基づく減算の適用を猶予します。

この場合、職員の確保に係る取組及び一時的に職員を確保できないやむを得ない事情であることを所定の様式に記載し、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌月までに速やかに横須賀市長に報告してください。な

お、報告の際には、報告する時点で有効な求人票の写しを添付してください。

- a 職業安定法第8条に定める公共職業安定所（以下「公共職業安定所」という。）又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等の同法第33条に定める無料の職業紹介事業（以下「無料職業紹介事業」という。）を活用して職員の確保に係る取組を行っていること。なお、やむを得ない事情が生じていない場合においても、職員の求人を行う場合には、公共職業安定所又は無料職業紹介事業の活用等の職員の確保に係る取組を行っていることが望ましい。
- b 職員の確保に係る取組に当たって民間職業紹介事業者を利用する場合においては、医療・介護・保育分野における適正な有料職業紹介事業者認定制度による適正認定事業者を含むこと。
- c 公共職業安定所、無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい。
- d やむを得ない事情が生じた場合であっても一時的に職員の確保ができないことにより、一部の職員への過度な業務負担とならないよう、当該事業所は職員の適正な労働時間管理を行い、体制の整備を図るよう努めること。

【国Q A】（令和8年5月8日 Q & A）

（問2） 「突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情」とはどのような場合か。

（答） ・ 例えば、以下のような場合において、職員が一時的に不足する状況が該当する。

- ・ 職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合
- ・ 職員の自己都合による急な離職等が複数重なった場合

なお、職員や家族の突発的な体調不良等により1か月を超える不在が見込まれる場合においては、公共職業安定所又は都道府県ナースセンター、福祉人材センター等に求人の申込を行うに当たって、職員の短期的な不在を補うためだけでなく、長期的に安定的な人材確保を図る観点から求人内容を検討すべきであることに留意すること。

（問3） 「1年に1回限り、」とあるが、1年はいつから起算するのか。

（答） 突発的で想定が困難な事象によりやむを得ない事情が生じ、人員欠如の発生が生じた日の属する月の翌々月の初日から起算する。

（問4） 「公共職業安定所又は無料職業紹介事業等を活用して職員の確保に係る取組を行っている場合においても、当該事業所又は施設が自ら採用情報をウェブサイトで公表する等、職員の確保に係る取組を積極的に行っていることが望ましい」とあるが、自ら管理するホームページ等を有しない場合はどのように対応するか。

（答） 自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではない。

（3）高齢者虐待防止措置未実施減算

- 虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じていない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算します。（虐待の防止（P32）参照）

＜留意事項＞（老企36第2の8（3）、老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 第2の6（2））

高齢者虐待防止措置未実施減算については、事業所において高齢者虐待が発生した場合ではなく、居宅省令・予防省令に規定する虐待の防止の措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算します。

具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的には開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、速やかに改善計画を横須賀市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を横須賀市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算します。

【国Q A】（令和6年4月介護報酬改定に関するQ & A（vol. 1））

(問 167) 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされていなければ減算の適用となるのか。

(答) 減算の適用となる。なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

(問 170) 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。

(答) 虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。

例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。

研修の定期的な実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。

(4) 業務継続計画未策定減算

- 業務継続計画の策定等の基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の1/100に相当する単位数を所定単位数から減算します。（業務継続計画の策定等（P27）参照）

<留意事項>（老企 36 第2の8（4）、老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 第2の6（3））

業務継続計画未策定減算については、居宅省令・予防省令に規定する業務継続計画の策定等の基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事実が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算します。

【国QA】（令和6年4月介護報酬改定に関するQ&A（vol. 1））

(問 166) 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(答) 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。

例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。

また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

【国QA】（令和6年4月介護報酬改定に関するQ&A（vol. 6））

(問 7) 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(答) 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。

なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の

周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

(5) 利用者の住居と同一建物に所在する事業所に対する減算

- 通所リハビリテーション事業所と同一建物に居住する者又は通所リハビリテーション事業所と同一の建物から通所リハビリテーション事業所に通う者に対し、通所リハビリテーションを行った場合は減算となります。ただし、傷病その他やむを得ない事情により送迎が必要な場合であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りではありません。

<通所リハビリテーション>

同一建物に対する減算 ⇒ 所定単位数から 94 単位／日を減じた単位数で算定

<介護予防通所リハビリテーション>

同一建物に対する減算 ⇒ 所定単位数から

要支援 1 376 単位／月を減じた単位数で算定
要支援 2 752 単位／月を減じた単位数で算定

◆減算される利用者

- ・ 通所リハビリテーション事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から当該事業所に通い通所系サービスを利用する者であること
- ・ 疾病等やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行う場合は、減算は行わない。

<留意事項> (老企 36 第 2 の 8 (25)、老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 第 2 の 6 (6))

- ・ 「同一建物」とは、当該指定通所リハビリテーション事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の一階部分に指定通所リハビリテーション事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該指定通所リハビリテーション事業所の指定通所リハビリテーション事業者と異なる場合であっても該当します。
- ・ 傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2 人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られること。ただし、この場合、2 人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所リハビリテーション計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければなりません。

【国 Q A】 (平成 24 年 3 月 16 日)

(問 55) 「建物の構造上自力での通所が困難」とは、具体的にどのような場合か。

(答) 当該建物にエレベーターがない又は故障中の場合を指す。

(6) 送迎を行わない場合の減算 【通所リハビリテーション】

- 通常の送迎にかかる費用については、通所リハビリテーション費・介護予防通所リハビリテーション費の基本報酬へ包括されています。

通所リハビリテーション事業所への送迎は、通所リハビリテーション事業所が行うことになり、原則として、訪問介護事業所による外出介助サービス等、別の介護保険サービスを利用することはできません。送迎については、利用者宅玄関から事業所まで行うことが原則となります。

- 利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行わない場合（利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合等）は、片道につき 47 単位を所定単位数から減算します。ただし、同一建物減算の対象となっている場合には、当該減算の対象とはなりません。（老企 36 第 2 の 8 (26)）

【国Q A】（平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1））

（問 60） 指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスを利用する場合の送迎減算の考え方如何。

（答） 宿泊サービスを利用するしないにかかわらず、送迎をしていなければ減算となる。

（問61） 送迎減算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で行うことになるため、利用者宅に迎えに行ったが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の家族等が、事業所まで利用者を送った場合は、減算の対象とならないのか。

（答） 送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていないければ減算となる。

（問62） 通所介護等について、事業所の職員が徒歩で利用者の送迎を実施した場合には、車両による送迎ではないが、送迎を行わない場合の減算対象にはならないと考えて良いか。

（答） 徒歩での送迎は、減算の対象にはならない。

【国Q A】（平成 27 年度介護報酬改定に関するQ&A（vol. 2））

（問 5） 指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（宿泊サービス）を連続して利用する場合に、初日と最終日を除き、行き帰りの送迎を実施しないことになるが、送迎減算（47 単位× 2）と同一建物減算（94 単位）のどちらが適用されるのか。

（答） 同一建物減算（94 単位）については、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者について適用するものであるため、当該事案は送迎減算（47 単位× 2）が適用される。なお、初日と最終日についても片道の送迎を実施していないことから、送迎減算（47 単位）が適用される。

【国Q A】（令和 3 年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 3））

（問30） 訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合、介護報酬はどのように算定すればよいのか。

（答） 送迎については、通所サービスの介護報酬において評価しており、利用者の心身の状況により通所サービスの事業所の送迎車を利用することができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできない。ただし、利用者が居宅から病院等の目的地を経由して通所サービスの事業所へ行く場合や、通所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件の下に、令和 3 年度から訪問介護費を算定することができることとする。なお、訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している通所サービスの事業所の従業者が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、送迎減算が適用されることに留意すること。

【国Q A】（令和 6 年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1））

（問66） A事業所の利用者について、B事業所の従業者が当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎を行った場合、送迎減算は適用されるのか。また、B事業所の従業者が送迎を行う際に、A事業所とB事業所の利用者を同乗させることは可能か。

（答） 送迎減算は、送迎を行う利用者が利用している事業所の従業者（問中の事例であれば、A事業所の従業者）が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していない場合に適用されるものであることから、適用される。ただし、B事業所の従業者がA事業所と雇用契約を締結している場合は、A事業所の従業者（かつB事業所の従業者）が送迎を実施しているものと解されるため、この限りではない。

上記のような、雇用契約を結んだ上でのA事業所とB事業所の利用者の同乗については、事業所間において同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）をそれぞれの合議のうえ決定している場合には、利用者を同乗させることは差し支えない。また、障害福祉事業所の利用者の同乗も可能であるが、送迎範囲は利用者の利便性を損なうことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内とする。

通所系サービスである介護予防通所リハビリテーション、療養通所介護においては送迎減算の設定がないが、同様の取扱いとする。なお、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、指定相当通所型サービスについても同様に取扱うこととして差し支えない。

（７）１２月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行う場合の減算【介護予防通所リハビリテーション】

- 利用者に対して、別に厚生労働大臣が定める要件を満たさない場合であって、指定介護予防通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して１２月を超えて指定介護予防通所リハビリテーションを行うときは、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算します。

- | | |
|-------|-------|
| ・要支援１ | １２０単位 |
| ・要支援２ | ２４０単位 |

○厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等

次に掲げる基準のいずれにも該当すること。

イ ３月に１回以上、当該利用者に係るリハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録するとともに、当該利用者の状態の変化に応じ、介護予防通所リハビリテーション計画を見直していること。

ロ 当該利用者ごとの介護予防通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

＜留意事項＞（老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 第 2 の 6（５））

① 指定介護予防通所リハビリテーションの利用が 12 月を超える場合は、指定介護予防通所リハビリテーション費から要支援 1 の場合 120 単位、要支援 2 の場合 240 単位減算します。ただし、厚生労働大臣が定める基準をいずれも満たす場合においては、リハビリテーションマネジメントのもと、リハビリテーションを継続していると考えられることから、減算はしません。

② リハビリテーション会議の開催については、指定訪問リハビリテーションと同じであることから、別途通知（「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」）を参照してください。

③ 厚生労働省への情報の提出については、L I F E を用いて行います。L I F E への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照してください。サービスの質の向上を図るため、L I F E への提出情報及びフィードバック情報を活用し、S P D C A サイクルにより、サービスの質の管理を行ってください。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。

④ なお、入院による中断があり、医師の指示内容に変更がある場合は、新たに利用が開始されたものとします。

4 加算 <通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション>

加算名	通所 リハビリテーション	介護予防通所 リハビリテーション	市への届出
●L I F Eへの登録	○	○	必要
(1) 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応	○	×	必要
(2) 理学療法士等体制強化加算	○	×	不要
(3) 延長加算	○	×	必要
(4) リハビリテーション提供体制加算	○	×	必要
(5) 入浴介助加算	○	×	必要
(6) リハビリテーションマネジメント加算、医師による説明の有無	○	×	必要
(7) 短期集中個別リハビリテーション実施加算	○	×	不要
(8) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算	○	×	必要
(9) 生活行為向上リハビリテーション実施加算	○	○	必要
(10) 若年性認知症利用者受入加算	○	○	必要
(11) 栄養アセスメント加算	○	○	必要
(12) 栄養改善加算	○	○	必要
(13) 口腔・栄養スクリーニング加算	○	○	不要
(14) 口腔機能向上加算	○	○	必要
(15) 重度療養管理加算	○	×	不要
(16) 中重度者ケア体制加算	○	×	必要
(17) 科学的介護推進体制加算	○	○	必要
(18) 退院時共同指導加算	○	○	不要
(19) 移行支援加算	○	×	必要
(20) 一体的サービス提供加算	×	○	必要
(21) サービス提供体制強化加算	○	○	必要
(22) 介護職員等処遇改善加算	○	○	必要

※ ○…加算の制度があるもの ×…加算の制度がないもの

◆加算に係るサービス・選択的サービスを行う職員等の兼務について◆

通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションのそれぞれの加算サービスを行うために必要な時間が確保されていれば兼務は可能です。

<兼務可能な例>

- 通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの口腔機能向上サービスを担当する看護職員
- 通所リハビリテーションと介護予防通所リハビリテーションの栄養改善サービスを担当する管理栄養士

【ポイント】

【国Q A】（平成18年4月改定関係Q&A（vol.1））

（問23） 選択的サービスを算定するのに必要な職員は兼務することは可能か。

（答） 選択的サービスの算定に際して必要となる職員は、毎日配置する必要はなく、一連のサービス提供に当たり必要な時間配置していれば足りるものであって、当該時間以外については、他の職務と兼務することも可能である。

（問24） （選択的サービス関係）各加算に関する計画書はそれぞれ必要か。既存の介護予防通所介護・通所リハビリテーションサービス計画書の中に入れてもよいか。

（答） 各加算の計画書の様式は特に問わず、介護予防通所介護・通所リハビリテーションサービス計画書と一体的に作成する場合でも、当該加算に係る部分が明確に判断できれば差し支えない。

【重要！】

加算の算定要件が確認できる記録は必ず残しておいてください。加算の算定要件を確認できない場合は介護報酬の返還となることもありますので、注意が必要です。

（１）感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応【通所リハビリテーション】

通常規模型リハビリテーション費及び大規模型通所リハビリテーション費について、感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5（5%）以上減少している場合に、横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーションを行った場合には利用者数の減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3（3%）に相当する単位数を所定単位数に加算することができます。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別な事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができます。

※令和8年4月1日時点で、横須賀市内の事業所に係る厚生労働大臣により定められている感染症及び災害はありません。

留意点（令和3年3月16日介護保険最新情報 Vol. 937）

「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」

◎適用できる加算や特例

○通所リハビリテーション（通常規模型）

3%加算を行う。

○通所リハビリテーション（大規模型）

3%加算又は規模の特例の適用のいずれかを行う。（当該加算の算定要件及び当該特例の適用要件のいずれにも該当する事業所においては、規模区分の特例を適用することとする。）

◎3%加算の算定要件・規模区分の特例の適用要件等

○3%加算

・加算の算定

減少月の利用延人員数が当該減少月の前年度の1月当たりの平均利用延人員数（以下「算定基礎」という。）から5%以上減少している場合に、当該減少月の翌々月から3月以内に限り、基本報酬の3%に相当する単位数を加算する。利用延人員数及び平均利用延人員数の計算に当たっての端数は四捨五入する。

・加算の延長

利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別な場合には、当該加算の算定期間が終了した月の翌月から3月以内に限り延長が可能である。3%加算の延長を申請する場合でも、加算適用の申請を行った際の算定基礎により判定を行うこととする。

・加算の終了

加算算定の期間内又は加算延長の期間内に、月の利用延人員数が算定基礎から5%以上減少していなかった場合は、当該月の翌月をもって算定終了となる。

○規模区分の特例

・加算の算定

減少月の利用延人員数がより小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数と同等となった場合には、当該減少月の翌々月から当該より小さい事業所規模別の報酬区分を適用する。

具体的には、通所リハビリテーション（大規模型）については、減少月の利用延人員数が750人以下となった場合は、通所リハビリテーション（通常規模型）を算定することとする。

・加算の終了

当該特例の適用期間内に、月の利用延人員数が、当該より小さい事業所規模別の報酬区分の利用延人員数を超え、かつ、当該特例適用前の事業所規模別の報酬区分の利用延人員数まで戻った場合は、当該月の翌月をもって当該特例の適用は終了する。

（２）理学療法士等体制強化加算【通所リハビリテーション】

通常規模型リハビリテーション費及び大規模型通所リハビリテーション費について、1時間以上2時間未満のサービス提供を行っている場合のみの算定となります。

◆ 算定

1時間以上2時間未満のサービス提供を行っている場合について、居宅基準に規定する配置基準を超えて、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士を専従かつ常勤で2名以上配置している事業所については、1日につき30単位を所定単位数に加算します。

【国QA】（平成21年4月改定関係Q&A（Vol.1））

（問57） 理学療法士等体制強化加算について、常勤かつ専従2名以上の配置は通常の通所リハの基準に加えて配置が必要か。また、通所リハビリテーションの単位ごとの配置が必要となるのか。

（答） 居宅基準上求められる配置数を含めて常勤かつ専従2名以上の配置を必要とするもの。

（３）時間延長サービス加算【通所リハビリテーション】

横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、日常生活上の世話をを行った後に引き続き、所要時間7時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションを行った場合又は所要時間7時間以上8時間未満の指定通所リハビリテーションを行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所リハビリテーションの所要時間と当該指定通所リハビリテーションの前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が、8時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算できます。

○ 7～8の事業所のみ算定が可能です。

イ	8時間以上9時間未満の場合	50単位
ロ	9時間以上10時間未満の場合	100単位
ハ	10時間以上11時間未満の場合	150単位
ニ	11時間以上12時間未満の場合	200単位
ホ	12時間以上13時間未満の場合	250単位
ヘ	13時間以上14時間未満の場合	300単位

【ポイント】

時間延長サービスについて、時間延長サービス加算として請求するか、運営基準に定める特別なサービス費用として全額利用者負担で徴収するかは事業所で選択することができます。

ただし、当然、同一時間帯について延長加算と特別なサービス費用を二重に徴収することはできません。

(4) リハビリテーション提供体制加算【通所リハビリテーション】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所については、リハビリテーション提供体制加算として、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間に応じ、それぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算できます。

- イ 所要時間3時間以上4時間未満の場合 12単位
- ロ 所要時間4時間以上5時間未満の場合 16単位
- ハ 所要時間5時間以上6時間未満の場合 20単位
- ニ 所要時間6時間以上7時間未満の場合 24単位
- ホ 所要時間7時間以上の場合 28単位

◎厚生労働大臣が定める基準

指定通所リハビリテーション事業所において、常時、当該事業所に配置されている理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の合計数が、当該事業所の利用者の数が25又はその端数を増すごとに1以上であること。

<留意事項>（老企36第2の8（8））

「当該事業所の利用者の数」とは、指定通所リハビリテーション事業者と指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、指定通所リハビリテーションの利用者数と指定介護予防通所リハビリテーションの利用者数の合計をいう。

(5) 入浴介助加算（Ⅰ）	【通所リハビリテーション】	40単位／日
	（Ⅱ） 【通所リハビリテーション】	60単位／日

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が当該基準による入浴介助を行った場合に算定できます。

○入浴介助加算（Ⅰ）

人員及び設備	① 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること
--------	---

<留意事項>（老企36第2の8（12））

- 入浴介助加算（Ⅰ）は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものです（大臣基準告示第24号の4）が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものです。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとします。
- 通所リハビリテーション計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できません。

○入浴介助加算（Ⅱ）

人員及び設備	① 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること
運営	② 医師、理学療法士、作業療法士、若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価し、かつ、当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあ

	ると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えないものとします。 ② 事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、医師等との連携の下で、利用者の身体の状態、訪問により把握した当該利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができます。 ④ ③の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう）その他の利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせ、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。
--	---

<留意事項>（老企 36 第 2 の 8（12））

○ 入浴介助加算（Ⅱ）は、入浴介助加算（Ⅰ）<留意事項>に加え、利用者が居宅において、自身で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等（以下「家族・訪問介護員等」という。）の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下の a～c を実施することを評価するものです。なお、入浴介助加算（Ⅱ）の算定に係る者は、利用者の状態に応じ、自身で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、a～c を実施します。

a 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下、「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価します。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定通所リハビリテーション事業所に対しその旨情報共有します。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が指定通所リハビリテーション事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。

※当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行います。

なお、医師等が訪問することが困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価及び助言を行うこともできることとします。ただし、情報通信機器等の活用については、当該利用者等の同意を得なければならないこと。また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

b 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、医師との連携の下で当該利用者の身体の状態や訪問により把握した当該利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成します。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができます。

c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行います。なお、利用者の居宅の浴室の状況に近い環境については、大浴槽等においても、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し、浴室の手すりの位置や使用する浴槽の深さ及び高さ等を踏まえることで、利用者の居宅の浴室環境の状況を再現していることとして差し支えないこととします。また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができ

るようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものです。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にすること。

- ②における居宅への訪問の際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定通所リハビリテーション事業所に対しその旨情報共有します。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が指定通所リハビリテーション事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。
- 入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態を踏まえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴することができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものです。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にすること。

【国Q A】（令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.8））

（問3） 入浴介助加算（Ⅱ）については、算定にあたって利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することとなっているが、この評価算定開始後も定期的に行う必要があるのか。

（答） 当該利用者の身体状況や居宅の浴室の環境に変化が認められた場合に再評価や個別の入浴計画の見直しを行うこととする。

（問4） 入浴介助加算（Ⅱ）では、個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこととなっているが、この場合の入浴介助とは具体的にどのような介助を想定しているのか。

（答） 利用者の入浴に係る自立を図る観点から、入浴に係る一連の動作のうち、利用者が自身の身体機能のみを活用し行うことができる動作については、引き続き実施できるよう見守りの援助を、介助を行う必要がある動作については、利用者の状態に応じた身体介助を行う。なお、入浴介助加算（Ⅱ）の算定にあたっての関係者は、利用者の尊厳の保持に配慮し、その状況に応じ、利用者自身で又は家族等の介助により入浴ができるようになるよう、常日頃から必要な介護技術の習得に努めるものとする。

（問5） 入浴介助加算（Ⅱ）については、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境（手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したもの）にて、入浴介助を行うこととなっているが、例えばいわゆる大浴槽に福祉用具等を設置すること等により利用者の居宅の浴室の状況に近い環境を再現することとしても差し支えないのか。

（答） 例えば、利用者の居宅の浴室の手すりの位置や浴槽の深さ・高さ等にあわせて、可動式手すり、浴槽内台、すのこ等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況に近い環境が再現されていれば、差し支えない。

（問6） 同一事業所において、入浴介助加算（Ⅰ）を算定する者と入浴介助加算（Ⅱ）を算定する者が混在しても差し支えないか。（以下略）

（答） 前段については、差し支えない。（以下略）

【国Q A】（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1））

（問62） 入浴介助加算（Ⅱ）は、利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになることを目的とするものであるが、この場合の「居宅」とはどのような場所が想定されるのか。

（答） ・利用者の自宅（高齢者住宅（居室内の浴室を使用する場合のほか、共同の浴室を使用する場合も含む。）を含む。）のほか、利用者の親族の自宅が想定される。なお、自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者にあつては、以下①～⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算を算定することとしても差し支えない。

①通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支

援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者が利用者の動作を評価する。

②通所介護等事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備（入浴に関する福祉用具等）を備える。

③通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状態や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。

④個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。

⑤入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。

・なお、通所リハビリテーションについても同様に扱う。

（問 63） 入浴介助加算（Ⅱ）について、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することとなっているが、この「住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者」とはどのような者が想定されるか。

（答） 福祉・住環境コーディネーター２級以上の者等が想定される。なお、通所リハビリテーションについても同様に扱う。

（６）リハビリテーションマネジメント加算【通所リハビリテーション】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、１月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算します。さらに、通所リハビリテーション計画について、指定通所リハビリテーション事業所の医師が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得た場合、１月につき270単位を加算します。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、栄養アセスメント加算又は口腔機能向上加算（Ⅰ）若しくは（Ⅱ）ロを算定している場合は、リハビリテーションマネジメント加算（ハ）は算定できません。

１ リハビリテーションマネジメント加算（イ）

（１）通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 560 単位／月

（２）当該日の属する月から起算して６月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 240 単位／月

２ リハビリテーションマネジメント加算（ロ）

（１）通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 593 単位／月

（２）当該日の属する月から起算して６月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 273 単位／月

３ リハビリテーションマネジメント加算（ハ）

（１）通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して６月以内の期間のリハビリテーションの質を管理した場合 793 単位／月

（２）当該日の属する月から起算して６月を超えた期間のリハビリテーションの質を管理した場合 473 単位／月

◎厚生労働大臣が定める基準

1 リハビリテーションマネジメント加算イ

次のいずれにも適合していること。

- (1) リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、当該リハビリテーション会議の内容を記録すること。
- (2) 通所リハビリテーション計画について、当該計画の作成に関与した医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること。ただし、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が説明した場合は、説明した内容等について医師へ報告すること。
- (3) 通所リハビリテーション計画の作成に当たって、当該計画の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の場合にあっては1月に1回以上、6月を超えた場合にあっては3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じ、通所リハビリテーション計画を見直していること。
- (4) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、介護支援専門員に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法及び日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。
- (5) 次のいずれかに適合すること。
 - (一) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、居宅サービス計画に位置付けた指定訪問介護の事業その他の指定居宅サービスに該当する事業に係る従業者と指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、当該従業者に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
 - (二) 指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定通所リハビリテーションの利用者の居宅を訪問し、その家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から、介護の工夫に関する指導及び日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。
- (6) (1) から (5) までに掲げる基準に適合することを確認し、記録すること。

2 リハビリテーションマネジメント加算ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1) から (6) までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 利用者ごとの通所リハビリテーション計画書等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、リハビリテーションの提供に当たって、当該情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

3 リハビリテーションマネジメント加算ハ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) ロ(1) 及び(2) に掲げる基準に適合すること。
- (2) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (3) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (4) 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。)を実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (5) 定員超過利用、人員基準欠如に該当していないこと。
- (6) 利用者ごとに、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。
- (7) 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員その他の職種の者((8) において「関係職種」という。) が、通所リハビリテーション計画等の内容等の情報その他リハビリテーションの適切かつ有効な実施のために必要な情報、利用者の栄養状態に関する情報及び利用者の口腔の健康状態に関する情報を相互に共有すること。
- (8) (7) で共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種の間で共有していること。

<留意事項> (老企 36 第2の8 (13))

- ① リハビリテーションマネジメント加算は、リハビリテーションの質の向上を図るため、多職種が共同して、心身機能、活動・参加をするための機能について、バランス良くアプローチするリハビリテーションが提供できているかを継続的に管理していることを評価するものです。なお、SPDCAサイクルの構築を含む、リハビリテーションマネジメントに係る実務等については、別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)も参照すること。

② 本加算における、「同意を得た日」とは、通所リハビリテーションサービスの利用にあたり、初めて通所リハビリテーション計画を作成して同意を得た日をいい、当該計画の見直しの際に同意を得た日とは異なることに留意すること。

③ 利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月を超えた場合であって、指定通所リハビリテーションのサービスを終了後に、病院等への入院又は他の居宅サービス等の利用を経て、同一の指定通所リハビリテーション事業所を再度利用した場合は、リハビリテーションマネジメント加算イ(1)、ロ(1)、ハ(1)を再算定することはできず、加算イ(2)、ロ(2)、ハ(2)を算定すること。

ただし、疾病が再発するなどにより入院が必要になった状態又は医師が集中的な医学的管理を含めた支援が必要と判断した等の状態の変化に伴う、やむを得ない理由がある場合であって、利用者又は家族が合意した場合には、加算イ(1)、ロ(1)、ハ(1)を再算定できるものです。

④ リハビリテーション会議の構成員は、利用者及びその家族を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者、看護師、准看護師、介護職員、介護予防・日常生活支援総合事業のサービス担当者及び保健師等とすること。また、必要に応じて歯科医師、管理栄養士、歯科衛生士等が参加すること。

なお、利用者の家族について、家庭内暴力等により参加が望ましくない場合や、遠方に住んでいる等のやむを得ない事情がある場合においては、必ずしもその参加を求めるものではないこと。

また、リハビリテーション会議の開催の日程調整を行ったが、構成員がリハビリテーション会議を欠席した場合は、速やかに当該会議の内容について欠席者との情報共有を図ること。

⑤ リハビリテーション会議は、テレビ電話装置等（リアルタイムでの画像を介したコミュニケーションが可能な機器をいう。以下同じ。）を活用して行うことができるものとします。ただし、利用者又はその家族（以下この⑤において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければなりません。なお、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に対応していること。

⑥ リハビリテーション会議の開催頻度について、指定通所リハビリテーションを実施する指定通所リハビリテーション事業所若しくは指定介護予防通所リハビリテーションを実施する指定介護予防通所リハビリテーション事業所並びに当該事業所の指定を受けている保険医療機関において、算定開始の月の前月から起算して前24月以内に介護保険または医療保険のリハビリテーションに係る報酬の請求が併せて6月以上ある利用者については、算定当初から3月に1回の頻度でよいこととします。

⑦ 大臣基準告示第25号ロ及びハ規定する厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととします。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、SPDCAサイクルにより、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。

⑧ リハビリテーションマネジメント加算(ハ)について

イ 栄養アセスメントにおける考え方は、栄養アセスメント加算についてと同様であるので参照すること。

ロ 口腔の健康状態の評価における考え方は、口腔機能向上加算についてと同様であるので参照すること。

ハ リハビリテーション、口腔、栄養の一体的取組についての基本的な考え方は別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）を参考とし、関係職種間で共有すべき情報は、同通知の様式1-1を参考とした上で、常に当該事業所の関係職種により閲覧が可能であるようにすること。

【国QA】（令和6年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1））

（問78） リハビリテーションマネジメント加算の算定要件について、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者の居宅を訪問し、その他指定居宅サービス従業者あるいは利用者の家族に対し指導や助言することとなっているが、その訪問頻度はどの程度か。

(答) 訪問頻度については、利用者の状態等に応じて、通所リハビリテーション計画に基づき適時適切に実施すること。

※令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. ２）（令和３年３月２３日）問２の修正。

(問 79) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による居宅への訪問時間は人員基準の算定外となるのか。

(答) 訪問時間は、通所リハビリテーション、病院、診療所及び介護老人保健施設、介護医療院の人員基準の算定に含めない。

※令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. ２）（令和３年３月２３日）問３の修正。

(問 81) リハビリテーションマネジメント加算の算定要件において、「リハビリテーション計画について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ること」とあるが、当該説明等は利用者又は家族に対して、電話等による説明でもよいのか。

(答) 利用者又はその家族に対しては、原則面接により直接説明することが望ましいが、遠方に住む等のやむを得ない理由で直接説明できない場合は、電話等による説明でもよい。

ただし、利用者に対する同意については、書面等で直接行うこと。

※令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. ２）（令和３年３月２３日）問１の修正。

(問 82) 同一の事業所内において、利用者ごとに異なる区分のリハビリテーションマネジメント加算を算定することは可能か。

(答) 可能。

※令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. ２）（令和３年３月２３日）問４の修正。

(問 83) 事業者の異なる訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションを併用している利用者に対し、それぞれの事業所がリハビリテーションマネジメント加算を算定している場合、当該加算の算定に関わるリハビリテーション会議を合同で開催することは可能か。

(答) 居宅サービス計画に事業者の異なる訪問リハビリテーションと通所リハビリテーションの利用が位置づけられている場合であって、それぞれの事業者が主体となって、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、リハビリテーション計画を作成等するのであれば、リハビリテーション会議を合同で実施しても差し支えない。

※令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. ２）（令和３年３月２３日）問５の修正。

(問 84) リハビリテーションマネジメント加算（イ）、（ロ）及び（ハ）について、同一の利用者に対し、加算の算定要件の可否によって、月ごとに算定する加算を選択することは可能か。

(答) 可能である。

※令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. ２）（令和３年３月２３日）問９の修正。

(問 85) 同一利用者に対して、複数の事業所が別々に通所リハビリテーションを提供している場合、各々の事業者がリハビリテーションマネジメント加算の算定要件を満たしていれば、リハビリテーションマネジメント加算を各々算定できるか。

(答) それぞれの事業所でリハビリテーションマネジメント加算の算定要件を満たしている場合においては、当該加算を各々算定することができる。

ただし、前提として、複数事業所の利用が認められるのは、単一の事業所で十分なりハビリテーションの提供ができない等の事情がある場合であり、適切な提供となっているかは十分留意すること。

単一の事業所で十分なりハビリテーションの提供ができない場合とは、理学療法・作業療法の提供を

行っている事業所において、言語聴覚士の配置がないため、言語聴覚療法に関しては別の事業所において提供されるケース等が考えられる。

※令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 2) (令和3年3月23日) 問11の修正。

- (問 86) 訪問・通所リハビリテーションの利用開始時点でリハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合において、利用の途中からリハビリテーションマネジメント加算の算定を新たに開始することは可能か。

(答) 可能である。

なお、通所リハビリテーションの利用開始時に利用者の同意を得た日の属する月から6月間を超えた後にリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合は、原則としてリハビリテーションマネジメント加算(イ)、(ロ)、(ハ)の(Ⅱ)を算定する。

※令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 2) (令和3年3月23日) 問16の修正。

- (問 87) リハビリテーションマネジメント加算(イ)、(ロ)、(ハ)の(1)をそれぞれ算定している場合において、同意を得た日から6ヶ月が経過していない時点で、月1回のリハビリテーション会議の開催は不要と医師が判断した場合、3月に1回のリハビリテーション会議の開催をもって、(イ)、(ロ)、(ハ)の(2)をそれぞれ算定することは可能か。

(答) リハビリテーションマネジメント加算(イ)、(ロ)、(ハ)の(2)については、利用者の状態が不安定となりやすい時期において、集中的に一定期間(6月間)に渡ってリハビリテーションの管理を行うことを評価するものである。したがって、利用者の同意を得た月から6ヶ月が経過していない時点で、会議の開催頻度を減らし、(イ)、(ロ)、(ハ)の(2)を算定することはできない。

※令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 2) (令和3年3月23日) 問33の修正。

- (問 88) リハビリテーションマネジメント加算については、当該加算を取得するに当たって、初めて通所リハビリテーション計画を作成して同意を得た日の属する月から取得することとされているが、通所リハビリテーションの提供がない場合でも、当該月に当該計画の説明と同意のみを得れば取得できるのか。

(答) 取得できる。

リハビリテーションマネジメント加算は、「通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月」から取得することとしているため、通所リハビリテーションの提供がなくても、通所リハビリテーションの提供開始月の前月に同意を得た場合は、当該月より取得が可能である。

※令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 2) (令和3年3月23日) 問10の修正。

- (問 91) 「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」に示されたリハビリテーション計画書の様式について、所定の様式を活用しないとリハビリテーションマネジメント加算や移行支援加算等を算定することができないのか。

(答) 様式は標準例をお示ししたものであり、同様の項目が記載されたものであれば、各事業所で活用されているもので差し支えない。

(7) 短期集中個別リハビリテーション実施加算【通所リハビリテーション】 110 単位/日

医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、利用者に対して、個別リハビリテーションを集中的に行った場合に算定できます。

利用者がリハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療のために入院若しくは入所した病院若しくは診療所若しくは介護保険施設から退院(所)した日又は初回の要介護認定日から起

算して、3月以内の期間に個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算できます。

ただし、認知症短期集中リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合は算定できません。

【ポイント】

- ・ 「初回の要介護認定日」とは、介護保険法第19条第1項に規定する要介護認定を受けた日のことであり、要介護認定の効力が発生する有効期間の開始日を指します。要介護認定の更新や要介護1～5の間での区分変更は含みませんが、要支援への区分変更など認定の失効をはさんだ後の初回認定は含みます。
- ・ リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患などの治療等のための入院(入所)に該当するかについては、通所リハビリテーションの配置医師が、入院先又は入所していた施設の医師からの診療情報提供等に基づいて判断してください。
- ・ 単なる検査入院などは、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患などの治療等のための入院(入所)には該当しません。

<留意事項> (老企36第2の8(14))

- 短期集中個別リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、利用者の状態に応じて、基本的動作能力及び応用的動作能力を向上させ、身体機能を回復するため集中的なリハビリテーションを個別に実施するものです。
- 「個別リハビリテーションを集中的に行った場合」とは、退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、1週につきおおむね2日以上、1日当たり40分以上実施するものでなければならない。

【国QA】(平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2))

(問17) 短期集中個別リハビリテーション実施加算の算定に当たって、①本人の自己都合、②体調不良等のやむを得ない理由により、定められた実施回数、時間等の算定要件に適合しなかった場合はどのように取り扱うか。

(答) 短期集中個別リハビリテーション実施加算の算定に当たっては、正当な理由なく、算定要件に適合しない場合には、算定は認められない。算定要件に適合しない場合であっても、①やむを得ない理由によるもの(利用者の体調悪化等)、②総合的なアセスメントの結果、必ずしも当該目安を超えていない場合であっても、それが適切なマネジメントに基づくもので、利用者の同意を得ているもの(一時的な意欲減退に伴う回数調整等)であれば、リハビリテーションを行った実施日の算定は認められる。なお、その場合は、通所リハビリテーション計画の備考欄等に当該理由等を記載する必要がある。

(8) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ) 【通所リハビリテーション】	240 単位/日
(Ⅱ) 【通所リハビリテーション】	1,920 単位/月

厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、(Ⅰ)についてはその退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、(Ⅱ)についてはその退院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、(Ⅰ)については1日につき、(Ⅱ)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算できます。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定できません。

◎ 厚生労働大臣が定める基準

1 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）

1 週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施すること。

2 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）

次のいずれにも適合すること。

（1）1月に4回以上リハビリテーションを実施すること。

（2）リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能向上に資するリハビリテーションを実施すること。

（3）通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算（イ）、（ロ）又は（ハ）のいずれかを算定していること。

◎ 厚生労働大臣が定める施設基準

イ リハビリテーションを担当する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が適切に配置されていること。

ロ リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

<留意事項>（老企 36 第2の8（15））

- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算におけるリハビリテーションは、認知症を有する利用者の認知機能や生活環境等を踏まえ、応用的動作能力や社会適応能力（生活環境又は家庭環境へ適用する等の能力をいう。以下同じ。）を最大限に活かしながら、当該利用者の生活機能を改善するためのリハビリテーションを実施する必要があります。
- 認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）は、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を修了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、1週間に2日を限度として、20分以上のリハビリテーションを個別に実施した場合に算定できるものである。なお、当該リハビリテーションの提供時間が20分に満たない場合は、算定できないこととします。
- 認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）は、精神科医師若しくは神経内科医師又は認知症に対するリハビリテーションに関する専門的な研修を終了した医師により、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の状態に応じて、個別又は集団によるリハビリテーションは、1月に8回以上実施することが望ましいが、1月に4回以上実施した場合に算定できるものです。その際には、通所リハビリテーション計画にその時間、実施頻度、実施方法を定めたくえで実施するものです。
- 認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）を算定する場合においては、利用者の認知症の状態に対し、支援内容や利用回数が妥当かどうかを確認し、適切に提供することが必要であることから1月に1回はモニタリングを行い、通所リハビリテーション計画を見直し、医師から利用者又はその家族に対する説明し、同意を得ることが望ましいです。
- 認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）における通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、認知症を有する利用者の生活環境に対応したサービス提供ができる体制を整える必要があることから、利用者の生活環境をあらかじめ把握するため、当該利用者の居宅を訪問すること。
- 認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）における通所リハビリテーション計画に従ったリハビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達すること。なお、当該利用者の居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできないことに留意すること。
- 本加算の対象となる利用者はMMSE（Mini Mental State Examination）又はHDS-R（改訂長谷川式簡易知能評価スケール）においておおむね5点～25点に相当する者とするものです。
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）の算定に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算の算定が前提となっていることから、当該加算の趣旨を踏まえたリハビリテーションを実施するよう留意すること。
- 本加算は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）についてはその退院（所）日又は通所開始

日から起算して3月以内の期間に、認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）についてはその退院（所）日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合に算定できるものとしているが、当該利用者が過去3月の間に本加算を算定した場合には算定できないこととします。

【国Q A】（平成21年4月改定関係Q&A（Vol.1））

（問104） 3月間の認知症短期集中リハビリテーションを行った後に、引き続き同一法人の他のサービスにおいて認知症短期集中リハビリテーションを実施した場合、算定は可能か。

（答） 同一法人の他のサービスにおいて実施した場合は算定できない。

（問105） 3月間の実施期間中に入院等のために中断があり、再び同一事業所の利用を開始した場合、実施は可能か。

（答） 同一事業所の利用を再開した場合において、介護老人保健施設、介護療養型医療施設においては前回入所（院）した日から起算して3月、通所リハビリテーションにおいては前回退院（所）日又は前回利用開始日から起算して3月以内に限り算定できる。但し、中断前とは異なる事業所で中断前と同じサービスの利用を開始した場合においては、当該利用者が過去3月の間に、当該リハビリテーション加算を算定していない場合に限り算定できる。

【国Q A】（平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.2））

（問19） 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）については、「1週に2日を標準」とあるが、1週2日の計画が作成されている場合で、やむを得ない理由がある時は、週1日でも算定可能か。

（答） 集中的なリハビリテーションの提供を目的とした加算であることから、1週に2日実施する計画を作成することが必要である。ただし、当初、週に2日の計画を作成したにも関わらず、

- ① やむを得ない理由によるもの（利用者の体調変化で週に1日しか実施できない場合等）や、
- ② 自然災害・感染症の発生等により、事業所が一時的に休業するため、当初予定していたサービスの提供ができなくなった場合であれば、算定できる。

※ 平成21年度改定関係Q&A（Vol.2）（平成21年4月17日）問20を一部修正した。

（問20） 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）について、通所リハビリテーション事業所に算定要件を満たす医師がおらず、算定要件を満たす外部の医師が情報提供を定期的に行った場合、算定は可能か。

（答） 算定できない。ただし、算定要件を満たす医師については必ずしも常勤である必要はない。

※ 平成21年度改定関係Q&A（Vol.2）（平成21年4月17日）問21を一部修正した。

※ 平成21年度改定関係Q&A（Vol.1）（平成21年3月23日）通所リハビリテーションの問106は削除する。

【国Q A】（平成27年4月介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1））

（問99） 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）について、1月に4回以上のリハビリテーションの実施が求められているが、退院（所）日又は通所開始日が月途中の場合に、当該月に4回以上のリハビリテーションの実施ができなかった場合、当該月は算定できないという理解でよい。

（答） 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）は、認知症の利用者であって生活機能の改善が見込まれると判断された者に対して、通所リハビリテーション計画に基づき、利用者の状態に応じて、個別又は集団によるリハビリテーションを1月に4回以上実施した場合に取得できることから、当該要件を満たさなかった月は取得できない。なお、本加算におけるリハビリテーションは、1月に8回以上実施することが望ましい。

（問100） 通所リハビリテーションの認知症短期集中リハビリテーション実施加算の起算日について、「通所開始日」とは通所リハビリテーションの提供を開始した日と考えてよい。

（答） 貴見のとおりである。

(問101) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)を算定していたが、利用者宅に訪問して指導する又は集団での訓練の方が利用者の状態に合っていると判断した場合、認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)に移行することができるか。

(答) 退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内であれば、移行できる。ただし、認知症短期集中リハビリテーション(Ⅱ)は月包括払いの報酬であるため、月単位での変更となることに留意されたい。

【国Q A】(平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1))

(問67) 認知症短期集中リハビリテーション実施加算の要件である「認知症に対するリハビリテーションに関わる専門的な研修を終了した医師」の研修とは具体的に何か。

(答) 認知症に対するリハビリテーションに関する知識・技術を習得することを目的とし、認知症の診断、治療及び認知症に対するリハビリテーションの効果的な実践方法に関する一貫したプログラムを含む研修である必要がある。

例えば、全国老人保健施設協会が主催する「認知症短期集中リハビリテーション研修」、日本リハビリテーション病院・施設協会が主催する「認知症短期集中リハビリテーション研修会」、全国デイ・ケア協会が主催する「通所リハ認知症研修会」が該当すると考えている。また、認知症診療に習熟し、かかりつけ医への助言、連携の推進等、地域の認知症医療体制構築を担う医師の養成を目的として、都道府県等が実施する「認知症サポート医養成研修」修了者も本加算の要件を満たすものと考えている。

※平成27年度介護報酬改定に関するQ & A (vol. 2) (平成27年4月30日)問18を一部修正した。

(9) 生活行為向上リハビリテーション加算【通所リハビリテーション】	1,250 単位/月
【介護予防通所リハビリテーション】	562 単位/月

別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、リハビリテーションを計画的に行い、当該利用者の有する能力の向上を支援した場合は、リハビリテーション実施計画に基づく指定リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数に加算できます。

ただし、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しません。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性憎悪等によりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議(指定居宅サービス基準第80条第7号に規定するリハビリテーション会議をいう。)により合意した場合を除き、この加算は算定できません。

◎厚生労働大臣が定める基準

次のいずれにも適合すること。

イ 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験を有する作業療法士又は生活行為の内容の充実を図るための研修を終了した理学療法士若しくは言語聴覚士が配置されていること。

ロ 生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供すること。

ハ 当該計画で定めた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日前1月以内に、リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションの目標の達成状況を報告すること。

ニ 通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(イ)、(ロ)又は(ハ)のいずれかを算定していること。(※介護予防通所リハビリテーションを除きます。)

ホ 指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が当該利用者の居宅を訪問し、生活行為に関する評価をおおむね1月に1回以上実施すること。

◎厚生労働大臣が定める施設基準

リハビリテーションを行うに当たり、利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること。

<留意事項>（老企 36 第 2 の 8（16）、老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 第 2 の 6（4））

- ① 「生活行為」とは、個人の活動として行う排泄、入浴、調理、買物、趣味活動等の行為をいいます。
- ② 生活行為向上リハビリテーションは、加齢や廃用症候群等により生活機能の 1 つである活動をするための機能が低下した利用者に対して、当該機能を回復させ、生活行為の内容の充実を図るための目標と当該目標を踏まえた 6 月間の生活機能向上リハビリテーションの実施内容を生活機能向上リハビリテーション実施計画にあらかじめ定めた上で、計画的に実施するものです。
- ③ 生活行為向上リハビリテーションを提供するための生活機能向上リハビリテーション実施計画の作成や、リハビリテーション会議における当該リハビリテーションの目標の達成状況の報告については、厚生労働大臣が定める基準イによって配置された者が行うことが想定されていることに留意すること。
- ④ 生活機能向上リハビリテーション計画の作成に当たっては、本加算の趣旨を説明した上で、当該計画の同意を得よう留意すること。
- ⑤ 本加算の算定に当たっては、リハビリテーションマネジメント加算の算定が前提となっていることから、当該加算の趣旨を踏まえ、家庭での役割を担うことや地域の行事等に関与すること等を可能とすることを見据えた目標や実施内容を設定すること。
- ⑥ 本加算は、6 月間に限定して算定が可能であることから、利用者やその家族においても、生活行為の内容の充実を図るための訓練内容を理解し、家族の協力を得ながら、利用者が生活の中で実践していくことが望ましいこと。また、リハビリテーション会議において、訓練の進捗状況やその評価（当該評価の結果、訓練内容に変更が必要な場合は、その理由を含む。）等について、医師が利用者、その家族、構成員に説明すること。
- ⑦ 生活機能向上リハビリテーション実施計画に従ったリハビリテーションの評価に当たっては、利用者の居宅を訪問し、当該利用者の居宅における応用的動作能力や社会適応能力について評価を行い、その結果を当該利用者とその家族に伝達すること。なお、当該利用者の居宅を訪問した際、リハビリテーションを実施することはできないことに留意すること。

【国 Q A】（平成 27 年度介護報酬改定に関する Q & A（Vol. 1））

（問102） 生活行為向上リハビリテーション実施加算の取得が可能となる期間中に、入院等のためにリハビリテーションの提供の中断があった後、再び同一事業所の利用を開始した場合、再利用日を起算点として、改めて 6 月間の算定実施は可能か。

（答） 生活行為向上リハビリテーション実施加算は、生活行為の内容の充実を図るための目標を設定し、当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等をリハビリテーション実施計画にあらかじめ定めて、利用者に対して、利用者の有する能力の向上を計画的に支援することを評価するものである。

入院等により、活動するための機能が低下し、医師が、生活行為の内容の充実を図るためのリハビリテーションの必要性を認めた場合に限り、入院前に利用していたサービス種別、事業所・施設にかかわらず、再度利用を開始した日から起算して新たに 6 月以内に限り算定できる。

（問104） 生活行為向上リハビリテーション実施加算の算定要件について「利用者数が理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の数に対して適切なものであること」とあるが、具体的には、人員基準を満たすか否かが判断基準となるのか。

（答） 人員基準を満たすか否かに関わらず、生活行為向上リハビリテーションを実施する上で、適切な人員配置をお願いするものである。

（問105） 生活行為向上リハビリテーションの算定要件について、「生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識若しくは経験」、「生活行為の内容の充実を図るための研修」とあるが、具体的にどのような

な知識、経験、研修を指すのか。

(答) 生活行為の内容の充実を図るための専門的な知識や経験とは、例えば、日本作業療法士協会が実施する生活行為向上マネジメント研修を受講した際に得られる知識や経験が該当すると考えている。

生活行為の内容の充実を図るための研修とは、

- ① 生活行為の考え方と見るべきポイント
- ② 生活行為に関するニーズの把握方法
- ③ リハビリテーション実施計画の立案方法
- ④ 計画立案の演習等のプログラム

から構成され、生活行為向上リハビリテーションを実施する上で必要な講義や演習で構成されているものである。例えば、全国デイケア協会、全国老人保健施設協会、日本慢性期医療協会、日本リハビリテーション病院・施設協会が実施する「生活行為向上リハビリテーションに関する研修会」が該当すると考えている。

【国Q A】（令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 2））

(問 29) 短期集中個別リハビリテーション実施加算と認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）・（Ⅱ）を3ヶ月実施した後に、利用者の同意を得て、生活行為の内容の向上を目的としたリハビリテーションが必要であると判断された場合、生活行為向上リハビリテーション実施加算に移行することができるのか。

(答) 可能である。ただし、短期集中個別リハビリテーション実施加算と認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）・（Ⅱ）から生活行為向上リハビリテーション実施加算へ連続して移行する場合には、短期集中個別リハビリテーション実施加算と認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）・（Ⅱ）を取得した月数を、6月より差し引いた月数のみ生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定可能である。

【国Q A】（令和3年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol. 5））

(問 6) 生活行為向上リハビリテーション実施加算は、リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から6月以内の場合に算定可能とされているが、再度同加算を算定することは可能か。

(答) 疾病等により生活機能が低下（通所リハビリテーション計画の直近の見直し時と比較して、ADLの評価であるBarthel Index 又はIADLの評価であるFrenchay Activities Indexの値が低下したものに限る。）し、医師が生活行為の内容の充実を図るためのリハビリテーションの必要性を認めた場合、改めてリハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した場合は、新たに6月以内の算定が可能である。

(10) 若年性認知症利用者受入加算

【通所リハビリテーション】

60 単位／日

【介護予防通所リハビリテーション】

240 単位／月

【通所リハビリテーション】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定通所リハビリテーションを行った場合は、1日につき60単位を加算できます。

【介護予防通所リハビリテーション】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定介護予防通所リハビリテーションを行った場合は、1月につき240単位を加算できます。

◎厚生労働大臣が定める基準

受け入れた若年性認知症利用者（初老期における認知症によって要介護者となった者）ごとに個別に担当者を定めていること。

<留意事項>（老企 36 第 2 の 8（17））

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

【国 Q A】（平成 21 年 4 月改定関係 Q & A（vol. 1））

（問 101） 一度本加算制度の対象者となった場合、65 歳以上になっても対象のままか。

（答） 65 歳の誕生日の前々日までは対象である。

（問 102） 担当者とは何か。定めるに当たって担当者の資格要件はあるか。

（答） 若年性認知症利用者を担当する者のことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。

【国 Q A】（平成 21 年 4 月改定関係 Q & A（vol. 2））

（問 24） 若年性認知症利用者受入加算について、個別の担当者は、担当利用者がサービス提供を受ける日に必ず出勤していなければならないのか。

（答） 個別の担当者は、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行う上で中心的な役割を果たすものであるが、当該利用者へのサービス提供時に必ずしも出勤している必要はない。

（問 43） 若年性認知症利用者受入加算について、介護予防通所介護や介護予防通所リハビリテーションのように月単位の報酬が設定されている場合、65 歳の誕生日の前々日が含まれる月はどのように取り扱うのか。

（答） 本加算は 65 歳の誕生日の前々日までは対象であり、月単位の報酬が設定されている介護予防通所介護と介護予防通所リハビリテーションについては 65 歳の誕生日の前々日が含まれる月は月単位の加算が算定可能である。ただし、当該月において 65 歳の誕生日の前々日までにサービス利用の実績がない場合は算定できない。

(11) 栄養アセスメント加算

【通所リハビリテーション】

50 単位／月

【介護予防通所リハビリテーション】

50 単位／月

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1 月につき 50 単位を所定単位数に加算できます。ただし、当該利用者が栄養改善加算（介護予防通所リハビリテーション事業所の場合は、栄養改善加算又は一体的サービス提供加算）の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月並びにリハビリテーションマネジメント加算（ハ）を算定している場合は、算定しません。

人員	① 当該事業所の従業者として又は外部（他の介護事業所、医療機関、介護保険施設又は栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。
運営	② 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者と共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。 ③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。 ④ 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

<留意事項>（老企 36 第 2 の 8（18）、老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 第 2 の 6（8））

① 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環とし

て行われることに留意すること。

- ② 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものです。
- ③ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重について、1月毎に測定すること。
 - イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。
 - ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能と呼び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上課題の把握を行うこと。
 - ハ イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。
 - ニ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。
- ④ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。
- ⑤ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。
- ⑥ 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順及び様式例については、介護保険最新情報（Vol.1217）を必ずご確認ください。

(12) 栄養改善加算	【通所リハビリテーション】	200 単位／回
	【介護予防通所リハビリテーション】	200 単位／月

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、管理栄養士が看護職員、介護職員等と共同して栄養ケア計画を作成し、これに基づく適切なサービスの実施、定期的な評価と計画の見直し等の一連のプロセスを実施した場合に加算できます。

◎厚生労働大臣が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者（以下「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ホ 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。

<留意事項>（老企36第2の8（19）、老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 第2の6（9））

- ① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として

行われることに留意すること。

- ② 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行う必要があります。

- ③ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のイからホのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とする。

イ BMIが18.5未満である者

ロ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「1」に該当する者

ハ 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者

ニ 食事摂取量が不良（75%以下）である者

ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者

なお、次のような問題を有する者については、前記イからホのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認してください。

- ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）
- ・ 生活機能の低下の問題
- ・ 褥瘡に関する問題
- ・ 食欲の低下の問題
- ・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）
- ・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）
- ・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。）

- ④ 栄養改善サービスの提供は、以下のイからへまでに掲げる手順を経てください。

イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。

ロ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、通所リハビリテーションにおいては、栄養ケア計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとする。

ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。

ニ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。

ホ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。

へ サービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとする。

- ⑤ リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を実施し、栄養改善サービスの提供が必要と判断して当該加算を算定する場合は、リハビリテーションや口腔に係る評価を踏まえて栄養ケア計画を作成すること。

- ⑥ おおむね3月ごとの評価の結果、③のイからホまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供します。

<留意事項>

- 栄養管理の業務は、通所リハビリテーション事業者に雇用された管理栄養士が行うものであり、給食管理業務を委託している業者の管理栄養士では認められません。なお、食事の提供の観点から給食管理業務を委託している業者の管理栄養士の協力を得ることは差し支えありません。（【国Q&A】（平成18年4月改定関係Q&A vol. 1（問32））
- 通所リハビリテーションの場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定可能です。
- ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することも可能です。（厚告19別表7注16）
- 介護予防通所リハビリテーションの場合は、利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、1月につき加算します。
- 居宅サービスにおける栄養ケア・マネジメント等に関する事務処理手順及び様式例については、介護保険最新情報（Vol.1217）を必ずご確認ください。

【ポイント】

- ・ 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ・ 事業所の職員として、又は外部との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。

(13) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	【通所リハビリテーション】	20単位／回
	【介護予防通所リハビリテーション】	20単位／回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	【通所リハビリテーション】	5単位／回
	【介護予防通所リハビリテーション】	5単位／回

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、区分に応じ、1回につき算定できます。ただし、以下の場合には算定できません。

- ・（Ⅰ）を算定している場合の（Ⅱ）
- ・（Ⅱ）を算定している場合の（Ⅰ）
- ・当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合

◎厚生労働大臣が定める基準

イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （１） 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- （２） 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。
- （３） 定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。
- （４） 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。
 - （一） 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算（若しくは一体的サービス提供加算）の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サー

ビスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。

(二) 当該利用者が口腔機能向上加算（若しくは一体的サービス提供加算）の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。

(5) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。

ロ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イ（1）及び（3）に掲げる基準に適合すること。

(二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算（若しくは一体的サービス提供加算）の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。

(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算（若しくは一体的サービス提供加算）の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

(2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イ（2）及び（3）に掲げる基準に適合すること。

(二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算（若しくは一体的サービス提供加算）の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。

(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算（若しくは一体的サービス提供加算）の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。

(四) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。

<留意事項>（老企 36 第 2 の 8（21）、老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 第 2 の 6（11））

① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。

② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。ただし、大臣基準第 19 号の 2 ロに規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）を算定することができます。

③ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）を参照してください。

イ 口腔スクリーニング

a 硬いものを避け、柔らかいものばかりを中心に食べる者

b 入れ歯を使っている者

c むせやすい者

ロ 栄養スクリーニング

- a BMIが18.5未満である者
 - b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo. 11の項目が「1」に該当する者
 - c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
 - d 食事摂取量が不良（75%以下）である者
- ④ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当学会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。
- ⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要と判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できること。

(14) 口腔機能向上加算（Ⅰ）	【通所リハビリテーション】	150 単位／回
	【介護予防通所リハビリテーション】	150 単位／月
口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	【通所リハビリテーション】	155 単位／回
ロ	【通所リハビリテーション】	160 単位／回
	【介護予防通所リハビリテーション】	160 単位／月

【通所リハビリテーション】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算します。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、リハビリテーションマネジメント加算（ハ）を算定している場合は、口腔機能向上加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）ロは算定しません。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができます。

- (1) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150 単位
- (2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）
 - (一) 口腔機能向上加算（Ⅱ）イ 155 単位
 - (二) 口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ 160 単位

◎厚生労働大臣が定める基準

イ 口腔機能向上加算（Ⅰ）

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

ロ 口腔機能向上加算（Ⅱ）イ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) リハビリテーションマネジメント加算（ハ）を算定していること。

- (2) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

3 口腔機能向上加算(Ⅱ)ロ

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) リハビリテーションマネジメント加算(ハ)を算定していないこと。
- (2) イ(1)から(5)まで及びロ(3)に掲げる基準に適合すること。

【介護予防通所リハビリテーション】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算できます。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定できません。

- (1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) 150単位
- (2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) 160単位

◎厚生労働大臣が定める基準

イ 口腔機能向上加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

ロ 口腔機能向上加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

＜留意事項＞(老企36第2の8(21)、老計発第0317001号・老振発第0317001号・老老発第0317001号 第2の6(11))

- ① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行う必要があります。
- ③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とする。
 - イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者
 - ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者
 - ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者
- ④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講

じることとする。なお、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合にあっては、加算は算定できません。

- ⑤ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされます。ただし、通所リハビリテーションの場合、リハビリテーションマネジメント加算(ハ)においてイ並びにロの利用者の口腔機能等の口腔の健康状態及び解決すべき課題の把握を実施している場合は、ロの口腔機能改善管理指導計画を作成以降の手順を行うものとします。その場合は、口腔機能向上加算Ⅱのイを算定します。なお、口腔機能向上加算(Ⅱ)のイの算定に当たっては、リハビリテーションや栄養に係る評価を踏まえて口腔改善管理指導計画を作成すること。

イ 利用者ごとの口腔機能等の口腔の健康状態を、利用開始時に把握すること。

ロ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、通所リハビリテーションにおいては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所リハビリテーション計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとする。

ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。

ニ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。

ホ 指定居宅サービス基準第119条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとする。

- ⑥ おおむね3月ごとの評価の結果、次のイ又はロのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供します。

イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者

ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者

- ⑦ 口腔機能向上サービスの提供に当たっては、別途通知(「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」)を参照すること。

- ⑧ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。ただし、通所リハビリテーションの場合、口腔機能向上加算(Ⅱ)のイについては、リハビリテーションマネジメント加算(ハ)においてLIFEへの情報提出を行っている場合は、同一の提出情報に限りいずれかの提出で差し支えない。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成(Plan)、当該計画に基づく支援の提供(Do)、当該支援内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル(PDCAサイクル)により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

- 口腔衛生の管理体制に関する基本的考え方並びに事務処理手順例及び様式例と口腔機能向上加算等に関する事務処理手順例及び様式例については、介護保険最新情報(Vol.1217)を必ずご確認ください。

【ポイント】

口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。

要介護度 3、4 又は 5 であって、手厚い医学的管理が必要な状態である利用者を受入れた場合に算定できます。

◆ 算定

所要時間 1 時間以上 2 時間未満の利用者以外の者であり、要介護 3、4 又は 5 であって、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等（→留意点の下の【ポイント】をご覧ください）である利用者に対して、計画的な医学的管理のもと、通所リハビリテーションを行った場合。

【留意点】

- ・ 1 時間以上 2 時間未満の通所リハビリテーションの利用者では算定できません。
- ・ 算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記録しておく必要があります。
- ・ 算定できる利用者は、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者である必要があります。

なお、請求明細書の摘要欄に該当する状態を記載する必要があり、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載することとなります。

【ポイント】

◎厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 厚生労働省告示第 94 号（以下、「利用者等告示」）

【利用者等告示第 18 号】

別に厚生労働大臣が定める状態（イ～リのいずれかに該当する状態）

- イ 常時頻回の喀痰吸引を実施している状態
- ロ 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態
- ハ 中心静脈注射を実施している状態
- ニ 人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態
- ホ 重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態
- ヘ 膀胱又は直腸の機能障害の程度が身体障害者障害程度等級表の 4 級以上であり、かつ、ストーマの処置を実施している状態
- ト 経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態
- チ 褥瘡に対する治療を実施している状態
- リ 気管切開が行われている状態

<留意事項>（老企 36 第 2 の 8（22））

- ① 重度療養管理加算は、要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 に該当する者であって別に厚生労働大臣の定める状態（利用者等告示）にある利用者に対して、計画的な医学的管理を継続的に行い指定通所リハビリテーションを行った場合に当該加算を算定する。当該加算を算定する場合にあっては、当該医学的管理の内容等を診療録に記録しておくこと。
- ② 当該加算を算定できる利用者は、次のいずれかについて、当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であることとする。なお、請求明細書の摘要欄に該当する状態（利用者等告示第 18 号のイからリまで）を記載することとする。なお、複数の状態に該当する場合は主たる状態のみを記載すること。
 - ア 利用者等告示第 18 号イの「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは、当該月において 1 日当たり 8 回（夜間を含め約 3 時間に 1 回程度）以上実施している日が 20 日を超える場合をいうものであること。
 - イ 利用者等告示第 18 号ロの「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については、当該月において 1 週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。
 - ウ 利用者等告示第 18 号ハの「中心静脈注射を実施している状態」については、中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。
 - エ 利用者等告示第 18 号ニの「人工腎臓を実施しており、かつ、重篤な合併症を有する状態」については、人工腎臓を各週 2 日以上実施しているものであり、かつ、次に掲げるいずれかの合併症をもつものであること。
 - A 透析中に頻回の検査、処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病
 - B 常時低血圧（収縮期血圧が九十 mmHg 以下）

- C 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの
- D 出血性消化器病変を有するもの
- E 骨折を伴う二次性副甲状腺機能亢進症のもの
- F うっ血性心不全（NYHAⅢ度以上）のもの

- オ 利用者等告示第 18 号ホの「重篤な心機能障害、呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については、持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態、収縮期血圧 90mmHg 以下が持続する状態、又は、酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度 90%以下の状態で常時、心電図、血圧、動脈血酸素飽和度のいずれかを含みモニタリングを行っていること。
- カ 利用者等告示第 18 号ヘの「膀胱または直腸の機能障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に掲げる身体障害者障害程度等級表の 4 級以上に該当し、かつ、ストーマの処置を実施している状態」については、当該利用者に対して、皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。
- キ 利用者等告示第 18 号トの「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養が行われている状態」については、経口摂取が困難で経腸栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して、経腸栄養を行った場合に算定できるものであること。
- ク 利用者等告示第 18 号チの「褥瘡に対する治療を実施している状態」については、以下の分類で第 3 度以上に該当し、かつ、当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。
- 第 1 度：皮膚の発赤が持続している部分があり、圧迫を取り除いても消失しない（皮膚の損傷はない）
 - 第 2 度：皮膚層の部分的喪失（びらん、水疱、浅いくぼみとして表れるもの）
 - 第 3 度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深くくぼみとして表れ、隣接組織まで及んでいることもあれば、及んでいないこともある
 - 第 4 度：皮膚層と皮下組織が失われ、筋肉や骨が露出している
- ケ 利用者等告示第 18 号リの「気管切開が行われている状態」については、気管切開が行われている利用者について、気管切開の医学的管理を行った場合に算定できるものであること。

(16) 中重度者ケア体制加算【通所リハビリテーション】 20 単位/日

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、中重度ケア体制加算として、1 日につき 20 単位を所定単位数に加算できます。

◎厚生労働大臣が定める基準

次のいずれにも適合していること。

- イ 指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 1 以上確保していること。
- ロ 前年度又は算定日が属する月の前 3 月間の指定通所リハビリテーション事業所の利用者数の総数のうち、要介護状態区分が要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。
- ハ 指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、専ら指定通所リハビリテーションの提供にあたる看護職員を 1 名以上配置していること。

<留意事項>（老企 36 第 2 の 8（23））

- ① 中重度ケア体制加算は、暦月ごとに、指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 1 以上確保する必要があります。このため、常勤換算方法による職員数の算定方法は、暦月ごとの看護職員又は介護職員の勤務延時間を、当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することによって算定し、暦月において常勤換算方法で 1 以上確保していれば加算の要件を満たすこととします。なお、常勤換算方法を計算する際の勤務延時間数については、サービス提供時間前後の延長加算を算定する際に配置する看護職員又は介護職員の勤務時間数は含めないこととし、常勤換算方法による員数については、小数点第 2 位以下を切り捨てるものとし、
- ② 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5 である者の割合については、前年度（3 月を除く。）又は届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均について、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものと

し、要支援者に関しては人員数には含めません。

③ 利用実人員数又は利用延人員数の割合の計算方法は、次の取扱いによるものとします。

イ 前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、前年度の実績による加算の届出はできないものとします。

ロ 前3月の実績により届出を行った事業所については、届出を行った月以降においても、直近3月間の利用者の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。また、その割合については、毎月ごとに記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の取下げの届出を提出しなければなりません。

④ 看護職員は、指定通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて1名以上配置する必要がある、他の職務との兼務は認められません。

⑤ 中重度ケア体制加算については、事業所を利用する利用者全員に算定することができます。

⑥ 中重度ケア体制加算を算定している事業所にあつては、中重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するリハビリテーションを計画的に実施するプログラムを作成することとします。

【国QA】（平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.1））

（問106） 中重度者ケア体制加算において、通所リハビリテーションを行う時間帯を通じて、看護職員を1以上確保していることとあるが、2名の専従看護職員が両名とも体調不良等で欠勤し一日でも不在になった場合、利用者全員について算定できるか。

（答） 時間帯を通じて看護職員を1以上確保していることが必要である。

＜参考：以下通所介護より＞

（問25） 指定居宅サービス等基準第93条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で2以上確保する必要があるが、具体的な計算方法如何。

（答） 例えば、定員20人の通所介護、提供時間が7時間、常勤の勤務すべき時間数が週40時間の場合であつて、営業日が月曜日から土曜日の場合には、常勤換算の計算方法は以下の通りとなる。（本来であれば、暦月で計算するが、単純化のために週で計算。）

	月	火	水	木	金	土	計
利用者数	18人	17人	19人	20人	15人	16人	105人
必要時間	11.2時間	9.8時間	12.6時間	14時間	7時間	8.4時間	63時間
職員A	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	0時間	40時間
職員B	0時間	8時間	8時間	8時間	8時間	8時間	40時間
職員C	7時間	7時間	7時間	7時間	7時間	0時間	35時間
職員D	8時間	8時間	0時間	0時間	8時間	8時間	32時間
計	23時間	31時間	23時間	23時間	31時間	16時間	147時間
加配時間数	11.8時間	21.2時間	10.4時間	9時間	24時間	7.6時間	84時間

① 指定基準を満たす確保すべき勤務延時間数

（例：月曜日の場合）

確保すべき勤務時間数＝（（利用者数－15）÷5＋1）×平均提供時間数＝11.2時間

② 指定基準に加えて確保されたものと扱われる勤務時間数

（例：月曜日の場合）

指定基準に加えて確保された勤務時間数＝（8＋7＋8）－11.2＝11.8時間

以上より、上記の体制で実施した場合には、週全体で84時間の加配時間となり、

84時間÷40時間＝2.1となることから、常勤換算方法で2以上確保したことになる。

（問26） 指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、認知症介護に係る研修を修了している看護職員1人を、指定通所介護を行う時間帯を通じて配置すれば、認知症介護に係る研修

を修了している看護職員 1 人の配置でそれぞれの加算を算定できるのか。

(答) 中重度者ケア体制加算の算定対象となる看護職員は他の職務と兼務することはできない。このため、認知症加算を併算定する場合は、認知症介護に係る研修を修了している者を別に配置する必要がある。

(問 27) 認知症加算及び中重度者ケア体制加算の利用者割合の計算方法は、届出日の属する月の前 3 月の 1 月当たりの実績の平均が要件を満たせば、例えば、4 月 15 日以前に届出がなされた場合には、5 月から加算の算定が可能か。

(答) 前 3 月の実績により届出を行う場合においては可能である。なお、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の利用者割合については、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。

(問 28) 指定通所介護の中重度者ケア体制加算と認知症加算を併算定する場合、指定居宅サービス等基準第 93 条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 4 以上確保する必要があるか。

(答) 事業所として、指定居宅サービス等基準第 93 条に規定する看護職員又は介護職員に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 2 以上確保していれば、認知症加算及び中重度者ケア体制加算における「指定基準に規定する看護職員又は介護職員の員数に加え、看護職員又は介護職員を常勤換算方法で 2 以上確保する」という要件をそれぞれの加算で満たすことになる。

(問 29) 認知症加算又は中重度者ケア体制加算の算定要件の一つである専従の認知症介護実践者研修等修了者又は看護職員は、通所介護を行う時間帯を通じて事業所に 1 名以上配置されていれば、複数単位におけるサービス提供を行っている場合でも、それぞれの単位の利用者が加算の算定対象になるのか。

(答) サービスの提供時間を通じて 1 名以上配置されていれば、加算の算定対象となる。

(問 30) 通所介護を行う時間帯を通じて 1 名以上の配置が求められる看護職員（中重度者ケア体制加算）、認知症介護実践者研修等の修了者（認知症加算）は、日ごと又は 1 日の時間帯によって人員が変わっても、通所介護を行う時間帯を通じて配置されていれば、加算の要件を満たすと考えてよいか。

(答) 日ごと又は 1 日の時間帯によって人員が変わっても、加算の要件の一つである「指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員（認知症介護実践者研修等の修了者）を 1 名以上配置していること」を満たすこととなる。

(問 31) 認知症加算、中重度者ケア体制加算それぞれについて、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護 3 以上の割合における具体的な計算方法如何。

(答) 認知症加算、中重度者ケア体制加算の算定要件である認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、要介護 3 以上の割合については、利用実人員数又は利用延人員数を用いて算定するものとされているが、例えば、以下の例のような場合であって、中重度者ケア体制加算の要介護 3 以上の割合を計算する場合、前 3 月の平均は次のように計算する。（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の割合、前年度の平均計算についても同様に行う。）

	要介護度	利用実績		
		1 月	2 月	3 月
利用者①	要介護 1	7 回	4 回	7 回
利用者②	要介護 2	7 回	6 回	8 回
利用者③	要介護 1	6 回	6 回	7 回
利用者④	要介護 3	12 回	13 回	13 回
利用者⑤	要支援 2	8 回	8 回	8 回
利用者⑥	要介護 3	10 回	11 回	12 回
利用者⑦	要介護 1	8 回	7 回	7 回
利用者⑧	要介護 3	11 回	13 回	13 回
利用者⑨	要介護 4	13 回	13 回	14 回
利用者⑩	要介護 2	8 回	8 回	7 回

要介護3以上合計	46回	50回	52回
合計（要支援を除く）	82回	81回	88回

① 利用実人員数による計算（要支援者を除く）

・利用者の総数＝9人（1月）＋9人（2月）＋9人（3月）＝27人

・要介護3以上の数＝4人（1月）＋4人（2月）＋4人（3月）＝12人

したがって、割合は12人÷27人＝44.4%（小数点第二位以下切り捨て）≥30%

② 利用延人員数による計算（要支援者を除く）

・利用者の総数＝82人（1月）＋81人（2月）＋88人（3月）＝251人

・要介護3以上の数＝46人（1月）＋50人（2月）＋52人（3月）＝148人

したがって、割合は148人÷251人＝58.9%（小数点第二位以下切り捨て）≥30%

上記の例は、利用実人員数、利用延人員数ともに要件を満たす場合であるが、①又は②のいずれかで要件を満たせば加算は算定可能である。

なお、利用実人員数による計算を行う場合、月途中で要介護状態区分や認知症高齢者の日常生活自立度に変更になった場合は月末の要介護状態区分や認知症高齢者の日常生活自立度を用いて計算する。

（問37） 加算算定の要件である通所介護を行う時間帯を通じて、専従で配置する看護職員の提供時間帯中の勤務時間は、加配職員として常勤換算員数を算出する際の勤務時間数には含めることができないということでしょうか。

（答） 提供時間帯を通じて配置する看護職員は、他の職務との兼務は認められず、加算の要件である加配を行う常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることはできない。なお、加算の算定要件となる看護職員とは別に看護職員を配置している場合は、当該看護職員の勤務時間数は常勤換算員数を算出する際の勤務時間数に含めることができる。

（問38） 重度の要介護者であっても社会性の維持を図り在宅生活の継続に資するケアを計画的に実施するプログラムとはどのようなものか。

（答） 今までその人が築いてきた社会関係や人間関係を維持し続けられるように、家庭内の役割づくりのための支援や、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような支援をすることなどの目標を通所介護計画又は別途作成する計画に設定し、通所介護の提供を行う必要がある。

（問39） 通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置とあるが、指定基準の他に配置する必要があるのか。

（答） 当該事業所に配置している看護職員が現在、専従の看護職員として提供時間帯を通じて既に配置している場合には、新たに配置する必要はない。

【国Q A】（平成27年度介護報酬改定に関するQ & A（Vol.2））

（問3） 加算算定の要件に、通所介護を行う時間帯を通じて、専従で看護職員を配置していることとあるが、全ての営業日に看護職員を配置できない場合に、配置があった日のみ当該加算の算定対象となるか。

（答） 貴見のとおり。

（17）科学的介護推進体制加算【通所リハビリテーション】	40単位／月
【介護予防通所リハビリテーション】	40単位／月

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行った場合に算定できます。

イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ。）、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

- ロ 必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定通所リハビリテーションの提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

＜留意事項＞（老企 36 第 2 の 8（24）、老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 第 2 の 6（13））

- ① 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに上記算定基準を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものです。
- ② 情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照すること。
- ③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（P D C Aサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には次のような一連の取組が求められます。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはなりません。
 - イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。
 - ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。
 - ハ L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。
 - ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質のさらなる向上に努める（Action）。
- ④ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものです。

(18) 退院時共同指導加算【通所リハビリテーション】	600 単位／回
【介護予防通所リハビリテーション】	600 単位／回

病院又は診療所に入院中の者が退院するに当たり、指定通所リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士が、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導（病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での通所リハビリテーション計画に反映させることをいう。）を行った後に、当該者に対する初回の指定通所リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき 1 回に限り、所定単位数を加算できます。

＜留意事項＞（老企 36 第 2 の 8（29）、老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 第 2 の 6（7））

- ① 通所リハビリテーションにおける退院時共同指導とは、病院又は診療所の主治の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の従業者との間で当該者の状況等に関する情報を相互に共有した上で、当該者又はその家族に対して、在宅でのリハビリテーションに必要な指導を共同して行い、その内容を在宅での通所リハビリテーション計画に反映させることをいいます。
- ② 退院時共同指導は、テレビ電話装置等を活用して行うことができます。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該者又はその家族の同意を得なければなりません。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。
- ③ 退院時共同指導を行った場合は、その内容を記録すること。
- ④ 当該利用者が通所及び訪問リハビリテーション事業所を利用する場合において、各事業所の医師等がそれぞれ退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った場合は、各事業所において当該加算を算定可能です。ただし、通所及び訪問リハビリテーション事業所が一体的に運営されている場合においては、併算でき

ません。

(19) 移行支援加算【通所リハビリテーション】 12 単位／日

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間※の末日が属する年度の次の年度内に限り、1 日につき所定単位数を加算できます。

※ 評価対象期間

加算を算定する年度の初日の属する年の前年の 1 月から 12 月までの期間

例 令和 6 年度に算定する場合 ⇒ 令和 5 年 1 月～12 月

◎厚生労働大臣が定める基準

イ 次のいずれにも適合すること。

(1) 評価対象期間において指定通所リハビリテーションの提供を終了した者のうち、指定通所介護等（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションを除く。）を実施した者の占める割合が、100 分の 3 を超えていること。

(2) 評価対象期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して 14 日以降 44 日以内に、通所リハビリテーション従業者が、通所リハビリテーション終了者に対して、当該通所リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施状況を確認し、記録すること。

ロ 12 を当該指定通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が 100 分の 27 以上であること。

ハ 通所リハビリテーション修了者が指定通所介護等の事業所へ移行するに当たり、当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供すること。

<留意事項>（老企 36 第 2 の 8（30））

① 移行支援加算におけるリハビリテーションは、通所リハビリテーション計画に家庭や社会への参加を可能とするための目標を作成した上で、利用者の A D L 及び I A D L を向上させ、指定通所介護等（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは除く。）に移行させるものです。

② 「その他社会参加に資する取組」には、医療機関への入院や介護保険施設への入所、指定訪問リハビリテーション、指定認知症対応型共同生活介護は含まれず、算定対象とならないこと。

③ 厚生労働大臣が定める基準イ（1）において、指定通所介護等（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは除く。）を実施した者の占める割合及び基準ロにおいて、12 を指定通所リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数については、小数点第 3 位以下は切り上げること。

④ 平均利用月数においては、以下の式により計算すること。

イ (i) に掲げる数 ÷ (ii) に掲げる数

(i) 当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計

(ii) (当該事業所における評価対象期間の新規利用者数の合計 + 当該事業所における評価対象期間の新規終了者数の合計) ÷ 2

ロ イ (i) における利用者には、当該施設の利用を開始して、その日のうちに利用を終了した者又は死亡した者を含むものです。

ハ イ (i) における利用者延月数は、利用者が評価対象期間において当該事業所の提供する通所リハビリテーションを利用した月数の合計をいうものとします。

ニ イ (ii) における新規利用者数とは、当該評価対象期間に新たに当該事業所の提供する通所リハビリテーションを利用した者の数をいうものとします。また、当該事業所の利用を終了後、12 月以上の期間を空けて、当該事業所を再度利用した者については、新規利用者として取り扱うこと。

ホ イ (ii) における新規終了者数とは、評価対象期間に当該事業所の提供する通所リハビリテーションの利用を

終了した者の数をいうものとします。

- ⑤ 「指定通所介護等（指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーションは除く。）の実施」状況の確認に当たっては、指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、通所リハビリテーション終了者の居宅を訪問し、通所リハビリテーション計画書のアセスメント項目を活用しながら、リハビリテーションの提供を終了した時と比較して、ＡＤＬ及びＩＡＤＬが維持又は改善していることを確認すること。

なお、電話等での実施を含め確認の手法は問わないこと。

- ⑥ 「当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供」については、利用者の円滑な移行を推進するため、指定通所リハビリテーション終了者が通所介護等へ移行する際に、「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」の別紙様式２－２－１及び２－２－２のリハビリテーション計画書等の情報を利用者の同意の上で通所介護等の事業所へ提供すること。

なお、その際には、リハビリテーション計画書の全ての情報ではなく、本人・家族等の希望、健康状態・経過、リハビリテーションの目標、リハビリテーションサービス等の情報を抜粋し、提供することで差し支えありません。

- 移行支援加算等の基本的な考え方については、介護保険最新情報（Vol.1217）を必ずご確認ください。

【ポイント】

【国ＱＡ】（令和３年度介護報酬改定に関するＱ＆Ａ（Vol. 2））

（問17） 移行支援加算は事業所の取り組んだ内容を評価する加算であるが、同一事業所において、当該加算を取得する利用者と取得しない利用者がいることは可能か。

（答） 同一事業所において、加算を取得する利用者と取得しない利用者がいることはできない。

（問18） 移行支援加算について、既に訪問（通所）リハビリテーションと通所介護を併用している利用者が、訪問（通所）リハビリテーションを終了し、通所介護はそのまま継続となった場合、「終了した後通所事業を実施した者」として取り扱うことができるか。

（答） 貴見のとおりである。

（問19） 利用者が訪問リハビリテーションから通所リハビリテーションへ移行して、通所リハビリテーション利用開始後２月で通所介護に移行した場合、訪問リハビリテーションの移行支援加算の要件を満たしたことになるのか。

（答） 貴見のとおりである。

（問20） 移行支援加算で通所リハビリテーションから通所介護、訪問リハビリテーションから通所リハビリテーション等に移行後、一定期間後元のサービスに戻った場合、再び算定対象とすることができるのか。

（答） 移行支援加算については、通所リハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内に通所リハビリテーション従業者が通所リハビリテーション終了者に対して、指定通所介護等を実施していることを確認し、記録していることとしている。なお、３月以上経過した場合で、リハビリテーションが必要であると医師が判断した時は、新規利用者としてすることができる。

（問12） 移行支援加算に係る解釈通知における、「（i）当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計」は、具体的にどのように算出するのか。

（答） 移行支援加算は、利用者のＡＤＬ・ＩＡＤＬが向上し、社会参加に資する取組みに移行する等を指標として、質の高いリハビリテーションを提供する事業所を評価するものである。そのため、「社会

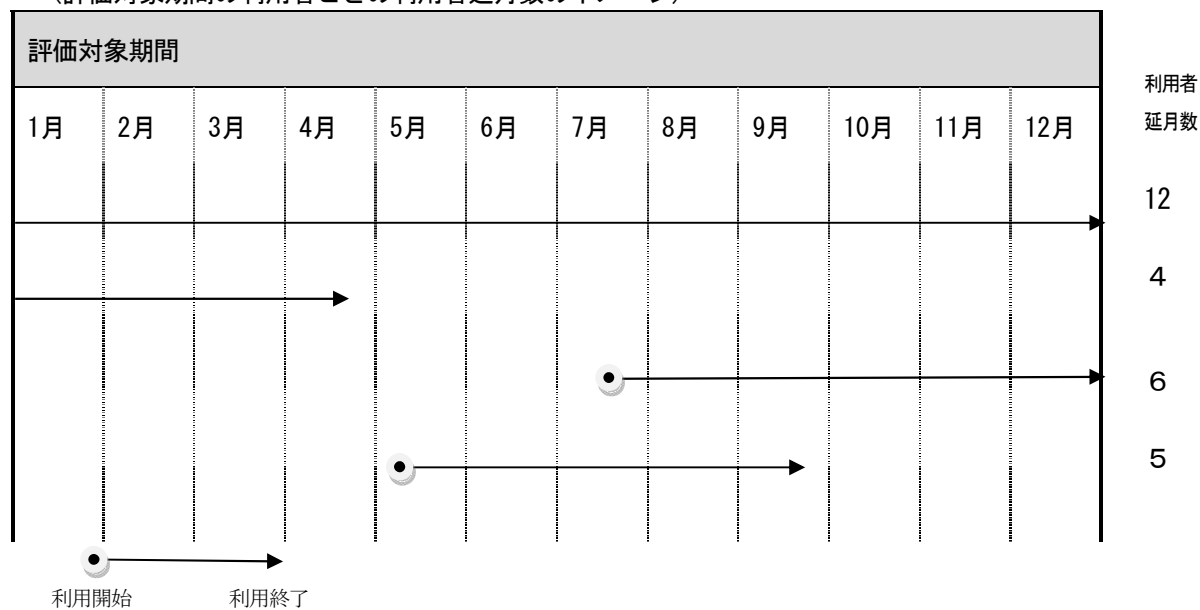
参加への移行状況」と「サービスの利用の回転」を勘案することとしている。このうち、「サービスの利用の回転」の算定方法は下記のとおりである。

$$\frac{12\text{月}}{\text{平均利用月数}} \geq 27\%$$

$$\text{※平均利用月数} = \frac{\text{評価対象期間の利用者延月数}}{\text{評価対象期間の（新規利用者数＋新規終了者数）} \div 2}$$

この平均利用月数を算出する際に用いる、「（i）当該事業所における評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数の合計」とは、評価対象期間に当該事業所を利用した者の、評価対象期間におけるサービス利用の延月数（評価対象期間の利用者延月数）を合計するものである。なお、評価対象期間以外におけるサービスの利用は含まない。

（評価対象期間の利用者ごとの利用者延月数のイメージ）



（20）一体的サービス提供加算【介護予防通所リハビリテーション】 480 単位／月

厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定介護予防通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算できます。ただし、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定できません。

◎厚生労働大臣が定める基準

- イ 指定介護予防サービス介護給付費単位数表の介護予防通所リハビリテーション費の栄養改善加算に掲げる基準及び口腔機能向上加算に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市に届け出て栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
- ロ 利用者が指定介護予防通所リハビリテーションの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を、1月につき2回以上設けていること。

<留意事項>（老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号 第2の6（12））

当該加算は、基本サービスとしている運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援者の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。なお、算定に当たっては以下に留意すること。

- ① 栄養改善加算及び口腔機能向上加算に掲げる各サービスの取扱いに従い適切に実施していること。
- ② 基本サービスとしている運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一

体的に実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

(21) サービス提供体制強化加算

【通所リハビリテーション】

(Ⅰ) 22 単位／回

(Ⅱ) 18 単位／回

(Ⅲ) 6 単位／回

【介護予防通所リハビリテーション】

(Ⅰ) (要支援 1) 88 単位／月、(要支援 2) 176 単位／月

(Ⅱ) (要支援 1) 72 単位／月、(要支援 2) 144 単位／月

(Ⅲ) (要支援 1) 24 単位／月、(要支援 2) 48 単位／月

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして横須賀市長に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、基準に掲げる区分に従い、1 回につき次に掲げる所定単位数を加算できます。サービス提供体制強化加算は、次のいずれかの加算を算定している場合においては、その他の加算は算定できません。

◎厚生労働大臣が定める基準

イ サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

(一) 指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 70 以上であること。

(二) 指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数 10 年以上の介護福祉士の占める割合が 100 分の 25 以上であること。

(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

ロ サービス提供体制強化加算 (Ⅱ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 50 以上であること。

(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

ハ サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

(一) 指定通所リハビリテーション事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が 100 分の 40 以上であること。

(二) 指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数 7 年以上の者の占める割合が 100 分の 30 以上であること。

(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

<留意事項> (老企 36 第 2 の 8 (31))

○ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3 月を除く。）の平均を用いることとします。ただし、前年度の実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前 3 月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとします。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4 月目以降届出が可能となるものであること。なお、介護福祉士については、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とする。

○ 前述のただし書きの場合にあつては、届出を行った月以降においても、直近 3 月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければなりません。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の取下げの届出を提出しなければなりません。

○ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとします。

○ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。

- 同一の事業所において介護予防通所リハビリテーションを一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととします。
- 指定通所リハビリテーションを利用者に直接提供する職員とは、理学療法士等、看護職員又は介護職員として勤務を行う職員を指すものとします。なお、1時間以上2時間未満の通所リハビリテーションを算定する場合であって、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師がリハビリテーションを提供する場合にあっては、これらの職員を含むものとする。

【国Q A】（平成 21 年 4 月改定関係 Q & A（Vol. 1））

（問 6） 産休や病欠している期間は含めないと考えるのか。

（答） 産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。

（問 10） 「届出日の属する月の前三月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる」こととされている平成 21 年度の 1 年間及び平成 22 年度以降の前年度の実績が 6 月に満たない事業所について、体制届出後に、算定要件を下回った場合はどう取扱うか。

（答） サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たっては、老企第 36 号等において以下のように規定されているところであり、これに従った取扱いとされたい。

「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」

具体的には、平成 21 年 4 月に算定するためには、平成 20 年 12 月から平成 21 年 2 月までの実績に基づいて 3 月に届出を行うが、その後平成 21 年 1 月から 3 月までの実績が基準を下回っていた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成 21 年 4 月分の算定はできない取扱いとなる。

【国 Q A】（平成 27 年度 4 月報酬改定関係 Q & A（Vol. 2））

（問 63） サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、職員の割合については、これまでと同様に、1 年以上の運営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均（3 月分を除く。）をもって、運営実績が 6 月に満たない事業所（新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所）の場合は、4 月以降に、前 3 月分の実績をもって取得可能となるということではないのか。

（答） 貴見のとおり。

なお、これまでと同様に、運営実績が 6 月に満たない場合の届出にあっては、届出を行った月以降においても、毎月所定の割合を維持しなければならず、その割合については毎月記録する必要がある。

(22) 介護職員等処遇改善加算

【令和 8 年 5 月まで】

- 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして横須賀市長に届出を行った指定（介護予防）通所リハビリテーション事業者が、利用者に対し、指定（介護予防）通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算します。

（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）（Ⅳ）いずれかの加算のみ算定できます。

- | | |
|------------------|-------------------------------|
| ① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | 介護報酬総単位数の 1000 分の 86 に相当する単位数 |
| ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | 介護報酬総単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数 |
| ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | 介護報酬総単位数の 1000 分の 66 に相当する単位数 |
| ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | 介護報酬総単位数の 1000 分の 53 に相当する単位数 |

※厚生労働大臣が定める基準

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（10）までのいずれにも適合すること。

- ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（１）から（９）までのいずれにも適合すること。
- ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（１）（一）及び（２）から（８）までのいずれにも適合すること。
- ニ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（１）（一）、（２）から（６）まで、（７）（一）から（四）まで及び（８）のいずれにも適合すること。

（１）介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

（一）当該指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の２分の１以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。【月額賃金改善要件】

（二）当該指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所において、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。【キャリアパス要件Ⅳ】

（２）当該指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所において、（１）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、横須賀市長に届け出ていること。

（３）介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について横須賀市長に届け出ること。

（４）当該指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を横須賀市長に報告すること。

（５）算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

（６）当該指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

（７）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。【キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】

（一）介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

（二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。

（五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けていること。

（六）（五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

（８）（２）の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。

（９）（８）の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

（１０）（介護予防）通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること

【令和 8 年 6 月から】

- 別に厚生労働大臣が定める基準（※）に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして横須賀市長に届出を行った指定（介護予防）通所リハビリテーション事業者が、利用者に対し、指定（介護予防）通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算します。いずれかの加算のみ算定できます。

- ① 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 介護報酬総単位数の 1000 分の 103 に相当する単位数
- ② 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 介護報酬総単位数の 1000 分の 111 に相当する単位数
- ③ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 介護報酬総単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数
- ④ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 介護報酬総単位数の 1000 分の 108 に相当する単位数
- ⑤ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 介護報酬総単位数の 1000 分の 83 に相当する単位数
- ⑥ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 介護報酬総単位数の 1000 分の 70 に相当する単位数

※厚生労働大臣が定める基準

- イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ （１）から（10）までのいずれにも適合すること。
- ロ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ （１）から（11）までのいずれにも適合すること。
- ハ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ （１）から（９）までのいずれにも適合すること。
- ニ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ （１）から（９）まで及び（11）のいずれにも適合すること。
- ホ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（１）（一）及び（２）から（８）までのいずれにも適合すること。
- ヘ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（１）（一）、（２）から（６）まで、（７）（一）から（四）まで及び（８）のいずれにも適合すること。

（１）介護職員その他の職員の賃金改善について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額が介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

（一）当該指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所が仮に介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）を算定した場合に算定することが見込まれる額の 2 分の 1 以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること。【月額賃金改善要件】

（二）当該指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所において、経験・技能のある介護職員のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額 440 万円以上であること。ただし、介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。【キャリアパス要件Ⅳ】

（２）当該指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所において、（１）の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、横須賀市長に届け出ていること。

（３）介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について横須賀市長に届け出ること。

（４）当該指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所において、事業年度ごとに当該事業所の職員の処遇改善に関する実績を横須賀市長に報告すること。

（５）算定日が属する月の前 12 月間において、労働基準法、労働者災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと。

（６）当該指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所において、労働保険料の納付が適正に行われていること。

（７）次に掲げる基準のいずれにも適合すること。【キャリアパス要件Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ】

（一）介護職員の任用における職責又は職務内容等の要件（介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

（二）（一）の要件について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

（三）介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

（四）（三）について、全ての介護職員に周知していること。

（五）介護職員の経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けていること。

（六）（五）について書面をもって作成し、全ての介護職員に周知していること。

- (8) (2) の届出に係る計画の期間中に実施する職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること。【職場環境等要件 次ページの別表参照】
- (9) (8) の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- (10) (介護予防) 通所リハビリテーション費におけるサービス提供体制強化加算（Ⅰ）又は（Ⅱ）のいずれかを届け出ていること
- (11) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- (一) ケアプランデータ連携システムを利用していること。
- (二) 連携推進法人に所属していること。

※算定要件（賃金改善以外の要件）

	①月額賃金改善要件	②キャリアパス要件Ⅰ	③キャリアパス要件Ⅱ	④キャリアパス要件Ⅲ	⑤キャリアパス要件Ⅳ	⑥キャリアパス要件Ⅴ	⑦職場環境等要件			⑧令和8年度特例要件
	処遇改善Ⅳの1/2以上の月額賃金改善	任用要件・賃金体系の整備等	研修の実施等	昇給の仕組みの整備等	改善後の賃金要件（440万円一人以上）	介護福祉士等の配置要件	区分ごとに1以上の取組（生産性向上は2以上）	区分ごとに2以上の取組（生産性向上は3以上）	HP掲載等を通じた見える化（取組内容の具体的記載）	生産性向上や協働化に係る取組
介護職員等処遇改善加算Ⅰイ	○	○	○	○	○	○	－	○	○	－
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	○	○	○	○	○	○	－	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅱイ	○	○	○	○	○	－	－	○	○	－
介護職員等処遇改善加算Ⅱロ	○	○	○	○	○	－	－	○	○	○
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	○	○	○	○	－	－	○	－	－	－
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	○	○	○	－	－	－	○	－	－	－

※職場環境等要件

区分	内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化
	②事業所の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築
	③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者、有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可）
	④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対するユニットリーダー研修、ファーストステップ研修、喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
	⑥研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動
	⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等導入
	⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保

両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
	⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備
	⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識づくりのため、具体的な取得目標(例えば、1週間以上休暇を年に●回取得、付与日数のうち●パーセント以上を取得)を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけを行っている
	⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消を行っている
腰痛を含む心身の健康管理	⑬業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実
	⑭短時間勤務労働者等も受信可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施
	⑮介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理教育の研修等の実施
	⑯事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上(業務改善及び働く環境改善)のため取組	⑰厚生労働省が示している「生産性向上ガイドライン」に基づき、業務改善活動の体制構築(委員会やプロジェクトチームの立ち上げ、外部の研修会の活用等)を行っている
	⑱現場の課題の見える化(課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等)を実施している
	⑲5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備を行っている
	⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている
	㉑介護ソフト(記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの)、情報端末(タブレット端末、スマートフォン端末等)の導入
	㉒介護ロボット(見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等)又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器(ビジネスチャットツール含む)の導入
やりがい・働きがいの醸成	㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、介護職員がケアに集中できる環境を整備。特に、間接業務(食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等)がある場合は、いわゆる介護助手等の活用や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う。
	㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福祉厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の
	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善
	㉖地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施
	㉗利用者本位のケア方針など介護保健や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供
	㉘ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

◎介護職員等処遇改善加算の算定に当たっては、「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について(令和8年度分)」(令和8年3月13日厚生労働省老健局長通知老発0313第6号)をよく確認してください。

◎併せて、当加算に関するQ & A等については、厚生労働省ホームページもご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

5 所要時間 1 時間以上 2 時間未満のサービス提供について

- ・ 1 時間以上 2 時間未満の通所リハビリテーションの利用者については、同日に行われる他の通所リハビリテーション費は算定できません。（老企 36 第 2 の 8（1）④）
→例）6～7 時間のサービスの前後に 1～2 時間のサービスを行うことはできません。
- ・ 医療保険の脳血管リハビリテーション、運動器リハビリテーション又は呼吸器リハビリテーションの届出を行っている保険医療機関においては、利用者のサービス提供に支障が生じない場合に限り、1 時間以上 2 時間未満の通所リハビリテーションを、医療保険の上記リハビリテーションと同一のスペースにおいて行うことも差し支えないことが明確に定められました（必要な機器及び器具の利用についても同様です）。
ただし、このような指定通所リハビリテーションを行うためには、医療保険のリハビリテーションの患者数に関わらず、3 平方メートルに指定通所リハビリテーションの利用者数を乗じた面積以上のスペースを必要とします。

6 医療保険と介護保険のリハビリテーションの給付調整について

要介護被保険者等である患者に対して行うリハビリテーションは、同一の疾患等について、医療保険における心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、廃用症候群リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又は呼吸器リハビリテーション料（以下「医療保険における疾患別リハビリテーション料」という。）を算定するリハビリテーション（以下「医療保険における疾患別リハビリテーション」という。）を行った後、介護保険における訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション又は介護予防訪問リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーション（以下「介護保険におけるリハビリテーション」という。）の利用開始日を含む月の翌月以降は、当該リハビリテーションに係る疾患等について、手術、急性増悪等により医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定する患者に該当することとなった場合を除き、医療保険における疾患別リハビリテーション料は算定できません。

ただし、医療保険における疾患別リハビリテーションを実施する施設とは別の施設で介護保険におけるリハビリテーションを提供することになった場合には、一定期間、医療保険における疾患別リハビリテーションと介護保険のリハビリテーションを併用して行うことで円滑な移行が期待できることから、介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日を含む月の翌々月まで、併用が可能です。併用する場合には、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載することにより、同一の疾患等について介護保険におけるリハビリテーションを行った日以外の日には医療保険における疾患別リハビリテーション料を算定することが可能です。ただし、当該利用開始日の翌月及び翌々月に算定できる疾患別リハビリテーション料は 1 月 7 単位までです。

なお、目標設定等支援・管理料を算定してから 3 月以内に、当該支援によって紹介された事業所において介護保険におけるリハビリテーションを体験する目的で、同一の疾患等について医療保険における疾患別リハビリテーションを行った日以外に 1 月に 5 日を超えない範囲で介護保険におけるリハビリテーションを行った場合は、診療録及び診療報酬明細書に「介護保険におけるリハビリテーションの利用開始日」を記載する必要はなく、医療保険における疾患別リハビリテーションから介護保険におけるリハビリテーションへ移行したものとみなせません。

平成 18 年 4 月 28 日 老老発 0428001・保医発 0428001 医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について

個人情報保護について

平成 17 年 4 月から、個人情報保護法が施行され、介護保険事業者も個人情報保護法に沿って事業運営をしていかなければなりません。

具体的な取扱いのガイダンスは、厚生労働省が出しています。

※ 個人情報保護法全体の概要について

⇒個人情報保護委員会のホームページ

<http://www.ppc.go.jp/>

※ 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」

⇒厚生労働省のホームページ

⇒厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000027272.html>

ポイント	具体的な内容等
① 利用目的の特定	・ 個人情報を取り扱うに当たり、利用目的を特定する。 ・ 特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えては行けない。
② 適正な取得、利用目的の通知	・ 偽りその他の不正の手段により個人情報を取得してはならない。 ・ あらかじめ利用目的を公表しておくか、個人情報取得後、速やかに利用目的を本人に通知又は公表する。 →公表方法（例：事業所内の掲示、インターネット掲載） 通知方法（例：契約の際に文書を交付するなど）
③ 正確性の確保	・ 個人データを正確かつ最新の内容に保つ。
④ 安全管理・従業員等の監督	・ 個人データの漏えい等の防止のための安全管理措置 →個人情報保護に関する規程の整備、情報システムの安全管理に関する規程の整備、事故発生時の報告連絡体制の整備、入退館管理の実施、機器の固定、個人データへのアクセス管理 ・ 従業者に対する適切な監督 ・ 個人データ取扱を委託する場合は、委託先に対する監督
⑤ 第三者への提供の制限	・ あらかじめ本人の同意を得ないで、他の事業者など第三者に個別データを提供してはならない。
⑥ 本人からの請求への対応	・ 本人から保有個人データの開示を求められたときには、当該データを開示しなくてはならない。 ・ 本人から保有個人データの訂正等求められた場合に、それらの求めが適正であると認められるときには、訂正等を行わなくてはならない。
⑦ 苦情の処理	・ 苦情などの申出があった場合の適切かつ迅速な処理 ・ 苦情受付窓口の設置、苦情処理体制の策定等の体制整備

※ 上記の厚生労働省ガイダンスに詳細が記載されていますので、ご確認ください。

